

新版式内社巡拝報告

岡山県(備前国)編

新版式内社巡拝報告

皇學館大学と國學院大學中心に編纂された「式内社調査報告」も既に半世紀ほどたつてしまいました。今回、皇學館大学松本丘教授を部会長とした「式内社研究部会」を発足し「式内社調査報告」を参考として新たに追加調査し、一般の方も読みやすい新版作成をすることになりました。それにより新たな参拝のきっかけになればと思います。完成したものは随時、WEB発信及び冊子化します。

【参考】

「式内社」とは、九〇五年（延喜五年）、醍醐天皇の命により藤原時平らが編纂を始め、時平の死後は藤原忠平が編纂に当たった。『弘仁式』『貞観式』とその後の式を取捨編集し、九二七年（延長五年）に完成した「延喜式」の神名帳に挙げられている神社のことを指す。（「式」とは、律令の細則を定めた法律集のこと。）

式内社は、全部で二八六一社で、祀られる神の数が三一三二座。

神名帳といいながらも、社名と座数、そして社格と幣帛を受ける祭祀名が列記されているのみで、具体的な祭神名や由緒などは記載されていない。

官幣社と国幣社

式内社は、さらに官幣社と国幣社に分かれる。

官幣社は、朝廷の神祇官から幣帛を受ける神社のことをいう。神祇官とは、今で言う中央の省庁のようなもの。中央の省庁から捧げ物を受ける資格のある神社ということになる。

国幣社は、国司から幣帛を受ける神社のことを指す。国司すなわち今で言うところの都道府県知事から幣帛を受ける神社である。

おおよそ、官幣社は畿内の神社で、国幣社は地方の神社という具合に大別されるが、もちろん、地方にあっても重要な神社は官幣社に定められた。

大社と小社

さらに、それぞれが大社と小社に分けられる。大小の区分の基準は明確ではなく、その神社の由緒やその当時の規模で判断された。

官幣大社：一九八社 三〇四座

官幣小社：三七五社 四三三座

国幣大社：一五五社 一八八座

国幣小社：二一三三社 二二〇七座

また官幣大社の中に名神祭という祭祀にあずかる神社がありこれを明神大社と称する。

国家レベルの危機を迎えたとき、あるいは予測できるとき、たとえば長雨による洪水や日照りによる飢饉、政変、疫病などが起こったときに祈願する緊急的臨時的に行われる祭祀が名神祭である。

全国で二〇三社とも二二四社ともいわれ名神祭を行う神社は、祈願の種類によって使い分けられていた。

たとえば、藤原仲麻呂の乱の時は近江の明神大社に奉幣、祈止雨の祈願は畿内の名神大社に、豊作祈願や災害予防は全国の名神大社にという具合である。

また、その中にも順序があり、祈雨止雨祈願の場合、まず丹生川上神社と貴船神社に奉幣し、効果が出なければ龍田大社と廣瀬大社を加える。それでも効果が出ない場合は、畿内十一社へ。なおも神験がなければ、山城・大和の山口社と水分社を挟んで、更に畿内名神社へと段階的に祭祀を拡大していったことが記録されている。

律令制度の衰微によって式内社の制度も廃絶しその所在が不明になってしまった神社も数多く出てきた。その為、現在でも比定の議論が続いているが、そういう神社を称して「論社」としている。

岡山県（備前国）の式内社

- ① 美和神社 みわじんじや
- ② 片山日子神社 かたやまひこじんじや
- ③ 安仁神社 あにじんじや
- ④ 鴨神社 三座 かもじんじや
- ⑤ 宗形神社 むなかたじんじや
- ⑥ 石上布都之魂神社 いそのかみふつのみたまじんじや
- ⑦ 布勢神社 ふせじんじや
- ⑧ 神根神社 こうねじんじや
- ⑨ 大神神社 四座 おおみわじんじや
- ⑩ 石門別神社 いわとわけじんじや
- ⑪ 尾針神社 おはりじんじや
- ⑫ 天神社 てんじんしや
- ⑬ 伊勢神社 いせじんじや

岡山県瀬戸内市長船町東須恵

岡山県瀬戸内市長船町土師

岡山県岡山市東区西大寺一宮

岡山県赤磐市仁堀西

岡山県赤磐市是里

岡山県赤磐市石上

岡山県赤磐市仁堀西

岡山県備前市吉永町神根

岡山県岡山市四御神字土師之森

岡山県岡山市北区奥田南町

岡山県岡山市北区京山

岡山県岡山市北区三野本町

岡山県岡山市北区番町

⑭ 天計神社
てんけいじんじや

⑮ 国神社
くにじんじや

⑯ 石門別神社

⑰ 尾治針名真若比女神社
おはりはりなまわかひめじんじや

⑱ 鴨神社
かもじんじや

⑲ 宗形神社
むなかたじんじや

⑳ 鴨神社
かもじんじや

㉑ 田土浦坐神社
たつちうらにますじんじや

岡山県岡山市北区中井町

岡山県岡山市北区三門中町

岡山県岡山市大供三百番地

岡山県岡山市北区津島本町

岡山県加賀郡吉備中央町

岡山県岡山市北区大窪

岡山県玉野市長尾

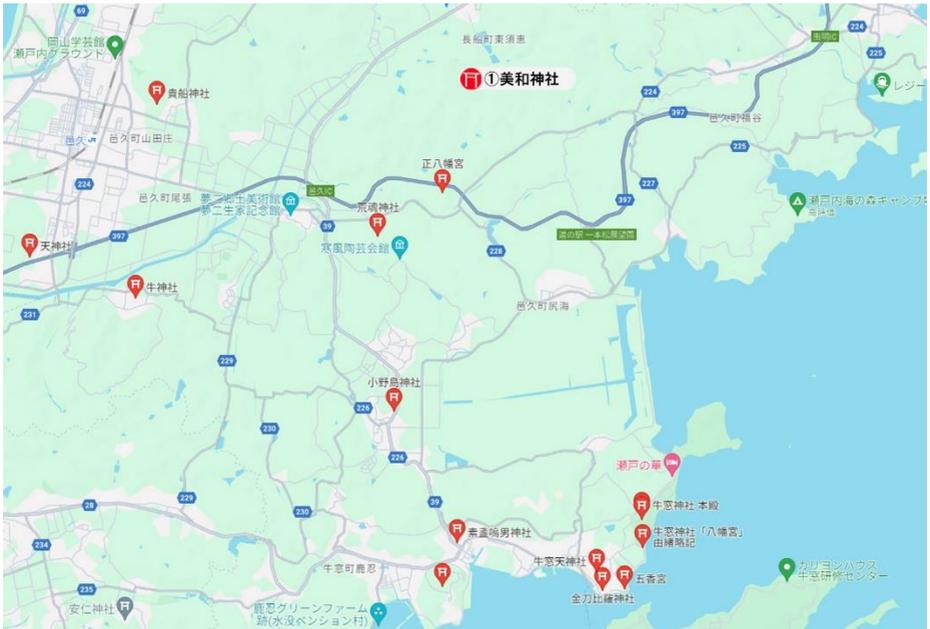
岡山県倉敷市下津井田之浦

※注 神社名のルビ（ふりがな）は参考です。

岡山県（旧備前国）鎮座地



1 美和神社



【社名】延喜式吉田家本（以下、吉田家本とする。）には「美和神社」とあり、『大日本史』も「美和神社」と訓んでいる。

『備前国神名帳』総社本（綿抜本）には「美和神社」、同じく一宮左楽頭本には「美和神」、同じく神上金剛寺本には「正三位美和大明神」、同じく西大寺本・広谷本・大滝本及び『国内神名位階記』山本本には「条三位美和明神」とある。後述のとおり、現在の美和神社はもと広高八幡宮と称しており、明治三年に「御維新二付旧号復古シテ美和神社」（明治七年『延喜式内社取調書』）と改められたものである。

【所在地】邑久郡長船町東須恵字広高山一〇六四番地（元邑久郡東須恵村・西須恵村境三和ノ峯、赤穂線長船駅より七キロメートル）に鎮座している。東須恵及び西須恵は古代の邑久郡須恵郷にあたり、広高山・桂山・高山・高畑山等の丘陵地には築山古墳（西須恵字築山、前方後円墳、全長八十メートル、県指定史跡）をはじめ数百の古墳及び多数の須恵器窯跡の存在が確認されている（昭和四十九年『岡山県遺跡地図2』）。

古代の須恵郷の地域は中世には須恵保と呼ばれ（「東寺文書」嘉吉二年『備前国棟別事』）、近世には東須恵村・西須恵村に二分されていた。江戸中期の東須恵村は、家数百三十二軒男女六百二十六人、西須恵村は、家数百三十七軒、男女七百三十二人（享保六年『備陽記』）であった。東須恵村・西須恵村は明治二十二年に北隣の飯井村と合併して美和村と称し、昭和三十年に国府村・行幸村と合併して長船町となり現在に至る。

当社の氏子は長船町東須恵・西須恵一帯で、明治七年の氏子戸数二二六戸、昭和二十七年の氏子数九五〇人、昭和五〇年代の氏子戸数は二〇〇戸であった。

【祭神】「神社明細帳」（明治三年、岡山大学所蔵池田家文庫）には「大物主命」、「延喜式内神社、国史見在之神社」（明治初年）及び『大日本史』には「大物主神」、「邑久郡神社誌」（大正四年）、「神社明細書」（昭和二十七年）には「大物主神、合殿仲哀天皇・応神天皇・神功皇后・天照大神荒魂・天日方奇日方命」とある。仲哀天皇以下五神は明治四十三年に西須恵の八幡神社（祭神仲哀天皇・応神天皇・神功皇后）と青木神社（祭神天照大神荒魂・天日方奇日方命）を合祀したために追加されたものである。

【由緒】『吉備温故秘録』（寛政年中）によると、「美和神社 同（邑久郡磯上村）式内神なり、祭ところの神一座、大己貴命なり、今は廃して社地のみ残り、可惜く」とあって、美和神社は現在の邑久郡長船町磯上に鎮座していたとしている。しかし、平賀元義は『吉備国地理之聞書』でこれを否定し、「神主池畑某、寛文六年邑久郡北の方荒神・藪神の類数十社をこぼち、石上村多賀大明神の社地に寄宮として、吉田家より正印を勧請して、是を美和神社といふ。正徳二年大多羅村（上道郡）に遷して今にあり。」と述べている。

また、『備陽国誌』（元文四年）には「美和神社福里村 延喜式神名に見えたり、正徳年中上道郡大多羅へ移して寄宮とす、今社地のみ残り」とあるが、この福里村（現長船町福里）の美和神社について、『東備郡村志』（天

保年中)は「此神淫祠たるにより正徳年中大多羅村に遷さる」とし、また『吉備温故秘録』は「福里村の寄宮に有といへども、是は別の美和神社ならん」といずれも式内社美和神社ではないと否定している。

岡山藩では、寛文六年(一六六六)に領内の村々で「産神」及び「故有之正社」だけを残して、その他の淫祠一万五百二十七社を七十一ヶ所に集め寄宮としたが、その時邑久郡では千二百六十五社が十ヶ所の寄宮へ集められた。『御領内寄宮記』によると、十ヶ所のうち磯上村に集められた淫祠は服部村十二社、磯上村二十四社、牛文村十五社、福里村一社の計五十二社であった。福里村の一社は美和神社であった。これらの淫祠は磯上村の多賀大明神境内に寄宮を建て、吉田家の証印をうけて「美和神社」と称していたが、正徳二年(一七一二)に上道郡大多羅村(現岡山市大多羅)句々迺馳神社の寄宮へ遷された。

平賀元義が磯上村の美和神社跡地を式内社美和神社の跡ではないと否定したのはこのような事情からであった。また、福里村にあった美和神社を『吉備温故秘録』『東備郡村志』が否定したのは、式内社美和神社であるなら淫祠として整理されるはずがないという理由からであった。口碑によると、福里村の美和神社は須恵にあった美和神社の分霊を勧請していたと伝えられており、淫祠として整理されたのは、この神社が巫覡等によって新たに創建され、「利を貪り、民を惑」わしていたためであろうか。

岡山藩では江戸中期頃にそれまで不明であった式内社の再興が進められるが、磯上村・福里村でも式内社美

和神社がそれぞれ鎮座していたとして、その再興が行なわれている。福里村では延享三年（一七四六）に祠官大西権之進が藩へ美和神社再興願いを出し、翌四年三月に許可され、寛延二年（一七四九）に社殿を造営、北隣の服部村宇佐八幡宮から神霊を奉遷している（昭和二十七年『福里・美和神社明細書』）。

同じころ、磯上村でも名主安右衛門が多賀大明神境内の元寄宮美和神社跡地に碑をたて、中村元三郎なる者が文を書いて「古の美和神社の古跡」としていた（『吉備国地理之聞書』）。

明治初年になって、式内社の調査が行なわれた際、当然のことではあるが、これら両地の美和神社は式内社美和神社としては認められず、東須恵・西須恵村境にあった広高八幡宮が式内社美和神社に比定された。その理由は広高八幡宮の鎮座地を古来「三和ノ峯」と称しており、その東南の神谷に「美和の井」と呼ぶ泉があること、参道の鳥居の額にもともと「神八幡宮」と彫られていたのを「神」の字をけずって「八幡宮」としていたことからであったといわれる（明治初年『備前国式内書上考録』、大正四年『邑久郡神社誌』）。

かくして、広高八幡宮は明治三年に「旧号ニ復古」して「美和神社」と改称し、同六年郷社に列し、同四十年一月に神饌幣帛料供進神社に指定された。

明治三年の当社は「祠官池畑景久 一禰宜島居喜代治、二禰宜北谷澤次郎、三禰宜久山十代吉、一ノ神子胸像養女、二ノ神子権太郎株（久山千代吉受込、佐山村神一俊平妻へ預）」が仕えていた。祠官池畑氏は初代の七

郎右衛門が寛文中に広高八幡宮神主となって以来、代々相続している。

【祭祀】当社の祭日は祈年祭三月九日、春祭五月九日、秋季例祭十月八・九日(旧暦八月十四・十五日)、新嘗祭十一月二十三日となっている。

当社では東須恵四組、西須恵五組が毎年交代でそれぞれ祭の当番を勤めている。当番の組からは各一人の当主(当屋主)が選ばれ、十月一日に「オシバサガリ」と称して当主の家へ神霊(御幣)が移される。十月六日の早朝には両当主・宮司・両組の代表等が供二三人を条えて、四キロメートル離れた邑久郡牛窓町尻海の海岸へ行き、日の出をおがんで潮垢離をとる。これについて『延喜式内社取調書』には「祭祀ノ式ニハ神官始メ禱屋主、禱屋組甲長、両村(東須恵・西須恵)ヨリ尻海しりみへ行き海中ニ御祓キシテ、其所ノ小社ニ幣帛ヲタテマツル例ナリ。其小社大古ヨリ神坂ト云所ニ有。又斉崎トモ云」とあり、また『美和村誌』(昭和三年)には「当社ハ往昔尻海ヨリ須恵ノ広高山へ鎮座シ給フ由口碑ニ在ス。故ニ当社大祭ノ前日ニハ神職・禱屋主並祭典掛員尻海ニ行き海水ニ浴シ、其所(神坂ト云フ)ノ小サキ社へ幣帛・御酒饗献シテ奉拝シ、ソレヨリ美和神社へ帰り祭典執行スル例ナリ」とある

十月九日早朝には「オシバアゲ」と称して当主の家にまつられていた神霊が神社へ移され、祭典が執り行なわれる。かつては神輿三基(東須恵二基、西須恵一基)があり、神社の北凡そ百メートルのお旅所まで御神幸が

行なわれていた。お旅所は凡そ五十坪程の広場で、その前に馬場(御神幸道)があり、昭和初年まではお旅所で神事がすむと、「馬とぼし」が行なわれていた。馬は当屋組から各一頭を出し、乗り手も当屋組から出していた。

【境内地及び社殿】明治三年の『神社明細帳』によると、「社地一反三畝、外ニ宮林拾二町八畝二拾歩共境内除地」とあるが、明治七年の『延喜式内社取調書』では「二反歩 境内、六反歩 道敷、十五町四反四畝歩 上地之分、合拾六町二反四畝歩 旧境内」となっている。

現在の境内地面積は二七八三坪であり、山林一町三反五畝二七歩が境外地となっている。境内から東南の神谷には「美和の井」と呼ぶ泉があり、「甚美清水いとよぎなり。神供の類皆この井の水にて調進す。」(明治初年『備前国式内書上考録』)といわれる。

現在の社殿は昭和三年の改築で、本殿は間口三間半・奥行二間二尺、流造り、檜皮葺。幣殿は間口一間三尺・奥行三間、瓦葺。拝殿は間口五間奥行二間一尺、瓦葺。

随神門は間口二間・奥行一間、瓦葺。神輿蔵間口二間・奥行一間半、瓦葺。社務所間口四間・奥行三間、瓦葺。

末社に武甕槌神社(祭神・武甕槌命)。社殿の額及び明治三年の『神社明細帳』には武王子神社とある。社殿は

二尺七寸四面、瓦葺)、日吉神社(祭神・大山咋神。社殿の額及び『吉備温故秘録』には山王宮とある。社殿は間口三尺四寸・奥行一尺一寸、瓦葺)、稲荷神社(祭神・倉稻魂命。社殿は二尺四面、瓦葺)がある。稲荷神社へは明治四十三年二月に中村神社・牛神社が合祀されている。

外に境外末社として、天神社二社(祭神・菅原神。東須恵字向山及び西須恵字向に鎮座)がある。

【遺物】東須恵字本村から登る参道には「天保十一庚子歳三月吉日、当所若連中建之」と銘のある石鳥居、随神門前には「寛政三戌年四月吉日西須恵村森氏庄八郎」と銘のある手水鉢、拝殿前には「広高八幡宮・若王子八幡宮、寛政五丑八月十五日、東須恵村氏子中」と銘のある燈籠一基がある。

備前国邑久郡

2 片山日子神社



【社名】吉田家本には「片山日子神社」とあり、『大日本史』も同様である。『備前国神名帳』一宮左楽頭本には「賀多山大神」、同神上金剛寺本には「正三位片山日子大明神」、西大寺本・広谷本・大滝本及び『国内神名位階記』山本本には「条二位賀多山大明神」とあり、『備陽国誌』（元文四年）、『吉備温故秘録』（寛政年中）、『東備郡村志』（天保年中）にはいずれも「片山日子神社」とある。

【所在地】邑久郡長船町土師七九七番地（旧邑久郡土師村字片山ノ森、赤穂線長船駅より一キロメートル）に鎮座している。土師は古代の邑久郡土師郷にあたり、土師茶臼山古墳群（四十基）をはじめ、甲山古墳群（約五十基）等の存在が知られており、また土師器工房跡といわれる細工原遺跡もある（昭和四十九年『岡山県遺跡地図』）。

明治初年の『延喜式内神社、国史見在之神社』には、土師は延喜式卷七、神祇七、踐祚大嘗祭の項などとみえる土器を造って奉進していた里であって、今も細工原・由加堤という地名として土器造りの工人等の居た跡が残っているといい、片山日子神社は「大嘗祭の齋器物を造進せし郷中に鎮座ありて、製作の事保護し給へるを以て当社はやくの世より官社に預り給へり」としている。『邑久郡神社誌』（大正四年）、『邑久郡誌』（大正二年）も同様の説を載せている。

近世の土師は邑久郡土師村と称し、村高一七八三石五斗三升、田畑一一二町六反七畝、家数一九二軒、男女

一〇五八人(享保六年『備陽記』)の大村であった。土師村は明治二十二年近隣三ヶ村と合併して国府村となり、昭和三十年、行幸村・美和村と合併して長船町となって現在に至る。

当社はもと現社地の南にそびえる甲山(海拔一六四〇メートル)の山頂に鎮座していたが、「中世今の地へ移し奉れるよしいへり」、あるいは「後冷泉天皇御宇天喜三年^{末乙}八月勅により現今の地に移転せり」と伝えており、その山頂の社地跡は「峯稍広く平にして、また奇石多し。胃懸など号けし岩、また感應岩と云ふもあり」という(明治初年『備前国式内書上考録』、昭和二十七年神社明細書)。

甲山は古く「神山」^{こう}「国府山」^{こう}の字をあてており、これについて平賀元義は「神山は此神(片山日子神社)の坐す故の名なり。神をカウといふは後の俗なり。(中略)今国府山と書くは誤りなり。備前国府は邑久郡に古今無き事なり。」と述べている(『吉備之國地理之聞書』)。

当社の氏子は長船町土師及び福永の地域で、明治七年の氏子戸数は二六三戸、昭和二十七年の氏子数は一、一〇〇人、昭和五〇年代の氏子戸数は一八〇戸であった。

【祭神】『備陽国誌』及び『東備郡村志』には「所祭大山祇神」とあり、『吉備温故秘録』には「祭る所の神一座、天日方奇日方命と云」とあるが、明治三年の『神社明細帳』及び『延喜式内神社、国史見在之神社』にはいずれも「片山日子神」としており、昭和二十七年の神社明細書では「片山日子命」とある。「邑久郡神社誌」

には後記の「吉備津彦傳承」を載せ、「片山日子神と称ふは片山に座す吉備津日子命の略称なるべし」として
いる。

【由緒】前記のとおり、当社はもと甲山の山頂に鎮座していたと伝えられているが、その旧社地は「大吉備津日子命片山ノ仮宮と定給ひ、温羅降伏の謀慮を国人衆々森彦と富玉臣に問給ひ、茅萱宮に発行し給ふまでまじ坐シ御旧跡としられたり」（『備前国式内書上考録』）とされ、いわゆる「吉備津彦傳承」があり、吉備津彦神社との深い係わりが考えられる。当社は明治六年郷社に列し、同四十年神饌幣帛料供進神社に指定された。

歴代宮司の高原氏は「先祖野見宿禰之遠孫土師大夫」が文永年中に片山日子神社の神主となったと伝え、その土師大夫を初代とし、その後胤高原菅兵衛（後和泉守）は慶長年中「岡山城内鎮守ノ神下宮（旧号坂折大明神）」の神主を兼務しており、菅兵衛の子甚兵衛以後明治初年の祠官高原環まで十二代にわたって当社及び木鍋八幡神社祠官を勤めていた（『神社明細帳』）。

【祭祀】当社の祭日は祈年祭二月十七日、春祭五月十九日、秋季例祭十月十・十一日（元旧曆八月十九・二十日）、新嘗祭十一月二十三日となっている。

秋季例祭は木鍋八幡神社と同日であり、十月十一日には片山日子神社の神輿が行列を整えて木鍋八幡神社へ行き、両社そろってお旅所まで御神幸が行なわれていた。お旅所は木鍋八幡神社の南方百メートルの場所で、

凡そ五〇坪の広場となっている。お旅所での神事がすむと、両社神輿はそろって片山日子神社へ行き、次いで氏子の地域を回っていた。御神幸は既に中止されているが、その際には必ず「御幡おはた」を出していた。「御幡」は数メートルの青竹の上部に二本の小竹を十文字にしぼりつけ、白布一反をたらし、先に扇を立てたものであり（近年は高さ一尺程の小型になっている）、備前一宮・吉備津彦神社の御田植祭（現八月三日）に現在も出される。「御幡」と同種のものである。前記『一宮社法』によると、吉備津彦神社では六月廿八日の御田植祭に「津高郡首村ノ法者・神子・大夫」が「白布三たん」を用いて一本、「上道郡おたみの法者・ミ子・大夫」「上東郡平嶋ノ法者・ミ子・大夫」「邑久郡土師村ノ法者衆・太夫・コンカラ」が「かうぬの三たん」を用いて各一本、「津高郡之内かも村上下在々の法者」が「かりぬの三たんつゝ」で二本の「御幡」を仕立て出仕していた。いつ頃からこれら各地の法者・大夫・神子等が出仕を止めたかは明らかでないが、「土師村ノ大夫」の系譜を引くと伝える高原氏が代々宮司を兼務している片山日子・木鍋八幡両神社ではかつて秋季例祭にその「御幡」を仕立てていたのである。

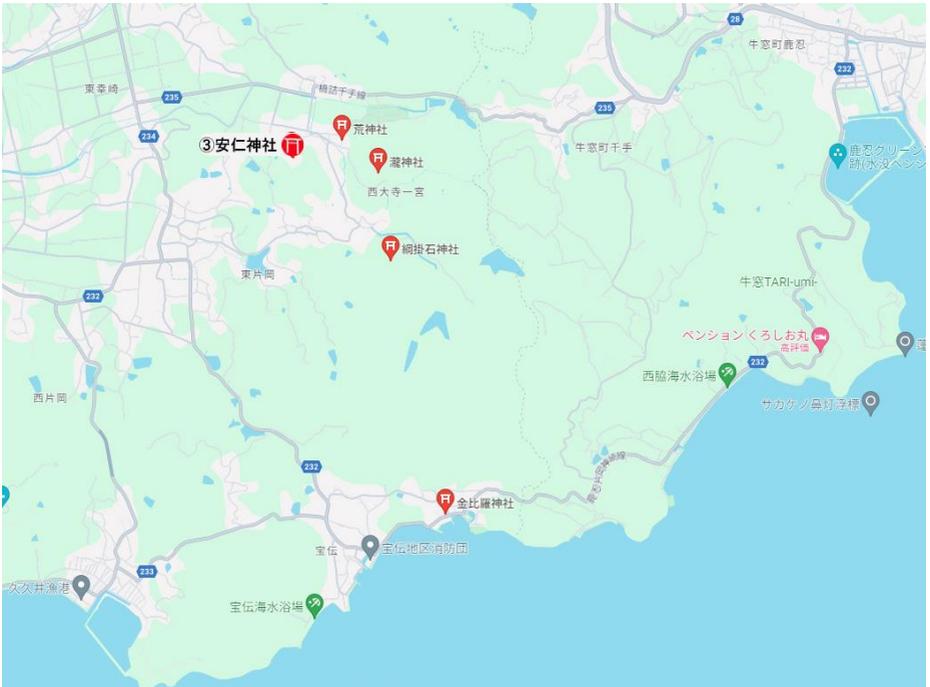
【境内地及び社殿】社地は土師の集落の西端、千田川の右岸にあたり、明治初年の境内反別は五畝八歩、現在は五〇二坪となっている。本殿は奥行・間口とも各二間、千鳥破風・唐破風付入母屋造り、檜皮葺。この種の社殿は備前には少なく、備中に広く分布する建築様式である。幣殿は参坪六合、瓦葺。拝殿は八坪七合、瓦

葺。釣殿は五坪、瓦葺。随神門は二坪五合、瓦葺となっている。本殿の東に末社稲荷神社、西木野山神社がある。

【遺物・宝物】宝物として甲冑参領・鏡一面（『邑久郡神社誌』）。境内入口に江戸末期頃の豊島石製鳥居があり、その前の手水鉢には「寛政五癸八月廿日」の銘、鳥居両わきの燈籠一对には「享和参八月廿日、本邨氏子中」の銘がある。拝殿前に陶製狛犬（備前焼）一对がある。拝殿内には「明治六龍次癸酉十月吉良辰旦萬春亭社中」奉納の算額一枚が掲げられている。

備前国邑久郡

3 安仁神社



【社名】吉田家本・延喜式武田家本（以下、武田家本とする。）に「アニノ」、延喜式九条家本（以下、九条家本とする。）に「アニ」と傍訓が付けられている。『大日本史』も「安仁神社」と訓んでいる。『備前国神名帳』総社本（綿抜本）には「安仁神社」、同一宮左楽頭本には「安仁ノ大神」、同神上金剛寺本には「従一位安仁大明神」、同西大寺本・広谷本大滝本及び『国内神名位階記』山本本には「正二位安仁大明神」とあり（邑久郡牛窓町千手、弘法寺所蔵）の『邑久郷安仁社免田坪付写』（貞治六年）、『弘法寺寄進田名々注文案』（応安六年）及び安仁神社文書の『豊原庄邑久郷蓮華寺紛失状写』（貞和三年）等には「安仁社」とある。当社はまた

「久^{ひさかたのみや}方宮」とも呼ばれていたといわれ、吉備津彦神社文書『備前国中大小神祇』（康永元年）にみえる「久

方ノ宮」は当社であるという。

【所在地】岡山市西大寺一宮八九五番地（元邑久郡藤井村字宮城山赤穂線西大寺駅より九キロメートル）に鎮座する。西大寺一宮と称するようになったのは最近のことであり、岡山市へ合併するまでは西大寺市藤井と称していた。当社は古くから「備前二宮」と呼ばれており、一宮と称された記録はないが、備前国唯一の名神大社であったことから、神社及び地元では一宮であると主張しており、近年大字名が一宮と改められたものである。なお備前一宮は古くから吉備津彦神社（岡山市一宮鎮座）とされている。

藤井（西大寺一宮）は古代の邑久郡邑久郷に属しており、現在は内陸となっているが、古くは児島湾の入江の

奥に位置していた。かつての入江を取りまく丘陵一帯には多数の貝塚や古墳が分布している。

当社の東方一キロメートルの山上には備前四十八ヶ寺の一つで、報恩大師建立と伝えられる千手山弘法寺(真言宗)があり、その東方には古くから良港として知られた牛窓がある。

中世の藤井は邑久郡豊原庄の内に属しており(『莊園志料』)、近世には藤井村と称し村高四百五十一石三斗七升、田畑三町八反一畝九歩、家数六十六軒、男女四百十八人(享保六年『備陽記』)であった。藤井村は明治二十二年近隣四ヶ村と合併して大宮村、昭和三十一年西大寺市へ編入、次いで昭和四十四年岡山市へ編入された。安仁神社は往古宮城山(別名鶴山)の山頂に鎮座していたと伝えられており、その後山麓の字尾の上に遷されていった。

現在の社地は宝永二年(一七〇五)岡山藩主池田綱政が社殿改築にあたって造成したものである。安仁神社は明治初年まで「当藩(岡山藩)崇敬之社」(明治三年『神社明細帳』)として、その造営は公費でもって行なわれており氏子は存在しなかった。明治以後も国幣中社として造営は官費があてられており、大正十四年には「崇敬者百拾戸、講社員二千八百人」(大正十四年『安仁神社誌』)であった。ただこの崇敬者一一〇戸は「氏子同様ノ義務ヲ負担スル崇敬者」とされていた。昭和二十七年の氏子数は五〇〇人(神社明細書)、昭和五十五年の氏子戸数は岡山市西大寺一宮字北ノ路・横江・丸山の七〇戸及び同市朝日字古通二〇戸であった。

【祭神】当社の祭神については古くから諸説がある。まず、寛文十年（一六七〇）岡山藩主池田綱政が「令子誕生、子孫繁昌」を祈った『祈願文』には「安仁神社は天照大神をいはひ祭る一国の大廟」とある。次いで、備前岡山の国学者土肥経平は『寸箴乃塵』（安永七年）において「其祭神未詳、今按ニ参議条三位秋篠安仁卿を祭し神なるにや」とし、『東備郡村志』（天保年中）もそれをうけて「此神祭る所未詳技に参議条三位秋篠安仁卿を祭れる祠にや」としている。

これに対して大沢惟貞は『吉備温故秘録』（寛政年中）において、「富山翁考曰、従三位秋篠安仁卿を祭し神なるにや」と紹介しながらも、「上古より在る宮なれ共神体未分明、或曰大納言正三位右近衛大将安倍朝臣安人靈歟」とし、更に「又或説に地主の神にして、上古より御鎮座ありしを承和八年預名神とあり」、「一説に曰、阿田賀田須命といふ」と諸説をあげている。

こうした近世の諸説に加えて『大日本地名辞書』には、更に「或人は吉備下道国造兄彦命稻建別と云ふを引き、兄彦命を祭ると曰へり、稍聴くべし」、「又安仁は和邇の訛にて、大和・近江等の和邇氏の同族の人々の、此処に来住して祭るるとも曰ふ、尚考ふべし」、「国邑志云、神社考に安仁社家の説を引き、『孝靈天皇三子其二者備前一宮、其一者備中一宮、其一者備後一宮也』といへり、然らば安仁祠は三皇子（五十狭芹彦命亦名大吉備津彦命、次彦狭島命、次稚武彦命）の長兄君たる五十狭芹彦を祭るならむ、其安仁とあるは即長兄君の謂とす」

と諸説を紹介したうえ、「安仁は阿知使主を祭れるにあらずや、本社に接して阿知村あり」としている。また『改訂邑久郡誌』（昭和二十八年）も「安仁神社の西に当りて又阿知といへる所あり。安仁神社はこの阿知の氏神にして阿知神社ありしを、阿知・安仁、其の音相近ければ遂に安仁の良字を用ふるに至り、其の伝を失ひしにあらざるか。」と同説を述べている。以上の諸説のうち、土肥経平や大沢惟貞のあげた秋篠安仁説・安倍安人説については、平賀元義は『吉備之國地理之聞書』において「大なる妄説なり」とこれを否定しており、また明治三年に岡山藩が作成した『神社明細帳』では安仁神社の祭神は「不詳」と記している。

一方、神社側では、明治八年に社務太美大造によって作成されたと考えられる『安仁神社御伝記』において、「神武天皇の皇兄五瀬命を奉斎、相殿に稲氷命、御毛沼命を配せる御社にぞ座ましける。社号の安仁の名義は兄の仮字にて安仁の字義にあらざる事勿論なり。兄神社と申義なり。」とし、神武天皇が東征の途次、吉備高島宮に駐蹕ちゅうひつしていたとき、藤井の宮城山には五瀬命の行在所があり、命の没後その行在所跡に安仁神社が創建されたとしている。この神社側の説について『特選神名牒』は「五瀬命といふは近年云出したる妄説なり」と批判している。

その後、安仁神社宮司の作成した『安仁神社御縁記』では五瀬命の名は見えず、「安仁神社と申奉るは天照大神の御神孫にて（中略）御兄弟の中第一の御子と申伝へ候。」と「古老の口伝」をあげ、更に大正十四年安仁神社

社務所発行の『安仁神社誌』も「祭神安仁神」と記し、五瀬命の名を避けている。

しかし、昭和二十七年の神社明細書では、再び「祭神五瀬命、相殿稻氷命、御毛沼命」と復活し、今日に至っている。

【由緒】『安仁神社御伝記』には「当社創建之上古より神祝命の神裔を以て齋主と定め給ひしより、世々仕奉り来りしを軽島豊明朝御世七世孫左紀足尼を此れの大伯国造と定給ひて祭政を兼しめ給へり。（中略）国造土居の趾は本宮を距離こと西北二十二町邑久郷の内宇十納家といふ所にあり。また土居ともいへり。」とある。

国造本紀にみえる「大伯国造」が存在したとすれば、あるいは邑久郡に鎮座した名神大社安仁神社は彼等の齋き祭っていた神かもしれない。平安遺文10所収『備前国司解案』には「邑久郡少領外従五位上海宿禰共忠」の名がみえる。この海氏は日本書紀・古事に登場する「吉備海部」の系譜を引くものであろう。大伯国造の実態は明らかでないが、この史料から推察すれば、大伯国造と吉備海部は密接な関係があったと考えられる。

いずれにせよ、当社は承和八年（八四二）二月八日に「備前国邑久郡安仁神預三名神一焉」（続日本後紀）とみえるのが初見であり、六国史では唯一の記録である。当社は早くから「備前二宮」と呼ばれ、弘法寺文書の『邑久郷安仁社免田坪付写』によると、貞治六年頃の社領は十一町三反三十代であった。安仁神社所蔵の『僧隆祐

田地沽券』（正中二年）、『豊原庄邑久郷蓮華寺紛失状写』（貞和三年）などには「安仁社大般若免」「安仁社経免」が豊原庄や東隣の鹿忍庄の存在したことがみえてる。

また、弘法寺文書『弘法寺寄進田名々注文案』（応安六年）に「二反内一反安仁社経免」、『弘法寺寺領高注文案』（文禄三年）に「廿三石貳斗一升四合安仁社分」、卅貳石八斗四升安仁社分」ともあって、中世の当社は弘法寺と密接な関係にあったことが知られる。『吉備之国地理之聞書』によると「戦国の時は千手山弘法寺の僧立入りしことありしと見えたり。（中略）武安霊神（池田輝政）の時僧を停止せらる。」とみえている。

近世の当社は「中頃社領も凡千三百石計有し由、金吾中納言秀秋の時社領を没收す。其後輝政君の御時社領五石御寄附あり。」（元文四年『備陽国誌』）とも、「社領高貳千三百石余付居申候由（中略）近^{（金）}吾中納言殿御代迄貳百五拾石余付居申由、中納言殿御時被召上候。其後輝政様御代に高壹石壹斗御付被爲成、于今被爲下来候」（延宝三年『御国中神社』、岡山大学所蔵池田家文庫）ともいわれるが、いずれにせよ社領は激減し、社運は衰退したようである。

『東備郡村志』には、また「祭田五十五石、安永九年山王を合祭せらる」ともある。この山王は弘法寺鎮守山王権現が合祭されたものである。

山王権現は元禄十一年（一六九八）に岡山藩主池田綱政が社殿を復興、同じく弘法寺鎮守地主権現と合せて社

領百石を寄進していた(弘法寺文書、元禄十一年『池田綱政山王社領寄進状』)が、安永九年(一七八〇)安仁神社へ「合祭」されたもので、「祭田五十五石」はこの山王権現の社領五十石と安仁神社々領五石である。安仁神社々領は前記『備陽国誌』の「輝政君の御時社領五石御寄附」ではなく、輝政の時に一石一斗、その後綱政の代に五石に増加したようである。

なお、明治三年の安仁神社々領は二石七斗一升五合一勺、相殿の日吉神社(旧称山王権現、明治二年改称)社領は十一石三斗四升一合となっている(『神社明細帳』)。安仁神社は池田光政以来「当藩(岡山藩)崇敬之社」として歴代藩主の信仰が厚く、「毎年孟春廿五日、同姓の家臣を名代として代参」があり、社殿の造営等も藩費によって行なわれていた。

明治四年五月十四日、当社は国幣中社に列せられ、明治十八年の社殿改築には官費が支出されている。

明治三年の『神社明細帳』によると、当時の安仁神社神職は社務・太美大造、禰亱・横井磯治(先祖不詳、八代目)、神子・広吉妻(先祖不詳、七代目)、日吉神社神子・数太母(先祖不詳、八代目)の四人であった。

太美家は先祖の藤井孫次郎惟景が鹿忍庄下司であったと伝え、その子の惟政が元亨年中に「当社(安仁神社)社事相勤」めるようになり、以来子孫相続、江戸初期の藤井大蔵が太美と改姓、その孫五郎左衛門が再び宮崎と改姓したと伝える。寛文年中宮崎五郎左衛門が社務職に任ぜられ、以来十二代にわたって社務職を相続し、

明治初年宮崎を元の太美と改姓している。

大正四年の当社神職は宮司、禰宜、主典各一名で、宮司は太美大蔵の孫定雄であったが、その没後中島東美氏が務めた。

【祭祀】現在の当社の祭日は春祭四月十九・二十日、夏祭七月七日、秋祭(例祭)十月十・十一日となっている。例祭は明治初年まで九月十・十一日であったが、その後新暦十月三十一日・十一月一日に改められ、更に十月十・十一日と変更されて現在に至っている。

当社では農地改革まで神田一反があり、氏子崇敬者が交代で当屋となって耕作し、春秋の祭に供物神酒等を供進していた。また古くは五月一日に御田植祭が行われており、『改訂邑久郡誌』には「五月一日勤仕ス、神官大蔵ノ神田ニ参向シ大蔵ノ神ヲ祭り、当屋ノ内ヨリ十五歳以下ノ男二人ヲ出シテ苗ヲ運バシメ、十三歳以下ノ女二人ヲ出シテ苗ヲ植ヘシム」とある。この「大蔵ノ神田」とは、もと当社の鳥居のあった字大蔵にあった神田であり、「大蔵という字名の義は此処にて歳木の神事を修行し、大蔵神を祭れる故事ありし故なり」(『安仁神社誌』)といわれる。

【境内地】明治三年には「社地一反三畝、外二宮林一町二反共境内除地」(『神社明細帳』)であったが、明治五年の国幣中社列格前後に拡張され「境内反別九反一畝十四歩、旧境内反別一町六反(宮林)」(『延喜式内神

社、国史見在神社」となった。その後、明治十八年の社殿改築の際にも拡張整備され、大正四年には「社地三町八反一畝三步五合」（『邑久郡神社誌』）、同十四年には「四町一反七畝十五歩、外に境外所有地（山林等）八反四畝二十三歩」となっている。昭和二十七年当時の境内地は一三、三九一坪、境外地（山林等）八反七畝二十九歩であった（『神社明細書』）。

境内及び周辺の境外地山林には杉・檜の針葉樹及びクロカネモチ・クスノキ・カクレミノ等の常緑広葉樹が混交樹林をなし、サカキの純林やヤマモモ・ウバメガシの群落もある。

また、一部に海岸植生もとどめており、岡山県南部特有のすぐれた自然植生を有する地域として、境内を中心に六ヘクタールが県の郷土自然保護地域に指定された。

【社殿及び末社】「新太郎光政の時社殿再興、造営あり」（『安仁神社誌』）というが明らかでない。池田綱政は当社を崇敬し、寛文十年（一六七〇）に「令子を授たまひ、子孫を繁く昌に、皇親の神感速なる時に、靈宮瑞籬拝殿鳥居等、新に造建し奉らむ」と『祈願文』をささげ、成就後の宝永二年（一七〇五）に現在地に社殿を造替奉遷している。

社殿は国幣中社列格後の明治十八年に官費によって建築され、本殿は間口二間二尺・奥行二間一尺、流造り。幣殿は十一坪九合、入母屋造り。釣殿は七坪六合、切妻造り。拝殿は一八坪四合、入母屋造り。随神門は

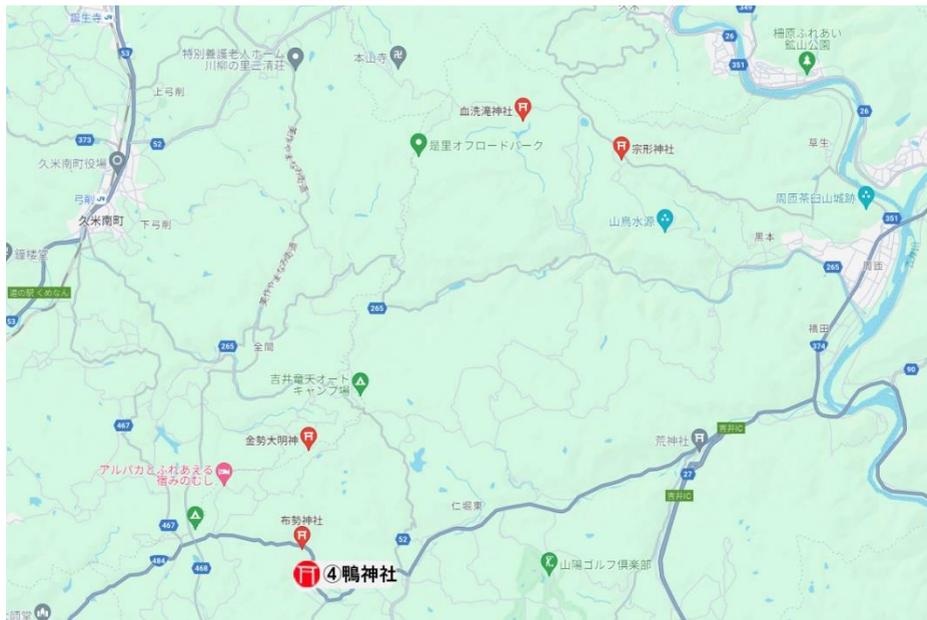
四坪一合、切妻造り、瓦葺。神供所は二二坪五合、吾妻造り、瓦葺。社務所は西一坪五合、吾妻造り、瓦葺。その他榊庫(一四坪)等の建物がある。その後昭和五十二年、屋根のみ銅板葺に改修した。

本殿左右には攝社の左補神社・右補神社がある。祭神は幾いくばく多のかみ神といわれ、「(五瀬命の)御偉業を補佐し奉れる忠士の霊」を祭つてあるとされている(『安仁神社誌』)本殿北東に末社荒神社(祭神火彦靈神・奥津彦神・奥津姫神)、東南に末社稻荷神社(祭神倉稻魂神)がある。このほか境外末社として松江伊津岐神社(岡山市邑久郷鎮座、祭神五瀬命・若御毛沼命)ほか三社がある。

【宝物・遺物等】宝物として広く知られているものに明治二十四年境内から発見された袈裟襷文銅鐸一個(国指定重要美術品、高さ三十一センチメートル)がある。その他、明治七年以後の境内携張工事の際発見された高坏・銅鏡・石鏃・石錐・石斧などが保存されている。また刀劍二口(国光及び助光作)、甲冑一領、釣燈籠六個(宝永二年、岡山藩主池田綱政寄進)がある。

所蔵文書には『備前国鹿忍庄下司・同豊原庄雜掌和與狀寫』(元享四年)等五点の中世文書『岡山県古文書集 3』所收)のほか、池田繼政以後歴代岡山藩主の社領寄進状がある。参道の鳥居及び手水鉢、本殿前の燈籠十基は宝永二年(一七〇五)社殿改築の際池田綱政が寄進したものであり、拜殿前の石造狛犬一对は安政三年(一八五六)藤井村利八の寄進である。この他境内に禰宜川崎田豆雄の撰になる社地開拓之碑(明治二十五年)等がある。

4 備前国赤坂郡
鴨神社 三座



【社名】九条家本に「鴨神社三座」とあり、吉田家本・武田家本には「鴨神社三座」と傍訓が付されている。

【由緒】創立年代を詳らかにすることはできないが、神社明細書(昭和二十七年)に「延喜式内国幣に預る古社にて神階正五位なり。往古、京都上加茂の神を勧請せしものと伝ふ」とある。また近世を通じて當社周辺地が山城国賀茂社領であることからしても賀茂別雷神社と深い関係がある。『吉備温故秘録』(寛政年中、大澤惟貞編)には

「京都加茂領、高百五十石、田畠八町一段三畝十六歩、家数十六軒、男女八十六人。京都西池左兵衛領、高五十四石八斗六升二合、家数五軒、男女三十一人。」「己前は京都加茂神社松下三位社務を務めしが、勅勘の後寺社奉行當社の祠官を支配す。今に毎歲加茂より社人来る。當村にて、高百五十石、加茂領あり。今に御寄附。」と記されている。

また、社伝として『赤磐郡誌』(昭和十五年、赤磐郡教育會編)に「賀茂領又は西池領とも稱し、上賀茂領百石、下賀茂領五十石。都合百五十石であった。領主松平攝津守の御下代御差遣の時は、御迎へのため、領民郎ち氏子より二名を選んで京都に上らせ、年貢の徴収を終らば、亦一名を附して、京都迄つていた。」と、伝承されている点を記し、又史料として、同書に「白木机の銘備州赤坂郡仁堀天西ネ主西村之内、宮内賀茂神社及大破之間、令造營畢。彌奉祇一天安全国家豐饒者也。寛文五乙巳年十一月日造營、賀茂領主、松下兵部大輔。同

六丙午年十一月二十四日遷宮前神主、条四位賀茂矩久。奉御修復文化三丙寅年三月二十二日、仮遷宮、同文化四丁卯年六月十八日正遷宮遷宮主、神主正四位下陸奥守賀茂是久。」及び「棟札、慶応元乙丑年八月吉上屋根再建立。松下威丸様、禰宜、杉本石之丞、名主永広紋左衛門、下代、藤井又兵衛門」と載録されている。

昭和二十七年の社明細書の由緒の項にも「明治初年迄は、京都上加茂神社々家松下氏が代々宮司として兼職し、本村より高百五十石を領し、収納の内を以て、悉皆造營修繕せるも、維新以来、京社家は廢せられ、當地に祠掌を置き、造營は総て氏子の負擔となった。古来雷除けの神として地方の尊崇厚し。創立年月日は延喜以前、神階正五位。旧社格は村社(明治六年二月一日列格)」とある。

【所在】鎮座地は赤磐郡吉井町仁堀西字馬場六七八番地(旧赤坂郡仁堀西村、山陽線瀬戸駅より二十キロメートル)である。県道岡山・美作線の吉井町仁堀中より、西方に約二キロメートル入ったところに鎮座。創建以来、現在の鎮座地を移った記録はないようである。なほ、仁堀西は和名抄の赤坂郡輕部郷にあたる。本社の祭神を社明細書(昭和二十七年)には、別雷神のみあげているが、『特選神名牒』には、「鴨建角身命・玉依日賣命・鴨別雷神」の三柱があげられている。しかも、同書には「今按注進状に當社は往昔より山城国上賀茂神社旧神官松下条五位家にて累代社務取扱い来りしを明治四年五月御改正になれりとある。松下氏の社務を預るにて本社の祭神もいと明かせ。」としている。思うに、別雷神を祭神とする上賀茂社の神官松下条五位家が、代々社務

取扱いの中で別雷神が主神とされ、重視されていたのではなからうか。境内には、稲荷社(祭神・稲倉魂命)・龍王神社(祭神・海童神)が、明治三十三年六月より祀られている。

【祭祀】春祭が四月三日、例祭日が十月十八日、もと九月十三日(『神社明細帳』(明治三年))。霜月祭が十二月十八日である。また、十年前より雷除けの祈願祭が五月三日にとり行なはれ多くの人々が参詣している。現在、宮司は在里巍氏(久米郡久米南町全間に居住)であり、氏子は七〇戸。神社明細書(昭和二十七年)には「氏子数一七七人、崇敬者一九八人」と記されているが、現在は布勢神社と重複している。明治初年、一九戸(『延喜式内神社国史見在之神社』)。(鴨神社より北方、約一・五キロメートルの個所に式内社布勢神社が鎮座。現在、宮司・氏子も鴨神社と同じ。また、春祭・秋祭も同日にとり行なわれている。)

【社殿・境内地】社殿は南面して建てられて道は東方につけられている。本殿は慶応元年(一八六五)に建立された流造、間口一奥行一間、檜皮葺で、周圍に板塀を廻らしている。幣殿は建坪四坪五合、拝殿は建坪六坪、間口三間・奥行六間となつている。そのほかに建坪六坪の社務所、奉獻塔・燈籠・手水鉢がある。鳥居は木製臺輪附両部鳥居で東面している。境内地は、四、八六〇坪あり、社頭の両側に三本杉と稱する古杉がある。境内周辺は森林で圍まれ莊嚴な氣風が保たれている。

【追記】『備前国式内書上考録』(明治初年)に「吉備温古に云ふ、赤坂郡鴨神社は式内の神なり。京都上加茂神

主松下氏社務たり。今に禰宜一人を下し、宮守とす。當村にて高百五拾石を寄附。仁堀西村の内に神原・宮下と云ふありて、當社神山の麓また其辺の田畑の字とせり。」と記されている。思うに、明治六年の列格により、鴨神社が村社、北方約一・五キロメートルに鎮座する布勢神社が郷社とされたため、鴨神社は目立たなくなつていったようである。

備前国赤坂郡

5 宗形神社



【社名】吉田家本・武田家本ともに「宗形神社」と訓んでいる。『備前国神名帳』総社本には「宗形神社」、一宮左楽頭本に「宗形神」、『備前国神名位階記』山本本に「条四位下宗形明神」、西大寺本、広谷本・大滝本に「条四位上宗形明神」とある。

【由緒】創立年代を詳らかにすることはできないが、神社明細書(昭和二十七年)には「当社は人皇十代崇神天皇の御宇勸請にして式内の旧社なり。人皇六代仁徳天皇吉備国海部直女黒比売を寵し、本国山方に幸行さるゝや黒比売帝を当社に奉迎し方物を探り、歆饗し奉る。帝欣然御製に「やまかたに、まけるあをなもきひひとともにしつめはたぬしくもあるか」と詠し給へり。是より以降、今に至る迄諸人挙て山方の大宮と称する所になり。当時、帝より宗形神社神領として神地三、四町、神戸若干を附置かる。依て今に其地名を京免及神戸と呼ぶ。後世慶長八年池田忠継公、備前に封せらるゝや深く当社を崇敬し、同九年検地の節、本村の内中田二反、高三石二斗社領として附置かれ、明治四年に至りて止む。加之歴代の皇室御崇敬の余り神位条四位上に叙せられ、後世一位に昇進贈位に預る。現今の社殿は貞享四年八月廿八日著手、全五年五月十六日落成(棟札)の建築にして、氏子及大氏人民の協力造営に係り、当時の主池田綱政公より再建費として玄米拾石下賜せられたり。往古、氏子は七十五ヶ村ありて、其区域西南は本郡高月村大字牟佐に至り、東北は津山市小桁に至れりと云う。故を以て古今古式祭には杜家(常家)より神酒七十九樽・神僕七十五膳・神餅七十五臺(河見杜(常)より各

四十、山方杜(常)より各三十五、甘酒二瓶を献供す。これ往古よりの例にして年々欽行し、旧式をすることなし。明治十年六月十五日郷社に、同年十二月二十二日県社に昇格せらる。」と記している。また、『赤磐郡誌』(昭和十五年、赤磐郡教育会編)には次の寄進状及び棟札が収録されている

応永二十九歳寅二月四日

奉寄進村添林一箇所

河見村久保鍛冶屋
村孫市良八長兵衛

永禄五壬戌八月十六日

奉建立大宮御正殿一字

神職門野甚左衛門に郷中氏子安全五

大願主浦上遠江守宗景

(裏面)是里村并
に郷中 氏子安全五穀成就中

当社は明治十四年十二月県社に昇格後、同四十三年二月二十一日に村社神峰神社(祭神、大己貴神)、同神峰伊勢神社(祭神、大日靈命・豊宇氣比売命)、同劍抜神社(祭神、須佐之男命)、同素盞鳴神社(祭神、須佐之男命)、同天神宮(祭神、菅原神)、撰社熊山神社(祭、伊邪那美命・事鮮男之命)、村社日吉神社(祭神、大山咋命)、同熊野神社(祭神、伊邪那美命)を合祀している。

【所在】鎮座地は、岡山県赤磐郡吉井町字是里三、二三五番地(元赤坂郡是里村、山陽本線和氣師より十五キロ

メートル)。私鐵片上鉄道周匝師西方六キロメートルの吉備高原上に鎮座している。創建以来遷座の伝承・記録はない。なお、是里は和名抄の赤坂郡周匝郷内に属していたようである。

【祭神】『神社明細帳』（明治三年）によると「祭神、多紀理毘売命・市寸嶋比売命・田心比売命、勸請年記不詳」と記されている。また、『赤磐郡誌』には「宗形三神即ち、多紀理毘売命・市寸島比売命・多岐都比売命の三女神を祀る。此の三神は、素盞鳴尊が、天の安河を挟んで、天照大御神に御誓ひの時、尊の荒魂即ち御を、物として御生れになった神と、神話に伝えて居る。」という。現在の宮司、門野幸徳氏は、前の宗像神社との関係を強く否定されるが、『延喜式内神社国史見在之神社』（明治初年）にも「祭神、筑前国同宗像神」と記されているように、もともと主神は同じであり、社の関係は深いものと見ざるをえない。現在の祭神は、明治四十二年二月二十一日に合祀した神社以下八社の祭神大己貴神・大日襲命・豊宇氣比売命・須佐之男命・菅原神・速玉男命・事解男之命・大山咋命・伊邪那美命を加え、十二柱となっている。

境内末社には稻荷神社(祭神、保食神・倉稻魂神)、香椎神社(祭神、仲哀天皇・神功皇后)、竹内神社(祭神、吾田片隅命・清和天皇)、武内神社(祭神、武内宿禰)一位神社(祭神、天御中主命・神倭磐余彦命・仁徳天皇)、新田神社(祭神、清和天皇)がある。

【祭祀】春祭が四月十六日、夏祭が八月十六日、秋祭(例祭)が十月十六日である。それに、霜月祭が十二月十

六日で、氏子が山方当と河見当と呼ばれる二組の当屋に分れ、神饌七十五膳を奉獻していたが、昭和二十年以後はとだえている。七十五膳の奉獻はかつての氏子の村数が七十五ヶ村であったためという。

現在、宮司は門野幸徳氏(二十七代目ということである。)である。氏子数は一、〇〇〇人、崇敬者は二〇〇人である。明治初年、一五二戸(『延喜式内神社国史見在之神社』)。

【社殿・境内地】本殿は流造、檜皮葺で、間口二間三尺・奥行一間三尺、三坪七五である。幣殿は九坪、拝殿も九坪、これに二坪三五の随神門がある。そのほか、三坪の神庫、一五坪の社務所。それに鳥居一基(享徳二年の銘あり)、石燈籠二基、狛犬一対がある。

境内地は七二五坪あり、周辺は森林で囲まれ荘厳な風が保たれている。

【追記】『備前国式内書上考録』(明治初年)に「本国一宮吉備津宮の古記録に、山方上下七ヶ村(氏神)と見えたり。また同記に、十二月二十五日、柏鳥として山方三ヶ村より雉子二番参候。則、其羽にて御内のすゝをはき申候。同三鳥として三番まいり候。是は御正月に被遺候と見ゆ。この是里なん古への山方なりける。(中略)今も字に日売畠・天之市などあるはハ由縁ある地なるべし。社地のあたりを宮ざこ本郡奥分の俗迫を狭所と云うまた大宮、また山方と云う。社地の近き辺に、うねかた、むねかた、むねなる、宗ノ西、宗ノ向、むねざこ是等の字にもよりにて宗形神の旧跡とは考え定めたりまた、神戸、神田、菊田、神子、晦日田、節分田、京兔、宮兔など云う字のきこゆるは、皆宗形神社に由縁ある祭田な

ることしるし。また作陽誌云、押淵、塚角、大戸、栗子、小瀬、久木

北村押淵或曰見牛淵土人伝言昔備前国赤板那是里村大宮池金牛出人逐之牛過二山上村久木村一入二此淵一不見自後夜々有異光或人為以金精趣著

鉄索入淵索之此人終不復宗普按唐有金牛嶺曰有僧逐一金牛至此牛入洞中不出化石洞外過夜趣是神燈云其事与牛淵類相似矣按ふにここの故事なんミだり言にはあらずおぼゆ。其は文久元年の頃いたく

早魅たる時、里民此さよになたる手洗滝に至り祈雨せしことのあるに、其後滝より夜中に牛の如きもの躍出て、同村の内河原屋と云う所の滝に入し由シ語れり。

是は上に見えたる牛淵の故事に相似たる奇事なり。按ふにこれの山の辺に上代よりすまひける神にて雨などふらせ給ふ功やましましたけん。とまれかくまれ荒振神のつらにハあらざるべし。こは

此郷に坐剣抜の神の使者などはあらじかとおもふ旨あり。

「と往昔の繁栄ぶりを示している。また、『神社明細帳』（明治三年）に

「一、（前略）祠官門野立夫先祖門野神左衛門宗形武利ヨリ当代迄廿参代社役相勤居申候。居屋敷五畝二拾

八歩、物成二斗四升五合年貢地。一社中男女人員九人内男四人女五人一、祠官門野立夫義宗形神社神峰神

社神峰伊勢神社斂祓神社素盞鳴神社天神社兼勤本社他社共祠官相勤居申候」

と記されているが、現在は禰宜、社人・神子等は廃絶している。また、『赤磐郡誌』に「神社の後に、大宮池と称する竪穴様の物大小十八個あり。古代人が生活遺跡である。」とされているがどうであろうか。むしろ、銅・鐵等の採掘と関連づけて考えるべきではないかと思う。

備前国赤坂郡

6 石上布都魂神社



【社名】吉田家本には「石上布都之魂神社」とあり、『大日本史』は「石上布都之魂神社」と訓んでいる。『備前国神名帳』総社本には「石上布都之魂神社」とあり、同一宮左楽頭本には「布都神」、同神上金剛寺本には「条四位上布都魂大明神」、西大寺本・広谷本大滝本及び『国内神名位階記』山本本には「条四位下布津明神」とある。『備陽記』（享保六年）には「都之之魂神社師靈神社」とみえ、『備前国誌』（元文四年）には「師靈神社」とあつて、これを「ふつのみたま」と訓んでいる。明治以後は「石上布都魂神社」と称している。

【由緒】創立年代を詳らかにすることはできないが、日本書紀に「其素盞鳴尊断蛇之創今在吉備神部許也」と、また「其断蛇之劔号日蛇鹿正此今在石上也」と記されており、種々の論考がなされているが、実証性に乏しい。数例をあげると『備前国式内書上考録』（明治初年）に「古語拾遺曰、天ノ十握劔、其名、天ノ羽羽斬。今在石上神宮。古語おろち大蛇謂之ヲ羽羽言斬蛇也。同言余抄曰十握劔者劔長十握也。所謂柄長は十握者非也。其名日蛇之正、亦名韓鋤、亦名天蠅はえきり、亦名天羽斬。其劔在石上神宮、或在吉備神部許。神名帳大和国山辺郡石上座布都御魂神社、又備前国赤坂郡石上布都魂神社両国石上神靈、亦同所以有異説也。新作劔一千口ヲ蔵于石上神宮者在于垂仁記。私に曰、此数書を以て参考えるに、上古素盞鳴尊蛇を断のは当社に在事明らかなり。其後崇神天皇の御宇、大和国山辺郡石上邑へ移し奉るとあれば当社を廃せられしとは見えず、又延喜式神名帳にも大和国と当国と両国に布都魂神社を載せられたれば、当国石上神社を大和国に勧請して地名も石上といっし

ならん。さすれば当国の石上本社なる事も分明なり。又、垂仁天皇の御宇に劔一千口を作りて石上神宮に蔵むとあれば、蛇を断の劔も当国にある事分明なり。され共、世かはり、時うつりて仏法盛に行れ、神道次第に衰へ、石上ふるきむかしのことを知る人もなくなりければ、大守曹源公深く是をなげき給ひ延一六七三宝元癸丑年広澤元胤に命して社記を作らしめ当社に奉納し、大松山村の内にして地高二十石を神領とし、祠官金谷肥後を旧姓物部に復して祭事を司らしめ、時月の礼れいてん奠おこたらず。又其後宝永七庚寅年寺社奉行門田市郎兵衛貴通、作事奉行村瀬勘九郎俊重に命して宮殿を再造有り。己来当社今に繁榮す。」と記されている。それをうけて『赤磐郡誌』（昭和十五年）には「此の社の元あつた風呂ノ谷山頂には、突兀たる巖角が露れて、見るからに偉大なる感にうたれる。其の前に本宮と称する小社がある。其の社後の神泉には、常に水をたゝへ、其の御水によって、参詣者は疣いぼ其の他の病を治する等、誠に神秘の感がある。是れ等に就いて考へるのに、元此の神社の起りは、其の山頂の角を目標とした原始的信仰による磐境として始まり、適々素盞鳴尊の御佩みはかせの太刀を載いて、此処に小社を営みて、靈劔を納めて奉斎したものが、現在の本宮であろう。斯かる由緒ある尊き御社であったが、崇神天皇の御代（仁徳天皇の御代とも云う）に至り、此の御神劔を大和国に遷させられ、此の宮は留守宮になった事となる。」と推考されている。ただし、本宮の所在については、風呂谷の山頂（大松山）が有力視されているが、『備前国式内書上考録』（明治初年）には「大松山村の神社を石上布都之魂神社と決定きめられしハ恐らくは

違へるならむか。其は如何になれば、本部ノ式外に天松神社、一本大松神社とある社を考たがえたるにて実ハ大松神社なり。」として、「今般取調べたる中に宅美郷新莊村熊野神社とある。当社元権現といいしを明治二年四月官許を得て熊野神社と改号す。いと古き社にて劔を神体とせり」と、又、「風土記に簷下里を石上布留の里と改むとあるを考ふれば、前にいえる新村よりは凡十町ばかり下に伊田村といふありて、同村八幡宮の当りに石上といふ田地の字あり。またおなじ村に古えありし寺を今は隣村に移して幡降山極楽寺と号し、その村名を幡地山村と云う。是等によれば布都之魂は伊田村に在しならむも知りがたし。」と異論を載せているが、いづれも実証性に乏しいようである。

『撮要録』（文政六年）に、延宝四年「赤坂郡石上村ふつれい 霊宮領二拾石之内、三石社領・八石物部肥後二石頭神子・六石禰宜六人一石神子二人。右之通可配分旨可被申渡候已上」と宮領配分が定められたとし、寛文九年の「棟札」として、「山陽道備前州赤坂郡平岡莊大松山布都魂社者西国之守護神而万方之靈鎮也靈壇已歴星霜殆及荒廢時之御奉行俣野善内伯景御代官後藤小左エ門久光当社祠官野村肥後掾藤原忠正御断申被添御力材木本平時福島九兵衛尉令進氏子之志力奉建立五代之伝布都魂神社正令野村肥後藤原忠正奉遷宮伏願正梁後靈応日新神威四方振国家泰寧氏子藩榮上下和閑書□」と載せている。

これらをまとめて『石上布都魂神社略記』（昭和二十年頃）には「わが国の古伝承を記してあります古事記、

日本書紀、古語拾遺という本によりますと素盞鳴尊(天照大神の御弟神)が天上(高天原)から天降られて出雲国の簸(ひ)の川上で八岐大蛇(やまたのおろち)をお斬りになった際、大蛇の尾から一振りの劔を獲られた。その劔を天照大神に奉られた。また大蛇をお斬りになった劔を「蛇の籠正」(おろちのあらまさ)「羽羽斬劔」または「布都斬魂劔」と申し上げ、この劔が吉備神部許にあると記されていますが、これが当社の鎮祀されたおこりでもあります。なお布都斬魂大神は仁徳天皇の御代に大和石上神宮―現在の奈良県天理市布留へ当社からお遷りになりおまつりされております。かように当社は由緒の深い著名な武の時をご祭神と仰ぎまつり、また治国天下、愛育(いづくしみ)の神とおしたいしております大神であらせられましたので、備前岡山藩主池田光政公は特に、寛文年中に再興になりついで政会は二年として二十石また宝永七年にご社殿を造営されました。(当時は山上にご建立」と記されている。

明治六年第八五観を以って社に列せられた。ついで昭和二十一年一月十日、県社に列せられた。

【所在】現在の鎮座地は、岡山県赤磐市石上一四四八番地(旧赤磐郡吉井町石上字風呂谷一四四八番地(旧赤坂郡石上村)である。国鉄の津山線金川の北北西九キロメートルのところであり、古代の赤坂郡宅美郷宅にあたる。明治四十年に大火があり、山上の社殿・神楽殿等が灰燼となり、大正四年に山の中腹に遷宮されたものが現在の社殿である。

【祭祀】『神社神名帳』（明治三年）・『延喜式内神社神社国史見在之神社』（明治初年）には「十握劔」とされている。『大日本史』では「素戔嗚尊軒蛇劔」、「特選神名牒」には「布都之魂神」とし「此の石上は一書に吉備神部許とあるを以て備前の石上布都之魂神社これなりと云説もあるより祭神十握劔と云るならめと実は大和石上神社の神宝を備前へ遷し本社之神霊をませ奉りて社号にも石上と負せしなるべければ祭神布都之御魂神と申さん方正しければ訂して記しつ」といふ。神社明細書(昭和二十七年)には「素戔嗚尊」とされ、当社より発刊されている『石上布都魂神社略記』にも「素戔嗚尊」とされているが、明治の郷社列格にあたって、御魂を祭神とすることがタブー視され、「素戔嗚尊」を祭神としたといふ伝承がのこされている。

【祭祀】例祭日は、十月二十日、二十一日である。そのほかに、祈念祭が四月十五日、夏祭が旧暦六月十一日、新穀感謝祭が十一月二十三日である。現在、宮司は物部忠三郎氏（※物部明德）である。氏子は八十戸であるが、崇敬者は数千人に及んでいる。

【社殿・境内地】現在の社殿は、大正四年に建立されたものである。本殿は流造、間口一間半・奥行一間。それに二坪の幣殿と一坪の拝殿を伴っている。そのほか、燈籠四基・鳥居四基・手水舎一棟がある。山上の元宮には仮社殿が設けられ、背後の巨岩が禁足地とされている。境内地は飛地も含め八、一一〇坪あり、周辺は森林で囲まれ、荘厳な気風が保たれている。末社は八社あるが、いずれも旧布都美村内にある神社で、鎮座地は

変わらず、石上布都魂神社の飛地とされている。

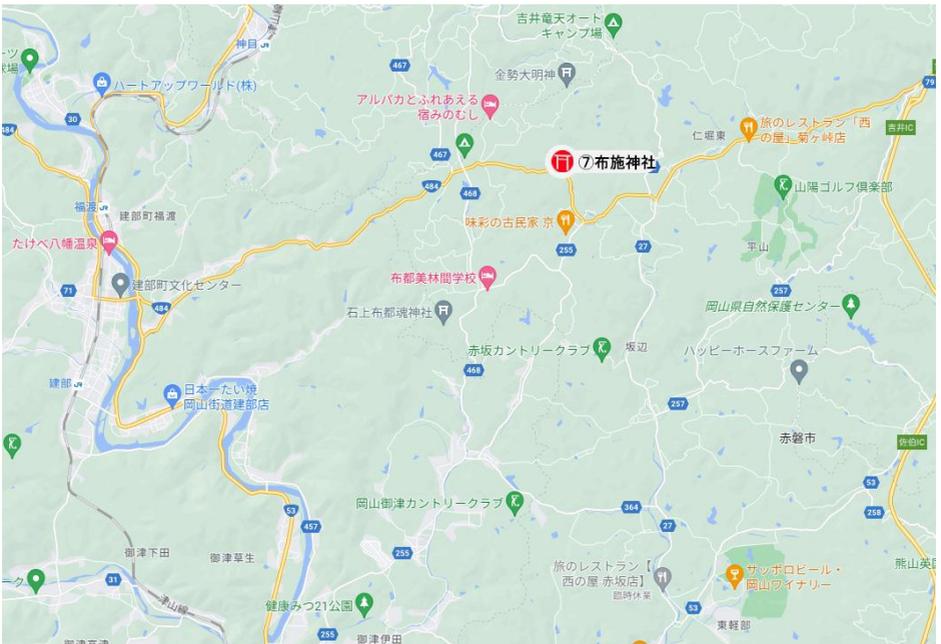
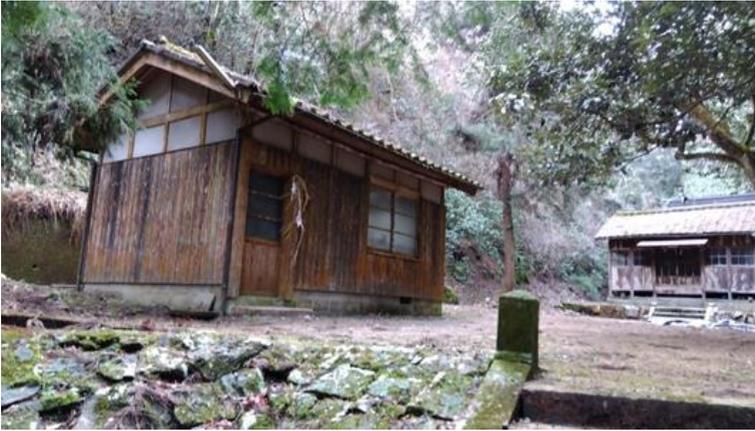
【追記】『東備郡村誌』（天保期）の赤坂郡竹枝荘大田村の条には「下谷に妙国寺と云う仏刹あり。昔此寺に日本晦録・備前風土記・日本私記・和氣譜・民部省例等の書数部あり。時録と云は吾邦往古の曆方なり。全部十五風土記は備前国中の地理・産物・人物・古談等の逸事を記す。全部十一巻。私記は和氣氏に上古より記伝する処の史書全部三十巻。和氣譜は和氣代々の家譜也。全部五民部省例は朝家の礼・古事・諸家の美談・逸事等のことを記す。全部二十巻。みな絹地錦表玉軸なり。是みな和氣清麻呂の著述にて、和氣広蟲・和氣広世等の書なりとぞ。借いかな此寺元録五年の春回録して、此書巻悉く灰燼となる。此書もと石上師靈神社の社藏なり。清麻呂自ら納むる所也。然るに応永の頃、松田元成下知して此寺に納むるもの也。」とし、和氣氏が石上布都之魂神社と関係があったとしている。しかし、残念ながら、より詳らかにする史料はまったく見られないようである。

素盞鳴尊との関連について『赤磐郡誌』は「謹で案ずるに、素盞鳴尊の帯びさせ給ひし師靈劔は、一名蛇韓鋤とも云ふ。総べて韓とか呉とか云へば、外国よりの到来品を意味するもので、素盞鳴尊の八岐大蛇より得させられた神劔は、韓とも呉とも云はないが不思議で、是れはたしか髓たしかに、我が国産品であろう。三種の神器の一、叢雲劔が国産品としたならば、これを何度で鍛錬したかと云ふ問題が起る。我が国で劔工と云へば備前、備前と云へば我が郷土郎ち赤磐郡及其の周辺を込めた地である。其の内最初の古劔工は、私共の研究で云うと、此の宅美劔工を

以て、第一のものとする。(中略)此の宅美劔工のいた水上、即ち宅美郷の北端で、旧作州往来の上に聳^{そび}ゆる、石上なる風呂ノ谷山に、神鎮まります布都魂神社は、元、素盞鳴尊の帯びさせ給ひし、韓鋤ち師靈劔(鋭利なる荒魂、即ち名刀の意。)を御霊代として齋き祀つてあつたが、崇神天皇の御代、之れを、大和国山辺郡石上神宮に遷され、物部・佐伯の二氏が、祭事を掌ると云う。此の石上神宮の境内には、物部・佐伯両氏の祖神を祀る末社、石^{いはなし}成社がある。(後略)」と推論されている。

備前国赤坂郡

7 布勢神社



【社名】吉田家本には「布勢神社」と傍訓が付されている。『備前国神名帳』総社本に「布勢神社」、同一宮左楽頭本に「布施大神」、同山本本・西大寺本・広谷本・大滝本に「条二位布施大明神」とある。近世の諸書にも「布勢」・「布施」の両方が用いられている。現在は一般に「布勢神社」としている。

【由緒】創立年代を詳らかにすることはできないが、正徳三年（一七一三）十一月廿四日に書かれている社記を『備前国式内書上考録』（明治初年）で見ると、

仁堀西村名主紋三郎が家に持たる書付の寫、是はいと拙き書なるが上に、虫食さへありて、いと分別かたけれど、龍天山の烏ケ仙に鎮座ありし事のあかしに記しおきつ。

赤坂郡仁堀莊西村布勢大明神宮語伝

布勢之御神、古昔垂仁天王之御宇と哉覽ニ龍天山之嶺ニ御座候て、則龍天より見への南海舟を御痛メ東西の舟渡海成二付、於御帝博士召出し、見届の勅使に大貳と申人御下り候處、神罰哉覽、壹町斗前にて御果被成、則御墓御座候。其後、大納言腰帶と哉覽、御下り御見届之由。

一、ふもとへ下り、七谷七畝有之所北向_ニ勸請被成候て、南海の舟破損有之間鋪と、博士さうもん仕候由事。

一、宮山七谷七畝御座候。御宮ハ則帝御造立之由。御宮作三間_ニ五間之御宮。但し三社作り床より上

ハ屋根裏まで朱さハ起ニテ御座候。(皮)

一、屋根檜彼損シ、百五拾年斗以前屋稱替仕候得共、棟札文字も膜と見へ不申、其時分捨り申候。

一、右之御宮所、山之下北向ニ付、一円日請惡敷、寛文中中二殿様より御米五石、伊賀様より同五石被爲下、竹木ハ御宮林にて被下、新宮東向ニ造立被仰付候。

一、右之神社御祭禮八月十五日、神事御幸等御座候。此入用として神前之布勢開壹町六反、境内御冤地ニ御座候處、何時よりか御公儀地ニ成居申候。則、仁堀庄拾ヶ村々大社にて御座候。尤けいだいの御帳面ニ御附被爲成候と申伝御事。神職小岩又八郎五人組頭忠右衛門名主助四郎正徳三年巳十一月廿四日右之書上、古昔より之語伝之通相違無御座候以上。

加世藤三郎様大庄屋広戸村清右衛門

としており、それをもとにして『赤磐郡誌』(昭和十五年)では、「伝説」として「昔龍天山之相並ぶ烏ヶ仙の頂上に、南面して祀つて在ったのが、布勢神社であった。然るに沖合瀬戸内海を通う船が、次から次ぎへと難船するので、トって見た処が、此の御山の布勢神の御神慮によるものと分つたので、(中略)北向きの地で、七曾根・七谷有る山を探し求めて、御遷座申上げたのが、今の布勢神社である」と記している。

また、当社の『棟札』には「山陽道備前州赤坂郡仁堀西村布勢大明神者、西国之守護神而、方靈鎮也。靈鎮

也。靈檀已歷三星霜^一、殆及荒廢。時之御地頭池田伊賀守・御奉行俣野善内伯景・御代官小寺久衛門重高・当社神職小岩忠兵衛尉御断申、被^レ添^二御力、材木本主時杉本六郎衛門尉令^レ進^三氏子志力^一奉^二建立^一、王代伝^二布勢大明神正印^一、令^三藤井主馬源忠直奉^二遷宮^一。伏願正梁後靈応日新、神威四振国家泰寧、氏子蕃榮上下和樂云爾。寛文九己酉十二月朔日、所作大工藤原朝臣、西勢實村、六左衛門尉

氏子中、仁堀西村二石三斗、同加茂領同村一石二斗四升、同広戸村二石二斗四升、同中村一石五斗、同東村九斗六升、同河原毛村二斗三升、同上鹽木村二斗五升、同戸津野村二斗、同中勢實村六斗、同西勢實村六斗四升、同小鎌上村五斗七升、同下莊村一石二斗」と記されている。社神明細書(昭和二十七年)には「寛文九年再建、池田光政寄進、同年十二月朔日の棟札あり。旧藩時代には藩主より社領壹石八斗の寄進ありしも明治維新に至りて廢せらる」とある。明治六年郷社に列し、大正四年一月二十日に八幡宮(祭神、仲哀天皇・応神天皇・神功皇后)、熊野神社(祭神、紀州熊野神)、天津神社(祭神、天御中至尊)の四社を合祀した。

【所在】現在の鎮座地は、岡山県赤磐郡吉井町仁堀西字布施谷一(旧赤磐郡仁堀西村、山陽本線瀬戸〇二七番地駅より二十キロメートル)である。県道岡山・美作線の吉井町仁堀中より、西方に約三キロメートル入ったところに鎮座。社神明細書(昭和二十七年)の「布勢巨明神、由緒」に「龍天山は備前国五高山の最も勝れたる名山にして、古昔式内布勢神社此山に鎮座ありしが、後世本村大字仁堀西へ移轉せられ、今、布勢巨神社(祭神事代

主命・伊弉冊尊・伊弉諾尊)のみ当山に鎮座します。本社は古昔より郡中の祈雨、祈晴、新穀の神殿として著名である。」といふ。龍天山(標高四八三メートル)は現在の布勢神社より約一キロメートル東方にあり、山頂には花崗岩でつくられた華麗な本殿を持つ布勢古神社が鎮座。そこから現在地点への遷宮年代を詳らかにする記録はないようである。

【祭神】 本社の祭神は大穴牟遲神(昭和二十七年の神社明細書)である。しかし、明治三年の『神社明細帳』には「祭神、大己貴命・大彦命・天鈿女命・勸請年記不詳」と記されている。

『特選神名牒』では「今按明細帳に祭神大彦命、大己貴神、天鈿女命とあるを注進状には大名牟遲神と改めたり。新撰姓氏録に阿都朝臣孝元天皇皇子大彦命之後也。布勢朝臣阿部朝臣同祖とみえて、布勢神社は必ず大彦命を主と祭り大名牟遲神等をば相殿に祭れるなるべし故訂して記せり」とされている。だが、大名牟遲神を主神として祀り、現状にいたった事由を詳らかにするものは見あたらないようである。境内神社に稲荷社(祭神、稲倉魂命)がある。

【祭祀】 春祭が四月三日、例祭日が十月十四、十五日、もと八月十五日(『神社明細帳』明治三年)、霜月祭が十二月十八日である。

現在の宮司は在里巍氏(久米郡久米南町全間に居住)であり、氏子は七〇戸。神社明細書(昭和二十七年)には

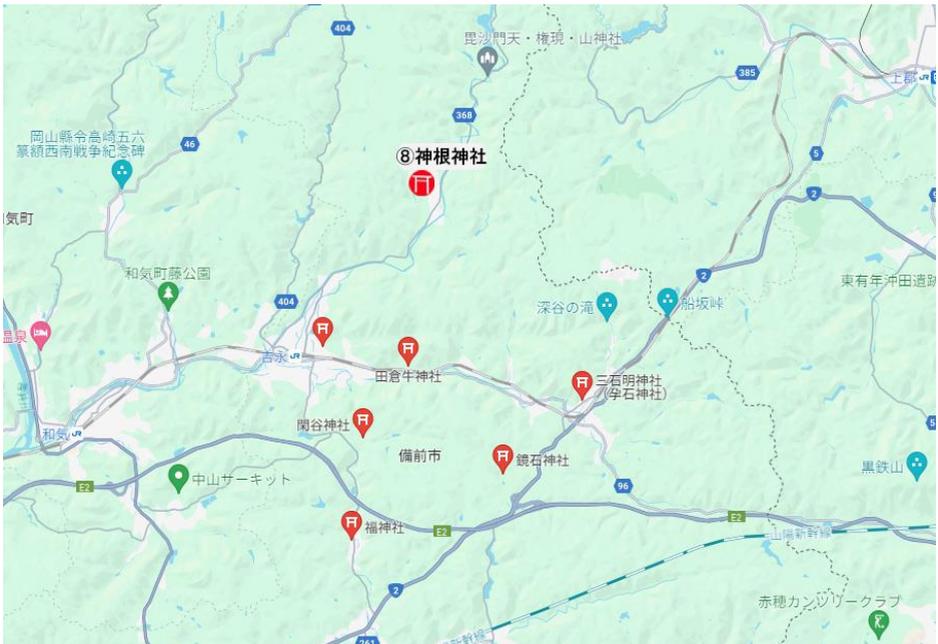
「氏子数一九八人・崇敬者数一七七人」と記されている。明治初年、六九戸（『延喜式内神社国史見在之神社』）。（布勢神社より南方、約一・五キロメートルの箇所に式内社鴨神社が鎮座。現在、宮司・氏は同じ。また春祭・秋祭も同日に行なわれている。）

【社殿・境内地】現在の社殿は東面して建てられ、本殿は流造。間口二間奥行二間、檜皮葺で、布施谷の山裏に東面して祀られている。幣殿は建坪三坪、拝殿は建坪六坪となっている。そのほか、建坪四坪五合の籠殿、建坪二坪の社務所、燈籠、手水鉢がある。

境内地は七四七七坪あり、周辺は森林で圍まれ莊嚴な氣風が保たれている。

なお、『備前国式内書上考録』（明治初年）には「輕部郷仁堀莊仁堀西村田畠名寄帳に字を宮内・布勢宮ノ下・布勢谷・小馬場・猿場見・是等皆この社に屬たる名所なり。門田・按・神子田・五月田・五月田谷・霜月田、これらは、また当社に付たる古への祭田なるべし。」とあり、また、延宝三年（一六七五）の『御国中神社』（岡山大學所藏・池田家文庫）には「布勢大明神、縁起式之神_二御座。神主、小岩忠兵衛。代々口上ニ申伝ハ条内裏様御造營と申伝候。先年の社領壹町六反御座候へ共、慶長九年之御検地ヨリ御年貢出之申候。残る高九斗唯今迄御付ケ被爲成候。」とあって、古く当社は相当の祭田、社領を有していたようである。

8 神根神社



【社名】吉田家本に「神根神社」、内閣文庫所蔵本に「神根神社」とあり、『大日本史』は吉田家本と同じく「神根神社」と訓んでいる。

『備前国神名帳』神上金剛寺本には「正二位神根神社」、同西大寺本・広谷本及び『国内神名位階記』（山本）には「条二位神根大明神」とあり、広谷本では「神根」と傍訓がある。

『備陽国誌』（元文四年）、『吉備温故秘録』（寛政年中）、『東備郡村志』（天保年中）には「神根神社」とある。現在は「神根神社」と称し、鎮座地の神根本も「カウネホン」と呼ばれている。

【所在地】和氣郡吉永町神根本一、一四七番地（旧和氣郡神根本村字西山、山陽線吉永駅より四キロメートル）に鎮座している。

神根本は古代の藤野郷のうちに属し（岡山県通史）、中世には神根保と称した。近世の神根本村は高二百四十八石五斗余、田畑二十三町四畝余、家数六十九軒、男女三百七十五人（享保六年『備陽記』）であり、明治二十二年近隣三ヶ村と合併し神根村、昭和二十九年に吉永町へ併合された。当社はもと現社地の東方五百メートルの字古美山に鎮座しており、建久年中に現社地に遷座したと伝え、また「後一条天皇治安二年三月大覆ふくを加え以て今の地に移せり」ともいう（文久元年「神根神社祠官北川宗国書状」、明治四十二年『和氣郡誌』）。

当社の氏子は吉永町神根本、今崎、高田、和意谷であり、昭和二十七年の氏子数は一四四二人、現在の氏子

戸数は二七八戸である。

【祭神】『備陽国誌』には「祭開化天皇皇子大根王歟」とあるが、これに対して『古備温故秘録』は「日本紀・旧事紀等に開化の御子の中に大根王といふなし」とし、古事記の若倭根日子大毘毘命の御子に神大根王があるととして、「神大根王は開化天皇の御孫なり。神大根の大的字を中略して神根神社といふものならん。村名も亦是に本づくか」としている。

『東備郡村志』も「所祭神神大根王なり。(中略)此王を陽誌に開化天皇の皇子とするは非なり。日本紀にその名見え。古事記事紀を考るに人皇九代開化天皇の皇子日子坐王より五世、息長宿根王第三の王子也。此神根保に封ぜられて此地に居たまへり。其王宮の遺基此社地なりとぞ」としている。

また別に、『古備温故秘録』には「鐸石別命を祭るといふ」とも記し、更に「或説に云、垂仁天皇皇子大中津日子命とあり」とも記している。鐸石別命は古代にこの地方に勢力のあった和氣氏の始祖とされており(続日本紀)、また大中津日子命は古事記に和氣氏の本姓であった石別公(磐梨別公)の祖とされているために、和氣氏の本貫である和氣郡藤野郷の地に鎮座する当社の祭神とされたのであった。こうした近世の諸書の説に対し、文久元年(一八六一)に神根神社祠官北川宗国は和氣郡清水村大庄屋好本和七郎に宛てた書状のなかで、『民部省図帳』に「神根神社二頁五十八束有余、同祭神木花咲耶姫命」とあるとして、祭神は木花咲耶姫命であると述

べている。明治初年の『備前国式内書上考録』その他にも、祭神は木花咲耶姫命であると北川宗国の説を採り、近世の諸書に主張された祭神は否定されている。昭和二十七年の神社明細書には、祭神は木花開耶姫命、仲哀天皇、応神天皇、神功皇后、天照大神、豊受大神、素盞鳴命、伊弉諾尊、伊弉冉尊、大己貴命、速玉男命、事解男命、大山祇神とする。仲哀天皇以下は明治四十三年に八幡神社等五社を合祀したため追加されたものである。

【由緒】神根神社は三代実録の貞観七年(八六五)七月二十六日の項に「備前国正六位上神根神(中略)等並条五位下」とあるのが初見である。『備前国神名帳』諸本及び『国内神名位階記』山本本には前記のとおり「条二位神根大明神」「正二位神根大明神」とあり、『和氣郡誌』には「天正十八年十一月備前宇喜多中納言秀家卿家臣長船紀伊守検地の節、数度の神位記、神田共悉く取り上ると云伝え……」とある。

当社は備前国の参宮とされ、寛文十年(一六七〇)には岡山藩主池田光政が和氣郡奉行渡辺助左衛門に命じて社殿を改築し、社領二石九斗及び神根本村字鯉の河原の新田三反歩を寄進したといわれる。字鯉の河原の新田は享保十三年(一七二八)九月の洪水によって流失し、そのため文久元年(一八六一)になって祠官北川宗国によって再興がはかられている。

明治五年郷社に列し、同四十年一月二十七日神饌幣帛料供進神社に指定された。明治四十三年五月には神根

村字板屋の御崎神社、字山津田の今伊勢神社、字門出の八幡神社、字南谷の素盞鳴神社、字和意谷の大山祇神社、字檜村の熊野神社を合祀している。『備前国式内書上考録』によると、社頭に桜の古木があり、これを神木と云い伝えており、そこが元の社殿のあった跡であるとしている。また、そこから凡そ二町ばかり隔てたところに字鳥の木といふところがあり、元の鳥居の跡といい、同所の「射場の元」という田地は祭典の際に「流鏝馬の神事」が行なわれていた場所であると伝えている。現在の宮司は北川正氏である。北川氏は寛文年中に北川亦左衛門が神根神社神主に任ぜられ、以来子孫相継いで現在に至っている。

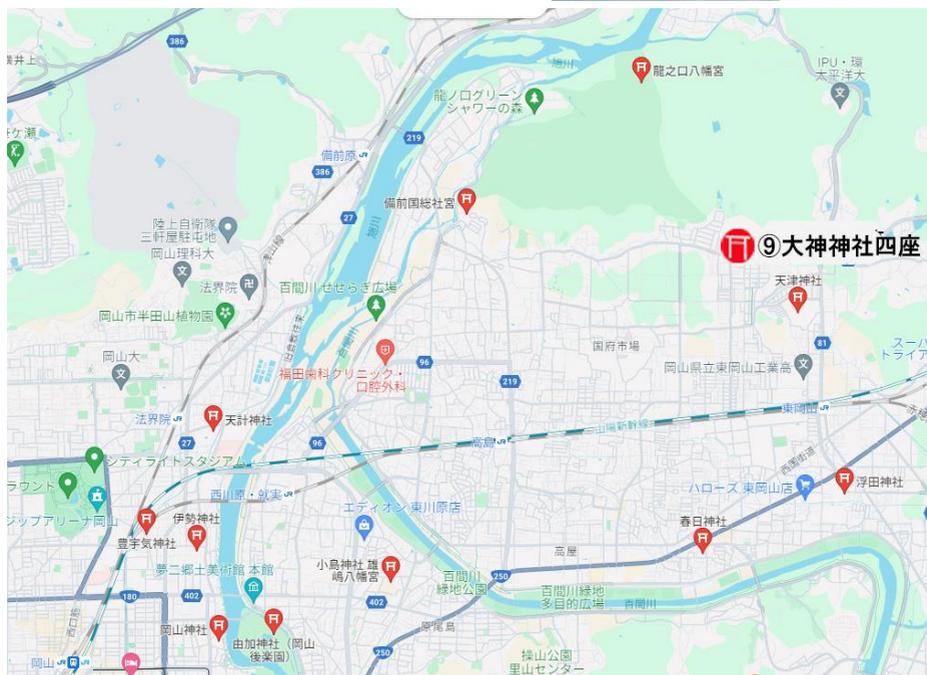
【祭祀】 当社の祭日は現在、春祭五月十五日、秋季例祭十月二十三日、新嘗祭十二月十五日となっている。秋季例祭は明治七年には十一月十日であったが、その後十月二十三日に改められた。古くは神輿三體があり、字鳥の木のお旅所まで御神幸が行なわれていたが、神輿の喧嘩が絶えず、ついに廃止されたと伝えられる。字鳥の木には常時の輿臺と思われる平石がある。秋季例祭に高田地区から奉納される獅子舞は十三種類の舞があり、最近吉永町の重要民俗資料に指定されている。この獅子舞は昔高田地区に疫病が流行したため奉納するようになったと伝えている。昭和四十六年に神楽保存会(会長・国光耕作氏)が結成され、獅子舞の保存につとめている。

【境内地及び社殿】 明治七年の『延喜式内神社取調書』によると、境内地反別は五畝一三歩(旧境内反別二反九

畝歩)であったが、昭和二十七年の境内地面積は二、一四九坪。杉・檜・椿等の常緑樹が多い。本殿は寛文十年(二六七〇)の建築で、間口一間・奥行一流造り、檜皮葺。幣殿及び神饌所は間口四間奥行二瓦葺。拝殿は間口五間半・奥行二間、瓦葺。社務所は間口五間半・奥行三間半、瓦葺。他に随神門(○・五坪)がある。北隅には末社の天神社(祭神菅原神外十一柱)、御霊社がある。御霊社は昭和二十五年九月に「国家公共に尽した人の神霊」(神社明細書)を祀ったものである。

【遺物等】一部破損があるが、江戸初期の作と思われる木造狛犬一对と「寛文下文」の版木一枚がある。「寛文下文」は岡山藩主池田光政が神儒の興隆を説いたもので、文久元年(一八六一)当社祠官北川宗国が、享保十三年(一七二八)の洪水で流失し放棄されていた神田の復興をはかるため、岡山藩に願ひ出て「御国中在町御苑の勸化被仰付」た際に版を起したものである。参道の鳥居には「嘉永二年四月吉日氏子中」の銘、同所の燈籠には「天保十二年十一月十日当邑若連中」の銘、拝殿前の石造狛犬には「嘉永二歳次乙酉氏子中」の銘がある。本殿正面の「神根神社」の額は和気郡北方村(現吉永町北方)の出身で、詩人として知られた武元登々庵(文政元年没)の筆になるものである。

9 大神神社四座



【社名】吉田家本では「大神神社」と訓み、『大日本史』は「大神神社」と訓んでいる。現在は「大神神社」と称されている。『備前国神名帳』総社本には「大神神社四座柿本神社梨子本神社」とあるが、当社は古くから「土師宮」と呼ばれていたと言い、『備前国神名帳』神上金剛寺本に「土師宮大神大明神」、同西大寺本に「土師ノ宮柿本ノ明神梨子木ノ明神」、『国内神名位階記』に「土師宮柿本明神梨子本明神」とある「土師宮(土師ノ宮)は当社にあたると言う。これについて『赤磐郡誌』(昭和十五年、赤磐郡教育会編)は「此の社は、今部落の中央、字土師森に鎮座せらる。場所は土師森、旧村名は土師、字名にヒシヤ(土師屋の意味か)。此の村に昔土師焼の工場が在った事を想像する。」と社名の由来を示唆している。

【由緒】創立年代を詳らかにすることはできないが、『備前国式内書上考録』(明治初年)に「古へに土師宮と言うは、やがて大神神社をいえる別称にて古地名なり。

四御神村しのごぜむらの地を古くは土師村はじむらとあり。今も本社より馬場道九五町ばかり隔たりて大鳥居あり。鳥居の前に道あり。道の南に土師屋と言える字あり。古へは此処に八軒ばかり家屋ありて土器など作れるよしにて、今も土師屋八軒と言うなり。また、大神神社四座柿本神社・梨子本神社とあるは此大神にある撰社にて古へはいと盛りにありしにや。今も本社より南馬場道の左右に三・四町隔たりたる処の田地の字に柿本梨子本と言えるところあり。

今は本社の地に移し、いさゝかなる小祠にてまつれり」と、また「本国の総社におきて、古への国司、祈年祭・新嘗祭等の恒例の神事は更にもいわず、或は祇雨、或は止雨などの奉幣もありし余波を見習、聞習ひて、国中の神社、また寺院にても国家の祈禱事などすとことたつ言う。大事件としては、これの百二十八社を祝奉りて読上る。かの神名帳の中に殊別て土師宮と称へたるは郡中一社の式内の社にて、ことに大社なる故なるべし。」と記されている。神社明細書(昭和二十七年)には「大和時代の創立と伝ふ」とし、「古老ノ口碑上古大和国城上郡三諸山ニ座ス大神々社・大物主神ノ六世孫、大多田泥古ノ末裔、大神朝臣ナル者、此地ニ転居シ本社ヲ崇祀スト伝フ。柿本神社・梨本神社トアルハ、当社ニ由緒アル末社。南方馬場道ノ左右三、四町隔リタル所ニ、字柿本・梨本ト言エル地アリ。古昔ハ此処ニ鎮座アリシト伝フルモ当社境内ノ小社ニ祀レリ」とある。また、『岡山市史』(昭和四十三年、岡山市役所刊)には「四御神村の村名はこの神社によつたものである。上道郡式内式外十四社中もつとも上位におかれた神社で、中世には神官不在の神社が多かつたが、大神神社は、〃右壹処在神祇官〃と神名帳にしるしてある。四御神村一円の氏神。同社はもと四御神の背後にある惣堂山の上に祀つたので、神社の書上に〃上道郡四御神村大神々社式内神〃御座候而先年大和国三輪ノ御供ニ而四御神ノ山上二御鎮座申由二候。今宮跡御座候。爾後神妙之儀御座候而今之処〃御鎮座と申伝最モ縁起神宝等申物焼失。慶長元年中ノ書付御座候(以下略)〃とあり、慶長年間の社領は一町七段八畝九歩、高三十一石二斗四升七合と書付に残つ

ている。」と記している。現在地への遷宮年代については詳らかにする資料は見当たらない。明治六年郷社に列格。

【所在】現在の鎮座地は、岡山市四御神字土師之森三八一番地(旧上道郡四御神村)である。国鐵、山陽本線の東岡山駅北西約三キロメートル。四御神は古代の上道郡上道郷に属し(享保六年『備陽記』)、南には条里の跡をとどめる平野が広がっている。

【祭神】本社の祭神は、現在、主神に大物主神・少名毘古那神・三穗津姫神・大穴牟遲神の四座とされている(神社明細書)が、大物主神と大穴牟遲神は同神異称である。

『特選神名牒』に「今按本社祭神大物主神・大穴牟遲神を同殿に祭れる事疑はしきに似たれど、大三輪神社鎮座次第に大三輪社の祭神を奥津磐座大物主命、中津磐座大己貴命、遙津磐座少彦名命とみえたれば、此図にも三座の癖を遷し奉り、嫡后三穗津姫神を合せ祭りて、即大神神社と称へしなるべし」と推考されている。

境内神社には若宮(祭神・太田多古命)・松尾御前神社(祭神、猿田彦命)、宗像神社(祭神、多紀理毘賣命・市寸嶋比賣命・田岐都比賣命)、梨本神社(祭神、味須岐高毘古禰神)、柿本神社(祭神、事代主命)、稻荷神社(祭神、倉稻魂神)、八幡宮(祭神、応神天皇・神功皇后・玉依姫命)、木野山神社(祭神、大山祇命・置玉彦命・大己貴命)がある。

【祭祀】例祭日は、十月二十二・二十三日である。それに春祭・五月十二日、その他水無月祭を歴の六月三十日に、また甲子祭が六十一日目ごとにある。現在、宮司は有森猛氏である。『神社明細帳』（明治三年）に「祠官有森健雄先顧有森神三郎信政、天正年中神主相勤候以来当代迄十二代社職相續致シ居申候。居屋敷一畝廿二歩、物成一斗一升三合四勺、年貢地」と、また「宜金光安雄先祖不詳、慶安三年前宜谷三郎右衛門跡網宜職申付候。一神同郡段原村八幡宮一代宜神子気帯と記されている。

氏子は二五八戸（『延喜式内神社国史見在之神社』明治初年）であつたが、周辺がベッドタウン化するに伴い急増し、現在では五〇〇戸となっている。

【社殿・境内地】社殿は南面して建てられている。本殿は流造、間口一間・奥行一間の檜皮葺。幣殿は神明造で間口三間奥行二間の本瓦葺、釣殿も神明造で間口二間・奥行三間本瓦葺。拝殿も神明造、間口四間・奥行三間本瓦葺である。以上の四棟が南北にならび、権現造の荘重な社殿構成を見せている。そのほか、三間一戸の隨身門・鳥居一基・石燈籠二基・狛犬二対がある。境内地は一〇五八坪あるが、開発の波に押され老木もだんだんと倒され、「土師の森」と俗称された古昔の荘厳さが失われてきている。

【追記】『備前国式内書上考録』（明治初年）に

「今おとろえはいたく衰 替おとろえまして祭田もなくなりぬれど、古き記録ともに見えたるを左に記す。備陽上小路衢之

郷四御神大神神社御鎮座神祿式法次第神主禰宜社人神子録覺。別宮御末社、松尾御崎・若宮・辨才天。

一、地頭田下田八畝四分半高石三斗四合

正月朔日久太夫作

一、馬場西上田九畝貳拾壹分高壹石九斗四合

同月三日免清右衛門

一、赤坂上田五畝高壹石同月十二日免五兵衛

(中略)

上田合九反七畝半分 高拾九石四升三合

中田合九畝貳拾分 高壹石七斗四升

下田合五反拾貳分半 高八石六升七合

田方都合壹町五反七畝三步 高合貳拾九石貳斗壹升

上畑合八畝拾六步 高壹石貳升四合

中畑合壹反貳畝拾步 高壹石壹升三合

畑方都合貳反壹畝六步 高合貳石三升七合

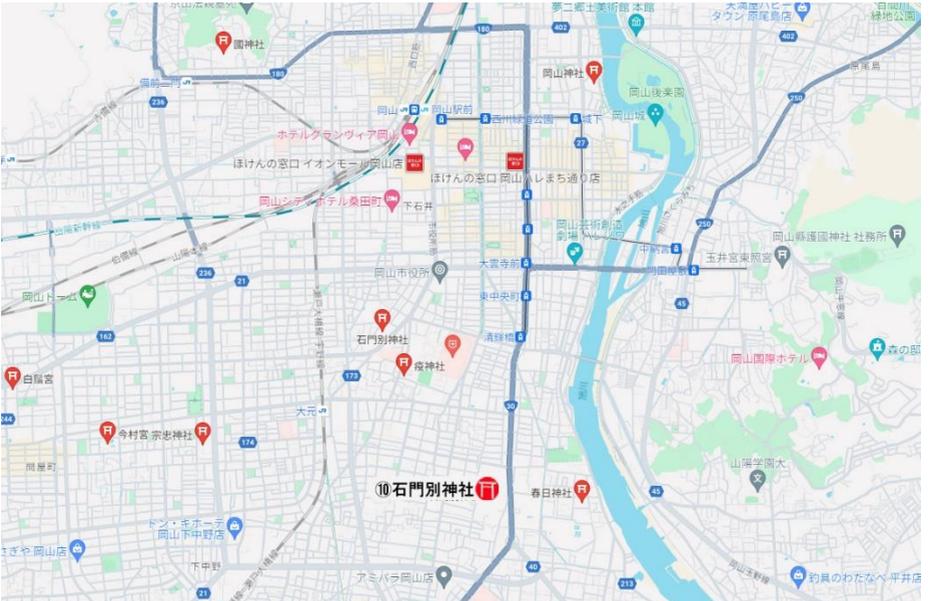
田畠合壹町七反八畝九歩 高三拾壹石貳斗四升七合

(下略)

上件の古記録ともは今の祠官有森健雄が家に持伝えたるをそのまま写せるなり。今はこゝに見えたる禰宜・社人・神子等ミな廢絶して祠官有森健雄と神子一人ありて奉仕せり。また、この村に有森氏の宗家と言ひ伝えたる者ありて大神氏なりと言ふ」と記されているが、詳細にする史料はほとんどないようである。

備中国御野郡

10 石門別神社



【社名】吉田家本、武田家本は「石門別」と訓む。『大日本史』は「石門別神社」とする。『備前国神名帳』神上金剛寺本は御野郡に「正二天石門別大明神」と「正四位下天石門別明神」とあげており、西大寺本と『国内神名位階記』山本本は「俺二代天津石門別大明神」一社を記すが、御野郡には式内社石門別神社が二社あって、いずれが当社に当たると判別できない。

江戸時代の備前の地誌『備陽記』（享保六年）、『吉備温故秘録』（寛政年間）、岡山藩の記録『撮要録』（文政六年）はこの宮を「石神社」とあげ、『備陽国誌』（元文四年）は「石神社」、『東備郡村誌』（天保期）は「石神」と記している。そして「神社明細帳」（明治三年）は、古く石神宮と号し、中古八幡宮と称したが、寛延三年（一七五〇）十二月に石門別神社と改号した記事を載せている。

更に『備前国式内書上遊録』（明治初年）はこの間の事情を『備前国内神社』の記事を引用して「住古ハ石門八幡と奉唱候由、古来之宮跡等之儀申伝之書付有之、寛延三年願上、御吟味之上式内神社に相改り申候と記せり」と紹介している。この寛延三年という年は備前一宮吉備津彦神社の祠官大寺肥後守が岡山藩に式内社再興の願書を提出（寛延元年）、許された年であり（この時のいきさつについては備前国御野郡尾治針名真若比女神社の由緒の項参照）、寛延期に「石門別神社」になったと考えてよいと思う。明治の史料はいずれも「石門別神社」としている。通称「いわとあけじんじゃ」。

【由緒】創祀の時期、銀座の次第など不詳。式内社石門別神社は遅くとも江戸時代の前半期迄には廃絶しており、田住村の石神宮が石門別神社とされたのは寛延期であつたと考えられることは先述のとおりである。『吉備温故秘録』は「田住村の石神宮を式内石門別神社」という由祠官佐藤氏の設なり。寛文年中改帳には石神宮は河内国大懸石神と同じ、神体は武甕槌命とあり。

二説の内、石門別神社という可ならんか。京都三条猪熊の中山神社に所祭石牖奇石窓命なり。此中山神社を石神と称すと、神社啓蒙に見えたり、これを考うるに此田住村の石神宮を式内石門別神社という説を得たりというべし」と石神宮が式内社石門別神に比定されたいきさつについて記している。

また先に掲げた『備前国式内書上考録』は田住村石神宮が式内石門別神社に比定された事情を『備前国神社帳』が「古来之宮跡等之儀申伝之書付有之」と記す由を載せているが、この書付は現在伝えられていない。また

同書は田住村の名寄帳からこの神社の由緒に関わると思はれる小字名を抽出して「しめの木上田式反巻畝二十歩、上畠五畝拾九歩半、此地所旧き宮地

菟田、ねのよ本国の祭礼の夜九時に物を供え、また神楽を奏するを子のよの御供、子の夜の神楽などといえり、門下社頭の近辺にこの字あり、石門の下というぎならんか、門田上と所、近し、宮の本、おしね

田」と紹介している。社領はない。旧村社。

【所在】岡山市奥田三百六十三番地（旧御野郡田住村字石神）岡山から玉野に至る国道三十号線の沿線、道路より約百メートル西に入ったところ。岡山駅から南へおよそ二・八キロメートル。『莊園志料』に「鹿田莊、昌泰

中の記文に見えて興福寺法華会長講会等の用度に充て遂に関白渡領となる。明応年中莊名猶お存す。今も郡中内田、岡、大供、東古松、上中野、今、京殿、西市、下中野、新保、二日市、七日市市名、十日市、浜野、円覚寺、青江、田住、奥十八村を鹿田郷と云う」とあり、この宮の鎮座する田住付近は鹿田庄の域に含まれていたと考えられる。この地域は旭川の河口にあたり、早くから旭川の運ぶ土砂によつて沖積平野が形成されていたところで、奈良時代末期には既に干拓されて莊園となつていたと考えられている(藤井駿「殿下渡領の備前国鹿田莊」、同氏の著書『吉備地方史の研究』所収)。

近世の田住村について、『備陽国誌』は「一、田畠畝十町九反廿四歩、一、男女八十人、一、村東ハ二日市村十日市村ト田地堺、西ハ奥内村下田地境、南へ福永村ト田地境、北ハ奥内村ト田地境」と記している。田村は明治八年に西隣の奥内村と合併、奥田村となり、その後明治二十二年に付近の数ヶ村と合併して古田村となった。明治三十二年に古鹿田村は分裂廃村となり鹿田村に合併され、大正十年三月に岡山市に編入された。

【祭神】天津石門別命が祭神とされている。『備陽国誌』『東備郡村誌』はこの宮を「石神社」「石神」としてあげて、祭神を武甕槌命としている。『神社明細帳』ではくしい檜い磐い牖ま命と・豊と磐い牖ま命と (※檜石窓神・豊石窓神は『古事記』では同神の別名であるが、とよいをあげており、祭神がかわっているのが注目される。)

『古語拾遺』や『延喜式』では、それぞれ別々の神と見なされている。)

『吉備温故秘録』の記すところ(前掲)によつて考えると、京都三条猪熊の中山神社の例にならつて

くしい、わまとのみこと とよい、わまとのみこと

櫛 磐 牖 命 ・ 豊 磐 牖 命 がこの神社の祭神とされ、これによつ「石神宮」と呼ばれていた田の神社が式内石門別神社に比定されたと考えられるので、先に【社名】の項であげた寛延三年（一七五〇）の時点で祭神がかえられたと考へてよいと思ふ。古事記には「天石門別神亦名謂櫛石窓神、亦名謂豊石窓神」とあり、櫛磐牖命・豊磐櫛命は石門別命の別名である。なほ境内地の中には武甕槌命を祭神とする「石神」と呼ばれる二つの石が今も祀られている。

『備陽記』『古備温故秘録』『撮要録』はいずれも末社として若宮と荒神の二社を記すが、『神社明細帳』は若宮・荒神のほかに注連神社と愛宕神社を載せている。現在は若宮(祭神天日鷲命)、荒神社(火産霊神・奥津彦命・奥津姫命)、注連神社(天鈿女命)、愛宕神社(火産霊神)のほかに眼崎稻荷大明神も末社として祀られている。これは昭和三十四年に奥田から移されたもので、眼病一般にご利益があると云われ、近くの人よりも遠方の人(県内は素より四国、広島県など県外の人)によく知られており、治癒のお礼に奉納される幟や幕などが絶えたことがないと云う。

【祭祀】 宮司は現在高須理氏。同氏は大供の石門別神社の宮司を兼務している。高須家については大供の石門別神社の祭祀の項参照。『神社明細帳』『延喜式内神社国史見在之神社』(明治初年)は佐藤武雄を、『延喜式内社取調書』(明治七年)は佐藤貞叔をこの神社の祠官として記す。

『社神明細帳』は「祠官佐藤武雄先祖河内国平岡住人有故当国御野郡岡山二日市町住ス、同郡七日市村春日神社神官寛文之度、原田藤太夫江申付、其後佐藤ト変姓ス、延享二年丑十二月当社神主申付、以来代々相統致し当代迄拾五代社役相勤居申候」とするが、『撮要録』（文政六年）はこの宮の神職を杉村氏（青江の天野八幡宮の神職）とし、また地元での聞き取りでも杉村氏が一時この神社の神職を勤めたといふ話があるので、文政六年（一八二三）前後のある期間、何らかの事情で杉村氏がこの宮の神職を兼務したのかも知れない。

明治初年、佐藤氏が神職であったことは先述のとほりです。その後高須氏が兼務するようになったと思われる。その時期が何時かは明確でないが、高須理氏の話では理氏の先代は既にこの宮の神職を兼務していたと云う。現在、祭日は十月十六十七日。明治初年の史料は九月六日・七日としている。太陽暦の採用で祭日がかはつたと思われる。祭日をかえたら、それを発議した人は若死するといふ云ひ伝えがあるので、祭日がかわつたことはいないと云う古老の話聞いた。

祭には特記するものがない。氏子区域は旧田住村のうち、戸数は現在一九五戸。明治初年、二二二戸（『延喜式内神社 国史見在之神社』）。昭和二十年、一二月。昭和二十七年の社神明細書は氏子数を五四人と記す。

【境内地】一三三坪一四。『社神明細帳』は三畝四歩（除地）とし、『延喜式内取調書』『延喜式内神社国史見之神社』は三畝六歩と記している。

【社殿】本殿は一間社切妻造、間口一間・奥行一間。棟札によると現在の建物は明治九年十月に建替へられたもの。昭和十六年に大修理が行なはれ、現在に至っている。建替へ以前の本社建坪は六合九勺（『延喜式内取調書』）であった。幣殿、一坪。『延喜式内取調書』には幣殿は記されていない。拝殿、六坪。建替へ以前の拝殿建坪は三坪七合五勺（『延喜式内取調書』）であった。境内の金石は次のとおりである。鳥居一基、文政五年三月吉日、武田林三郎建之石燈籠一基、天保十二年六月吉日。

【宝物・遺文】神社には神宝として鏡が伝えられている。直径約八センチメートル。年紀銘はないが、「松村因幡作」の銘がある。

11 尾針神社



【社名】 武田家本・九条家本は「尾針」、吉田家本は「ヲハリ」と訓む。『大日本史』も「尾針神社」とする。『備前国神名帳』総社本には「」、神上金剛寺本には「正四位下尾張明神」、西大寺本及び『国内神名位階記』山本本には「正五位下尾針明神」とある。

【所在】 岡山市京山一丁目十番十三号(旧御野郡上伊福村別所)の小丘上に鎮座。岡山駅より西へ約二キロメートル。和名抄の御野郡伊福郷の地にあたる。

【祭神】 寛政年中に岡山藩士大澤惟貞によって編纂された『吉備温故秘録』には「所祭神を尾綱根命かといふ」とし、更に「一説に日本武尊を祭るといふ」としているが、明治初年の『延喜式内神社国史見在之神社』には「天火明命」とあり、現在も同神を主神とし、配祀に大気都比賣命を祀る。

【由緒】 元文四年(一七三九)に編纂された岡山藩の官撰地誌である『備陽国誌』は式内社尾針神社について「今綴りて何れの所といふ事をしらず」とするが、『吉備温故秘録』は「尾針神社式内神也、祭る所の神一座、岡山今の酒折酒折宮宮社地は、此尾針神社の社地なりし由。社記曰、天正之初め、宇喜多直家築三岡山城、仍て酒折宮社を、是尾針神社之宮地へ移すなり。」として、岡山城下石関町の酒折宮(現岡山神社)の地に鎮座していたといふ説のあることを紹介し、更に「酒折宮を天正の初尾針神社の宮地へ移すといへ共、是を私に按ずるに、此尾針神社上古より大島(岡山の別名、現在の岡山城跡)に鎮座ありしは、今の岡山の城下にて、則酒折宮

と今いふは尾針神社の事にして、後世に至り酒折宮と神名のかはりたるか。」と、私見を述べている。『備前式社考』（『神祇全書』所収）には「尾針神社御旧跡不詳、古くより岡山石関町酒折宮の地に在て、同社の攝社たり。或説に云、牛田山本宮にて御野郡の山にあり、御神の御幸地、今の出石島にありといへるは、今座す酒折の地ならむ歟。又伊福郷上伊福村の別所栗岡宮の地ならむかともいへり。」と、その鎮座地について三つの説があることを記している。

明治三年に岡山藩が作成した『神社明細帳』には御野郡上伊福村の別所に栗岡宮があり、その相殿に尾針神社（祭神天火明命）があると記しており、その後まもなく栗岡宮が尾針神社と改号された。かくして式内社尾針神社が復興したのであるが、明治七、八年頃に作成された『延喜式内神社国史見在之神社』に天火明命子天は「姓氏録に尾張連香山命之後也伊福部宿禰岡、伊福部連伊福部宿和名類聚鈔に御野郡伊福とあり。延喜式に尾祢同祖張国山田郡尾張神社、尾張戸神社などもあれば、彼国より此の御野郡へ来れる伊福氏の住居せる故、その氏神尾針神^三を祭鎮せるなり御神体の台の裏に尾張大明神」とし、『特選神名牒』も同様の説をあげて、上伊福村に鎮座していたことの正統であることを述べている。旧社格は村社であった。

【祭祀】『神社明細帳』（明治三年）には栗岡宮の祠官について「祠官村岡演、先祖不詳、村岡次郎右衛門江寛文之度神主申付、以来代々相統致シ、當代迄五代社役相勤居申候。居屋敷壹畝拾五步半、物成二升、年貢地」

とあつて、寛文中から明治まで村岡氏が神職を世襲したものと考えられる。

尾針神社と改号後の神職も村岡氏が代々相続しており、現宮司は村岡吉郎氏である。例祭は明治初年までは旧暦九月八九日であったが、その後十月二十七・二十八日となり、更に十月二十・二十一日に変更されて現在に至る。氏子地域は旧上伊福村一帯(現在は京山町など七町にわかれている)で、明治初年の氏子戸数は二五七戸であつたが、昭和二十七年の氏子数は五、〇六〇人。現在は周辺の宅地化が進み、氏子数も相当増加している。

【境内地】明治初年の境内反別は、二畝歩であつたが、現在は一六八一坪となつている。

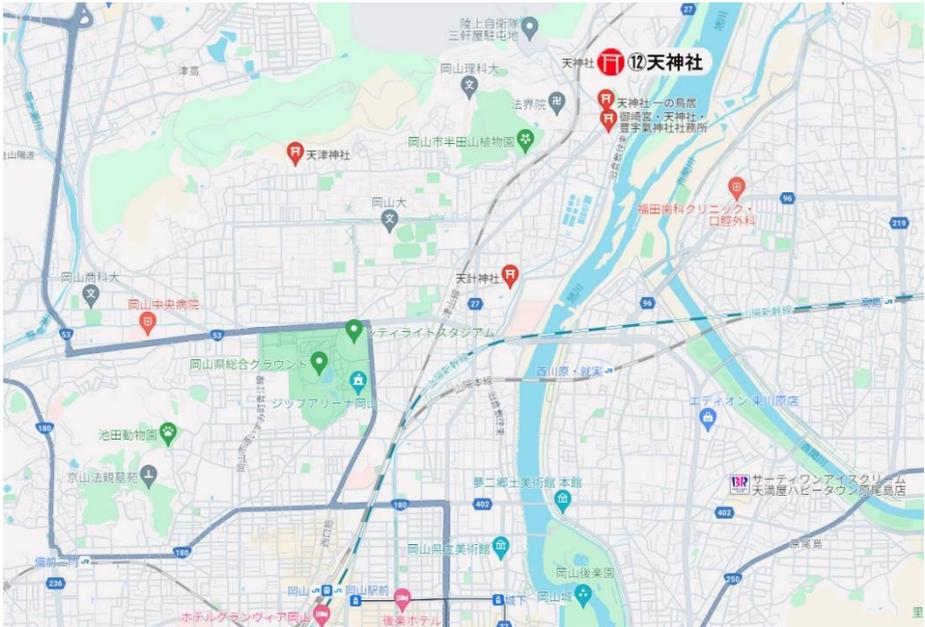
【社殿】現在の社殿はすべて昭和になつてから再建されたもので、本殿は三間社、神明造、檜皮葺の荘重な建物、高い石壇の上に南面している。幣殿と拝殿はどちらも入母屋造、瓦葺。拝殿の前面は唐破風造の一間の向拜が付いている。屋根の鬼瓦に「福」の字の紋章を用いている。随神門は三間一戸の八脚門。ほかに神庫と元の社殿を移建した社務所がある。

(境内末社には稲荷神社(祭神宇加之魂神)、祓殿神社(同祓殿四柱神)、若宮(同天香山命)、木切宮(同句句廻馳命)、注連神社(同天鈿女命)、荒神社(同素盞鳴命)などがある。参道には「文化十三年丙子九月吉日町氏子中」と銘のある燈籠一基、末社稲荷神社には「文化十五年戊寅五月吉祥日萬町柳屋利三郎」の銘のある鳥居一基が

ある。

【祭祀遺跡】尾針神社の背後の臺地に巨石群がある。古いサカ代（サカ代）の祭祀遺跡の磐境または磐座と考えられている。京山を西に見上げる花崗岩質の低い丘で、ここに高さ一・六メートル、長さ六メートルほどの長大な巨石と、それより小さい同形の石が並んで南北の線に横たはり、付近に大小十余の巨石がすわつている。巨石の近くは荒されて、今日では何ものも残っていないが、すぐ東の傾斜の雑木林の中からは土師器や須恵器の破片が発見される。この巨石群の南に當つて社殿が建てられている。

12 備前国御野郡
天神社



【社名】吉田家本は「天神社」、武田家本は「アマツカミノと訓み、『大日本史』は「天神社」とする。『東備郡村志』（天保年中）は「天神社」とする。『備前国神名帳』総社本には「天津神社」、同神上金剛テンジンジ寺本には「条三位天神大明神」とある。今は「天神社」テンジンといい、俗に「天神さま」と称している。

【所在】岡山市三野四〇八番地(旧御野郡御野村)に鎮座する。岡山駅に下車して、北へ約三キロメートル、県道岡山・林野線に沿って御野山(天神山)という小丘がある。その山頂に南面して鎮座している。参道は南の尾根伝ひに登るものと、背後の山の背に登るものと両道があり、山上の展望は岡山市街を越えて兒島灣に及び、すこぶる景勝の地である。眼下に旭川の清流がある。三野は和名抄の御野郡御野郷のうちに属していたとみられる。中世の山陽道は旭川をこの三野で渡っており、「御野渡」「釣の渡」などと呼ばれていた。対岸の岡山市祇園には備前総社宮が祀られており、その東隣の同市国府市場には備前国府が置かれていた。

【祭神】元文四年(一七三九)に編纂された岡山藩の官選地誌『備陽国誌』及び天保年中に岡山藩士松本亮の編纂した『東備郡村志』は「少彦名神」とし、寛政年中に岡山藩士大澤惟貞の編纂した『吉備温故秘録』は「天神魂命」としている。明治三年に岡山藩が作成した『神社明細帳』には「少彦名命、天之御中主神」とあり、現在もこの二柱とされている。

【由緒】式内社天神社はいつの頃からか駿祠となつていたようで、『備陽国誌』には「天神社名国神社臨参門村

祭大國共に延喜式神名に見えたり。何れの時にかして今村所魂神(福)社地のみ残れり。」とあり、『東備郡村志』にも伊吹郷下伊吹村の項で「天神社所祭少彦名命國神社所祭大國魂命也、共に延喜式神名帳にみえたるに、何れの時か嚴して、今社地のみ遺れり。」とあつて、旧鎮座地はいづれも御野郡下伊福村の枝村參門(現、岡山市參門)であつたとしている。

『吉備温故秘録』は「天神社式内神也、所祭之神一式内神也、所祭之神今所在一不知、教説有、左に記す、何れか是なることをしらん」として、「寛文中改帳には津島村之枝福居の天神社式内とあり。奥内村天野神社を式内という、寛文中改帳には天野神社は祭る所之神を雅日女命とあり。下伊福村之枝參門高御堂と云所に社地計有之由、赤宮八幡宮祠官岸本之説也。」と記し、參門のほかにも二説あることを紹介している。しかし、かうした近世の諸説とは別に、明治二年になって式内社天神社は御野郡御野村の明現宮に比定され、明現宮が天神社と改号されて今日に至つてゐる。

明現宮は明治三年の『神社明細帳』天神社の項に「本号天津神社、中古は明現宮、明治二年巳春復于旧号」とあつて、近世には明現宮と称されており、三野村の氏神であつた。明治四十年九月に神饌幣帛料供進社に指定、旧社格は村社であつた。

【祭祀】明治三年の『神社明細帳』に「祠官森宮男、先組義隆十三代孫、元和度に森與三右衛門に神主申付、

以来代々相続致し、当代迄拾代祠官相勤申候。居屋敷六畝貳歩の物成六斗三升四合、年貢地」とあるのを見れば、明現宮と称されていた江戸時代には森氏が世襲の神官であり、外に神子家が属していた。

近年は伊勢神社(岡山市番町)宮司見垣豊氏が宮司を兼務していたが、同氏の死後欠員となっている。例祭はもと十月二十五・二十六日であつたが、現在は十月十一・十二日となっている。

氏子地域は、旧御野郡御野村・宿村・中原村(現在の岡山市三野・宿・中原)一帯で、明治初年の氏子戸数は二四七戸。昭和二十七年の氏子数は九〇〇人、崇敬者一〇〇。現在の氏子戸数は約一、〇〇〇戸。

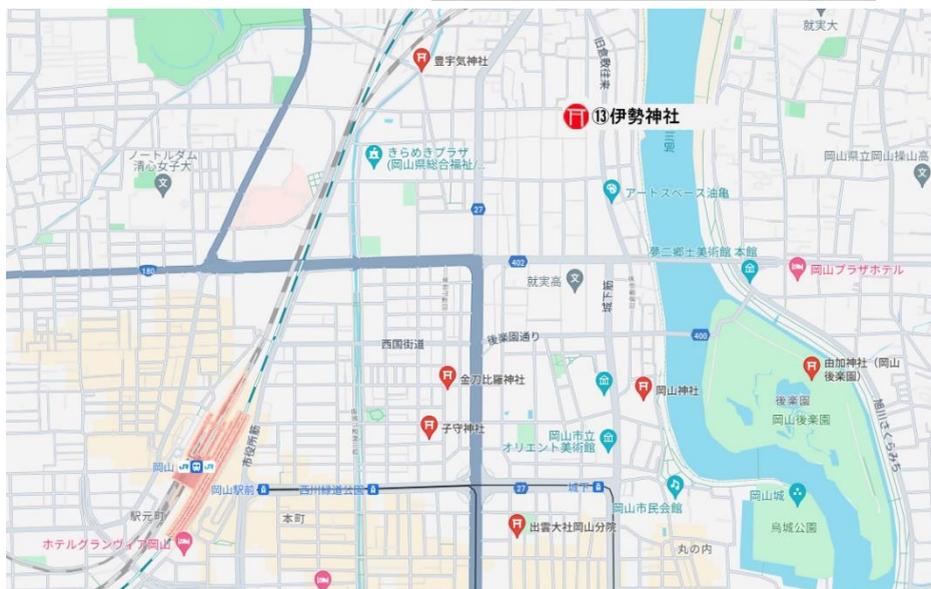
【境内地】明治七年の境内反別は二反二畝三步(『延喜式内神社取調書』)であつたが、現在は四、八一〇坪となっている。

【社殿】本殿は御野山の山頂に南面し、一間社流造、檜皮葺で、石積基壇に立つ。幣殿は三間二面、入母屋造、本瓦葺。釣殿は一間に一間の両下造、本瓦葺。拝殿は五間二面、入母屋造、本瓦葺、吹放しの建物で前面に千鳥破風をつけた向拜を付けている。随神門は本瓦葺の三間一戸の八脚門。

境内末社に寄貴神社(祭神保食神)、稲荷神社(同倉稲魂命)、生所荒神社(同素盞鳴命)、伊木神社(同武内宿禰)、三野之神社(同弟彦命)、天満宮(同菅原神)、牛田神社(同大山祇命)がある。

【宝物・遺物】特記するものはないが、拝殿に掲げられている絵馬のうちに明治中頃の後楽園を描いたものがあ

13 伊勢神社
備前国御野郡



【社名】吉田家本は「伊勢神社」、「大日本史」では「伊勢神社」と訓んでいる。『国内神名位階記』（山本本）『備前国神名帳』（西大寺本）、同（広谷本）、同（大滝本）では「条四位下伊勢明神」、神上金剛寺本では「条三位伊勢大明神」とする。

江戸時代の備前の地誌のうち『備陽記』（享保六年）は「伊勢神社」、「備陽国誌」（元文四年）、『吉備温故秘録』（寛政年中）、『東備郡村誌』（天保年中）は「伊勢宮」と記す。また、明治初年の史料には未だ「伊勢宮」と記されており、明治中頃の史料では「伊勢神社」となる。現在地元では「いせのみや」と呼ばれている。

【由緒】この神社の由来を記す諸書、例へば『寸節乃塵』（安永七年）、『吉備温故秘録』、『備前国式内書上考録』（明治初年）、『県社伊勢神社取調帳』（明治二十八年）、『伊勢神社由緒記』（昭和三十三年）はいずれも『倭姫命世記』の「御間城入彦五十瓊殖天皇即位五十四年丁丑遷三吉備国名方浜宮四年奉齋時吉備国造進参末女吉備都比賣又地口又地口御田」と言う記事にその由来を求めている。

『寸節乃塵』では日本書紀によつて「崇神天皇六年までは天照大神の御神を天皇の大殿の内に祭り給ふに、その神勢を畏て共に住給ふに安からず、故に此として天照大神を豊鍬入姫命（崇神の皇女なり）に託せて倭国笠縫の色に祭り奉り給ふ、それより八十九年を経て垂仁天皇二十六年十月に、今の伊勢国度會宮に御鎮座まします」とし、更に『倭姫命世記』によつて「崇神天皇六年九月、天照大神及草薙剣を朝廷より倭国笠縫邑にうつ

しはしめ奉り、豊鍬入姫命をして齋奉りける、次に丹波国吉佐宮、次に倭国伊豆加志本宮、次に木の国奈久佐浜宮に遷り給ふ、此四箇所の宮に凡四十五年経て、同帝の五十四年丁丑に吉備国にうつり給ひ、こゝに四年御鎮座ありて、同五十八年倭国三輪の御諸の嶺の上の宮にうつり給ひ、其後十一箇所の宮々を経て、垂仁天皇二十六年丁巳のとし十月に今の伊勢国度會の宮に御鎮座あり(中略)、此国名方はまの宮にありしは今の伊勢国に御鎮座ありしより三十八年前の事也、かくいちじるしき大神にてまします」と説明して即ち天照大神及草薙劍が一時遷座した「吉備国名方浜」に、その縁によつて祀られたのが伊勢神社であると言う。

『吉備温故秘録』はそのいきさつについて、伊勢神社社司の説として「延喜式に御野郡伊勢神社と神名帳に載せられしは則当社の御事にて、当地に往古より豊受皇太神宮を奉参崇敬御社あり、当社の東に当つて浜という所の北、当社の敷地に往古姫太神の御社有り、此御神体を当社へ遷参し奉り、御相殿に御鎮座成し奉る事、当社の社殿也」と載せ、更に編者大澤雅貞が「此浜に姫太神の御鎮座ありしいわれを私に考ふるに、崇神天皇五十四年丁丑に、吉備国名方浜宮に遷て四年がうち齋奉る時に、吉備国造采女吉備都比賣、又地口の御田を進ると倭姫の世記に見えしは此浜村ならんか、今御鎮座跡というは隣村西河原村なれ共、古は浜と計り此辺をいひしを、後世河原村と別りたるならんか」と註記している。

『緊社伊勢神社取調書』(明治二十八年)、神社明細書(昭和二十七年)は「名方」を旧上道郡中田村(現在は岡

山市賞田の内)に比定して「名方、中田ハ音ノ同一ナルヲ以テ名方ヲ中田ト稱スナリ」と記している。この中田に隣接する国府市場(旧上道郡国府市場村、現在岡山市国府市場)には備前国府趾があるが、和名抄には「国府は御野郡に在り」とあつて郡名が一致しない。

御野郡と上道郡は旭川をはさんで相對しており、国府は初め御野郡御野郷にあつて後に上道郡上道郷に移つたのか、あるいは旭川の河道がかつて郡界がかわつたのかのいずれかであろうが、不明である。伊勢神社が現在の鎮座地に移された時期、いきさつなどは不詳。また名方浜を旧御野郡浜野村(現在、岡山市浜野)に比定し、浜野村の内宮(祭神は伊勢内宮に同じ)を鎮座地として、伊し奉り、御相殿に御鎮座成し奉る事、当社の社殿也」と載せ、更に編者大澤雅貞が「此浜に姫太神の御鎮座ありしいわれを私に考ふるに、崇神天皇五十四年丁丑に、吉備国名方浜宮に遷て四年がうち齋奉る時に、吉備国造采女吉備都比賣、又地口の御田を進ると倭姫の世記に見えしは此浜村ならんか、今御鎮座跡というは隣村西河原村なれ共、古は浜と計り此辺をいひしを、後世河原村と別りたるならんか」と註記している。

『緊社伊勢神社取調書』(明治二十八年)、神社明細書(昭和二十七年)は「名方」を旧上道郡中田村(現在は岡山市賞田の内)に比定して「名方、中田ハ音ノ同一ナルヲ以テ名方ヲ中田ト稱スナリ」と記している。この中田に隣接する国府市場(旧上道郡国府市場村、現在岡山市国府市場)には備前国府趾があるが、和名抄には「国府

は御野郡に在り」とあつて郡名が一致しない。御野郡と上道郡は旭川をはさんで相對しており、国府は初め御野郡御野郷にあつて後に上道郡上道郷に移つたのか、あるいは旭川の河道がかつて郡界がかわつたのかのいづれかであろうが、不明である。

伊勢神社が現在の鎮座地に移された時期、いきさつなどは不詳。

また名方浜を旧御野郡浜野村(現在、岡山市浜野)に比定し、浜野村の内宮(祭神は伊勢内宮に同じ)を鎮座地として、伊勢神社を外宮とする説もあつて、『寸乃』『吉備温故秘録』などに紹介されているが、『吉備温故秘録』は「当(浜野の内宮)を式内と云説あれども是は非也」、「備前国式内書上考録」(明治初年)は「内宮」式内伊勢神社なりと言うは疎漏の考なり」としてこの説を斥けてゐる。近世の社領十石。『神社明細帳』(明治三年)は「社領現米高拾石、所在小畑町、但当社境内小畑町ヨリ地子金納社務家録ニ致給興居申候」と記している。

何時頃与えられたのかその初めは不明であるが、延宝二年(一六七四)に岡山藩が社領を寄進した記録が『撮要録』(文政六年)に収録されている。明治六年に郷社、明治十五年県社に列格。【所在】岡山市番町二丁目十一番二十号(旧岡山城下、小畑町)。岡山駅北東一・五キロメートル。

『吉備温故秘録』によると小畑町は「町内伊勢宮あるに依て一番町、二番町、三番町、四番町あたりまでを伊勢宮と今以言う。

(中略)初は宮地広くしてやりく商家は四五軒計ありが、岡山繁昌して此宮地次第に商家を建し」ため、延費頃までは伊勢宮町と呼ばれ、宝永頃伊勢国にも小畑という地名があるとの理由で小畑町と改められたと言う。番町は和名抄所載の御野郡広世郷のうちか。

【祭神】現在は天照大神を主とし、豊受大神と拷幡千相殿に祭るとしている。『備陽国誌』は「伊勢内外宮同神」とするが、『寸筵乃塵』『東備郡村誌』は祭神を伊勢外宮に同じとして、「是即ちかいびやく開闢元祖の神、国常立尊也」としている。また「神社明細帳」では天照大御神、豊受大神を祭神とするが、『延喜式内社国史見在之神社』は天照大御神のみをあげている。時期が下つて『県社伊勢神社取調書』になると、現在と同じく、天照大神を主神とし、相殿に豊受大神と拷幡千々姫神を祭ると記されている。

境内には末社として、天満宮(祭神菅原大神)、稻荷神社(倉稻魂命、猿田彦命、大宮賣命)二社、十五末社御門神(豊磐窓神、櫛磐窓神)、風神(級長津彦命、級長津姫命)、多賀宮(神直日神、大直日神)、荒神宮(八十枉津日神)、熱田神宮(日本武尊)、春日神社(天見屋根命)、五元神社(水波能賣神、火産靈神、久々能智神、金山彦神、埴安姫命)、齋宮(倭姫命)、興玉神社(猿田彦命)、鈿女神社(天鈿女命)、伊雑宮(伊佐波登美命)、荒神社(素戔鳴命)、戸隠神社(天手力雄命)、今村神社(天照大神、応神天皇、天兒屋根命)、會魂神社(神産日神、高御産日神、玉積産日神、生産日神、足産日神、大安女神、御食津神、事代主神、天鈿女命)、馬神様のほか、貞享三年(一

六八六)に城下鷹匠町の厩屋根から伊勢宮へ移されたという幸延神社(祭神保食神)が祀られている。『神社明細帳』には撰社として榎本神社(本社より南へ六丁、上出石町鎮座)が記されているが、榎本神社は昭和二十一年に独立し、現在撰社はない。

【祭祀】宮司は見垣安邦氏。伊勢神社のほか天計神社(岡山市北方)、天神社(岡山市参野)、八幡宮(岡山市津島)、若宮八幡宮(岡山市原)、榎本神社などの宮司を兼務している。『延喜式内神社国史見在之神社』は伊勢神社の項に「旧神宮見垣宏海先祖見垣国重寛文中当社神主相以来明治四年^辛七月二十七日御改正迄七代社役相續致シ申候」と記す。

また『上道郡八幡宮書上』(明治初年)は社務として見垣宏海を記し、「社務見垣宏海先祖不詳、見垣権少輔国重マテ伊勢宮神主相勤申處、同人粹近江国和江延宝五年十二月当社社勢申付、貞享三年閏三月二十二日叙正六位下任近江守権少輔、国重ヨリ当代マテ七代、当社寄附社領(現米高三十九石七斗九升)ノ内現米九石七斗一升三合社務家禄二分分配致給與ス」とあげている。見垣家には代々の靈位を記した子一巻が伝わっている(成立年三六七代不詳)。これには見垣久左衛尉藤原国定(寛永二年卒、備中国丸川家ヨリ見垣家へ養子ニ入ルトイウ)に始まり、安邦氏の先代見垣豊まで三十三人(うち十八名は女性)の名前が記されている。

この中から江戸時代に位階、官名を名乗っているものをあげると、見垣権少輔藤原国重(元禄七年卒)、正六

位下近江守藤原朝臣国和(享保十九年卒)、正六位下周防守藤原朝臣国澄(宝曆四年卒)、見垣民部藤原国休(安永五年卒)、見垣左衛門藤原国豊(文化十四年卒)、見垣左衛門藤原国永(天保十二年卒)の六名である。見垣左衛門藤原国永の長男国通は幕末期、岡山藩の兵制改革の中で神官達によって組織された社軍隊の隊長となっており、その子正香も条軍している。これに対し藩主から賞として大刀が与えられたが、その時平賀元義が詠んだ歌(一幅)が見垣家に伝えられている。

見垣君御大刀賜はれるを賀て詠る源元義

賜ひたる大刀取佩きて事しあらハ国の御楯と出立てわか背

祭日は十月十六十七日。『神社明細帳』は九月八日・九日とするが、『延喜式内社取調書』(明治七年)では現在と同じく十月十六日・十七日となっている。また『延喜式内社国史見在之神社』も十月十六十七日としており、恐らく太陽暦が採用された時で祭日があったと思われる。伊勢神社では昭和三十三年頃まで「御神事」と呼ばれる神幸祭が行なわれていた。見垣安邦氏の話によると、小早川秀秋が文禄・慶長の役の凱旋のお体に、行列して伊勢神社と酒折宮(現在岡山神社岡山市石関町)へ参拝したのがその起りだと云い、幟・槍・弓・眞榊・鉾・神官・太鼓・獅子・幟の順で行列を作って氏子地域をまわったと云う。

氏子地域は小畑町、出石町、弓之町、一番町、八番町、西河原。現在氏子戸数はおよそ一、五〇〇戸から二、

〇〇〇戸と言う。明治初年には七五七戸（『延喜式内神社国史見在之神社』）、昭和二十七年の神社明細書は氏子人数三、六〇〇人としている。

現在の伊勢神社の年間行事は次のとおり。元旦祭（一月一日）、紀元祭（二月十一日）、春祭（四月十六日）、夏祭（七月二十七日）、茅輪祭（七月三十一日）、秋祭（十月十六日）、例祭（十月十七日）、七五三祭（十一月十五日）、感謝祭（十一月二十三日）、大祓祭（十二月三十一日）、除夜祭（十二月三十一日）、月次祭（毎月一日）。

【境内地】七六八坪七一。『延喜式内社取調書』『延喜式内神社国史見在之神社』など明治初年の史料は二反三畝二五歩としている。

【社殿】本殿、檜皮葺、神明造。間口一間・奥行一間。幣殿三・七五坪、入母屋造、本瓦葺。釣殿八坪、切妻造、本瓦葺。拜殿九坪、入母屋造、本瓦葺。このほか旧神楽所、七・五坪。社務所、一八坪。表門、一・五坪。裏門、一坪がある。

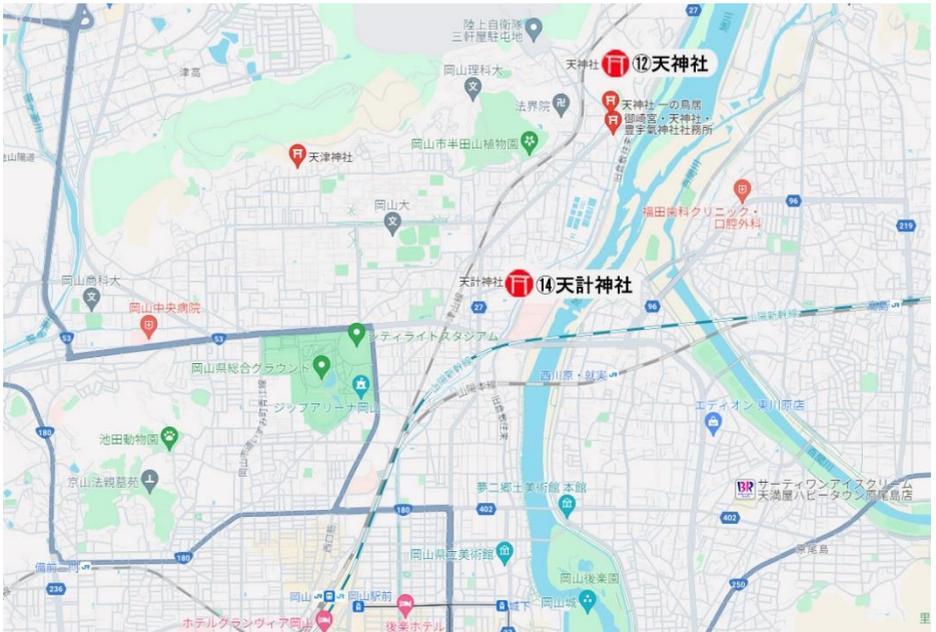
伊勢神社の鎮座地、旧小畑町付近は江戸時代に何回か火災に遭っており、伊勢神社の社殿も何度か焼失したと言う。比較的新しい火災では多五郎火事（宝暦七年、一七五七）と天明四年（一七八四）の野々村火事と呼ばれるものがあつて、多五郎火事では社殿を焼失、野々村火事の際には社務所だけが災難に会い、他の社殿は無事だったと言う（昭和三十三年『伊勢神社由緒記』）。

これからすれば現在の主要な建物は宝暦七年の多五郎火事後の建築と思われる。その後何度か改修が行なわれて現在に至っている。

境内の金石など次のとおり。

鳥居一基、年紀銘なし。石燈籠一对、文化十年。石燈籠一对、文久二年(末社天満宮の境内)石燈籠一对、明治元年。石燈籠一对、昭和三年。手水鉢「心如水」一基、文政四年。「喜楽」二字額、旧岡山藩主(六代)池田齋政筆。「伊勢神社」篇額、卜部良長筆。

14
天計神社
備前国御野郡



【社名】九条家本・吉田家本「天計神社」、武田家本「天計神社」、「大日本史」は「天計神社」

あまはかり

あまはかりの

あまつはかりの

社」と訓む。『国内神名位階記』（山本本）は参野（御野）郡に「条四位上天計明神」、「条二位下天計明神」の二社をあげる。『備前国神名帳』西大寺本では「条二位下天計ノ明神」、同神上金国寺本では「条二位天計大明神」とされる。

江戸時代の記録によってみると、『備陽記』（享保六年）が「八幡宮」として末社を記すのみであるのに対し、『備陽国誌』（元文四年）には「八幡宮北方村里民此を神宮寺という」棚創造年代不詳。延喜式神明に天計神社是なり、古林中に鎮座

有しを金吾中納言秀秋の時今の社地へ移し八幡宮と号す、古の宮地とて今に有り」、「吉備温故秘録」（寛政年

間）には「天計神社北方村式内伸也座なれ共、所際の神一其神未審」此宮を俗に神宮寺という。これは此処に古へ神宮寺という寺ありけり。其

鎮守に八幡宮のありしが、寺は何れの代に瘦せしや鎮守の八幡ばかり残り居たる故に其寺跡へ天計神社をも移されたるに依て八幡宮とも神宮寺とも混じていうならんか」とあり、また『東備郡村誌』（天保年間）も「八幡宮」とあげながら「此祠は延喜式神名帳に天計神社と云う是也」としており、『備陽国誌』以後の記録では北方村八幡宮が式内天計神社とされて、「八幡宮」とか「神宮寺」と呼ばれてたることがわかる。明治以後の史料はいずれも「天計神社」とする。

【由緒】創祀年代不詳。先に紹介したように『備陽国誌』に「八幡宮北方村里民此を神宮寺という」創造時代不詳。延喜式神

明に天計神社是なり。古林中に鎮座有しを金吾中納言秀秋の時今の社地へ移し八幡宮と号す。古の宮地とて今に有り」とあり、「神社明細帳」（明治三年）はこの旧地について「上代之宮跡北方村ノ西北ニ当テ幸田畑ト云地所鎮坐アリシヨ金吾中納言秀秋今ノ社地へ移ス」と記す。更に『備前国式内書上考録』（明治初年）は『備陽国誌』の記事を引用した後で「検者等此地を点検するに古宮と云う所ありて畠畝三反余村中にあり、これなるべし。また往昔の宮地なりと土人の云伝うる美地同村の西北に当れる幸田畑神田の義なりと云える地所に鎮座ありしと云う。此説真に宜なり幸田といえる地今に五六反ばかり高くして畠なり。前に棚橋という字あり。左に木下右に藤木後に幸田橋また幸木田等の字取廻して上代の名を残り。また此せり。また道程五大町向ふに當りて中井村の地に大鳥花という字あり、是はこの社の大鳥居の有りし所なるべく、されば大鳥居畠のいいなるべしまた此地に引連きて、○井伝位田なるべし、当社
の神階兼二位とあり○正月、○正月ノ内他の社に正月田
とある類なり○横田、○前田、○鍵田、○かね田、○豆野、○辛木田、○曲田などあるは皆祭田にありてきこゆ」としており、これらを合せ考えると、天計神社はもと北方村の幸田畑と云うところに鎮座し、小早川秀秋の時代に現在の鎮座地へ移されたと云うことのようにである。

『吉備温故秘録』が神宮寺のことを記すのは前掲引用のとおりであるが、『東備郡村誌』も「里人は是を神宮寺と云う。此地に神宮寺と云う仏刹ありしを以て名く。其寺何れの頃にや頽た廢はいして今存せず。此祠は延喜式神名帳に天計神社と云う是也」と記して神宮寺のあつたことを示唆する。この寺については『備前記』の「御野郡古寺跡之事」の中に「一、日蓮宗妙法山神宮寺、北方村ノ内ニアリ」と見え、『撮要録』（文政六年）の「廢寺社之部」（寛文期の岡山藩の専整理の際、廢寺となった寺の山号、寺号、退院還俗の由来などを賢永四年に書き

上げさせたもの)に北方村の妙法山神宮寺(日蓮宗、本寺津島村妙善寺)が記され、「住持立退、寺屋敷廿四歩同村久次郎買求」とある。妙法山神宮寺の本寺とされる津島村妙善寺は日蓮宗不受不施派の寺であり、このため寛文の寺社整理で本末寺共慶寺とされたものと思われる。また『備前国式内書上考録』はこの神宮寺について

「村の北端に小葺あり今は上伊福村の妙法寺の出張所と唱えて僧一人を住居せしむ○備前国志本郡慶寺の部に妙法山神宮寺北方村と是あり、即天計神社

の別当なりし由云い伝う、かの小庵に今も天計神社の本地仏として左手に巻物一卷、右手に弓枝を人生つきたる仏像一体あり、銘二日、天計八幡大菩薩備前御野記たりこの銘に天計と記たるにて疑なく式内の天計神社は上にいえる幸田畑に鎮座ありしこと知られたり、今は北方村八幡宮同殿に奉斎れり」と記すが、この仏像は現在行方がわからない。旧村社、社領はない。

【所在】岡山市北方七百七番地(旧御野郡北方村)。神宮寺山古墳(前方後円墳)の後円部頂上に鎮座。岡山駅より北東約二・五キロメートル、津山法界院駅の南東およそ四百メートルのところ。和名抄所載の御野郡比呂郷に属すと思われる。『吉備温故秘録』『東備郡村誌』は南方村、北方村、竹田村(現在いずれも岡山市)の村域を
広世郷としている。

近世の北方村について『備陽記』は「一、高千五百九十石二斗六升、一家数九十八軒、一、田畑畝五十四町七反七畝廿九歩、一、男女五百十六人、一、村東ハ大川、向ハ上道郡中島村、西ハ津島村ト田地境、南ハ南方村ト田地境、北ハ半田山又ハ参野村ト田地境」とし、更に枝村として中井・四日市をあげる。岡山から美作津

山に至る津山街道が北方村の枝村四日市を通っており、『吉備温故秘録』は「村中作州海道、茶店あり」と記している。

北方村は明治二十二年六月、付近の村々と合併、御野村となり、大正十年三月、岡山市へ編入されて現在に至る。

【祭神】現在、てたおきほおいのみこと ひこさしりのみこと手置帆負命と彦狭知命が祭神とされてる。日本書紀卷第二神代下に「郎以紀国忌部遠頑手置帆負神一、定爲作笠者一。彦狭知神爲作盾者一」とあるのがそれである。『吉備温故秘録』は「所祭の神一座なれ共其神未審」としながらも「私にこの祭神を考るに手置帆負神、彦狭知神の二神を合せ祭りて一座にするものならんか、天計は天量ならんか」として旧事紀から「(前略)復令手置帆負彦狭知二神以三天御量一謂大小量雜器類名一、(後略)」を引用している。地元には、天計神社の祭神は「はかりの神様」だと云う云い伝えが今もある。

『神社明細帳』は「手置帆負命、彦狭知命」、『延喜式内神社国史見在之神社』(明治初年)は「彦狭知命」を祭神として記している。

末社について、『備陽記』は注連神、天神、荒神の三社をあげ、『撮要録』はこの三社のほかに稲荷社を記している。『神社明細帳』は相殿に八幡宮(祭神応神天皇)を祀るとし、末社としては志目神社(祭神天鈿女命)、天

神社(菅丞相)、荒神社(素戔嗚尊)、稻荷社(大山祇命、倉稻魂命、土祖神)をあげている。現在、境内には地神かと思われる石柱が一点あるのみである。

【祭祀】現在は伊勢神社(岡山市番町鎮座)の宮司見垣安邦氏が兼務している。「撮要録」は「社司、田中氏」と記し、「神社明細」(明治三年)も「祠官田中真佐志先祖不詳、寛文之度田中治太夫へ神主申付、以来社役相続致当代迄十代相勤居申候」とあって、寛文の頃(十七世紀後半)から明治初年にかけて、田中氏が代々神職を勤めたと云う。見垣安邦氏によると、四日市村(北方村の枝村)御崎宮の社家門田氏が天計神社の神職を兼務した時期があり、その後を森氏が引き継ぎ、森氏の死(太平洋戦争の終戦前後)後、見垣安邦氏の先代(見垣豊)が引き継いで現在に至っていると云う。

明治初年の史料(『神社明細帳』、明治七年編の『延喜式内社取調書』など)は九月八日、九日を祭日とする。現在は十月二十・二十一日である。恐らく太陽暦の採用でかはったのであろうと云う。

現在、氏子は岡山市北方東本町、西本町、学南町一丁目、二丁目、三丁目、大和町一丁目、二丁目、中井町一丁目、二丁目のおよそ一、二〇〇戸。明治初年、一八六戸『延喜式内社国史見在之神社』。昭和二十七年の神社明細書は氏子数を二、〇〇〇人と記している。

祭礼には特記するものなし。年間の行事としては、年始祭(元旦)、春祭(四月初旬)、夏祭(七月二十五日)番秋

祭(十月二十・二十一日)、感謝祭(十二月二日)などが行なわれている。

【境内地】一、三五六坪。『神社明細帳』は「一反九畝廿二歩、除地」と記している。境内地は国指定の史跡、神宮寺山古墳(昭和三十四年五月指定)である。神宮寺山古墳は沖積平野につくられた五世紀前半期のものと考えられる前方後円墳で、全長約百五十メートル、後円部径約七十メートル、高さおよそ十三メートルの二段築成のものと考えられている。『東備郡村誌』は既にこの古墳について記しており、前述のように北方村の八幡宮が延喜式神名帳に云う天計神社であり、小早川秀秋の時代に今の社地へ遷宮したものだとして「今此社地、天子或は皇子后妃の墳ふんえい塋(墓)」と言うべき方料の大陵なり。古は周池もありしとみえて陵下の廻り平地低し。按に景行天皇人皇^{二代}の皇子七十余子あり。皆国郡に封じて各其国に行と日本紀にみえたり、其皇子の中八坂入媛の生める所七男六女あり、第十一代を吉備兄彦皇子と云うと記せば、此皇子吉備国に封ぜられ給うゆえ吉備兄彦と称せしなるべし。又其国に行くとあれば、此国にましく、此凶に薨じ給ひしなるべきなれば、此皇子の墓陵ならんか」と考証している。この古墳は昭和三十六年頃、後円部の一部を盗掘され、その後で研究者によって調査された。その報告(『岡山市史』古代編、昭和三十七年参照)によると、天計神社の拝殿の真下のあたりに竪穴式石室があって、その内部に刀剣類のほか、鉄製斧、鍬先、鎌、やりがんな、手鎌など農工具が埋職されていたと云う。盗掘の際、攪乱されたため、農工具の一部を除くと個体数が把握しにくいと云う。

【社殿】本殿、流れ造、瓦葺、間口一間、奥行四尺。拜殿四坪。

現在の社殿は昭和二十年に戦災で焼けた後の仮殿である。戦災で焼ける以前の社殿が何時建てられたものであつたかは不明であるが、その規模は本殿桁行一間半、梁行二間、幣殿桁行一間半、梁行一間半、拜殿（『延喜式内社取調書』）であつた。

15 備前国御野郡
国神社



【社名】吉田家本は「神社」、「大日本史」は「国神社」と訓む。『備前国神名帳』総社本には「国津神社」、紳上金剛寺本には「正四位下国神明神」、西大寺本及び「国内神名位階記」山本本には「条四位下国津明神」とある。現在は「国神社」と称している。

【所在】岡山市参門中五番一号(旧御野郡下伊福村参門字国守)の国守山に鎮座している。吉備線参門駅より東へ五〇〇メートル、のところである。参門は和名抄の御野郡伊福郷にあたる。江戸時代の山陽道は当社の南麓を東西に通っており、道沿いには当時のおもかげを残す家並がある。

【祭神】『備陽国誌』(元文四年)及び『東備郡村志』(天保年中)には「所祭大国魂神」とあるが、『吉備温故秘禄』(寛政年中)では「大国御魂神、大和国山辺郡大和に坐す大国魂神社と同じ」としながらも、更に応神紀等にみえる三野臣の弟彦を祭るといふ説のあることを記している。

明治初年の『延喜式内神社国史見在之神社』では「大国主命」を祀るとされている。現在は主神大国主命、相殿に素盞鳴命、合殿に仲哀天皇・応神天皇・神功皇后を祀る。

【由緒】延宝三年(一六七五)の岡山藩の『神社書上』には「一、下いふく参門村八幡宮徳米壹石四升八合神主

同村岸本因幡一、(式内社)同所国神社神主同人」とあり、『備陽記』(享保六年)にも「御野郡下井福参門邑国神

社載延喜式神名帳、大国魂命也」とあるが、『備陽国誌』には「廃祠」として「天神社参門村所祭少彦名命 国神社参門村所祭大国玉神 共に

延喜式神名に見えたり。何れの時にか廢して、今は地のみ残り。」とし、『東備郡村志』も同じく參門に社地だけが遺っていると記している。

明治三年に岡山藩が作成した「神社明細帳」によれば、御野郡下伊村八幡宮の相殿に国神社が記載されている。また、明治十年頃に編纂されたと考えられる『備前国式内書上考録』にも、「国神社伊福郷下伊福村參門坐（中略）社司の説に当社の宮地は參門むらの東高御堂といえる畠のうちに大国石といえる所にありといえり。今は伊八幡宮と合せ祭れり。」とある。

思うに、江戸中期頃廢祠となった国神社は下伊福村八幡宮に相殿として祀られており、明治初年になつて八幡宮を改号して復興されたようである。仲哀天皇、応神天皇、神功皇后を合殿に祀るのはそのためであろう。当社は明治三十六年三月に本殿・幣殿・社宝等を悉く焼失、翌三十七年二月七日再建、遷座式を行なつてゐる。

旧社格は村社であつた。

【祭祀】『延喜式内神社国史見在之神社』の国神社の項には、旧神官は岸本芳秀で、その先祖岸本彌太夫が天文年中に神主となり、以来明治四年まで十代にわたつて世襲しているとある。

岸本家は代々雅楽に巧みで、伶人として岡山藩に仕えていた。文政四年（一八二一）に岸本芳景の長男として

生れた芳秀は幼年から父について楽譜を習い、長じて上京し阿部氏等について雅楽を学び、三管三鼓の奥儀を極めた。

明治二十一年、芳秀は典雅優美な吉備楽を大成した。明治二十三年死去。七十三歳であった。

例祭は明治初年には旧暦八月二十七・二十八日であったが、その後新暦十月十八十九日に変更され、更に近年は十月五・六日となっている。

氏子は下伊福村(明治八年巖井村と改称、現在は参門中町など十余町にわかれている)一帯で、明治初年には三六〇戸、昭和二十七年には氏子数一三、五〇〇人、崇敬者一四〇人。

現在は周辺の宅地化が進み、更に増加している。

【境内地】明治初年の境内反別は一反一畝であった。現在は四三二〇坪となっている。

【社殿】昭和二十七年当時の社殿は本殿が間口・奥行ともに二間、流れ造、檜皮葺。幣殿四・五坪、拝殿一三・五坪、釣殿三坪、随神門二・五坪、社務所二四・五坪であった。

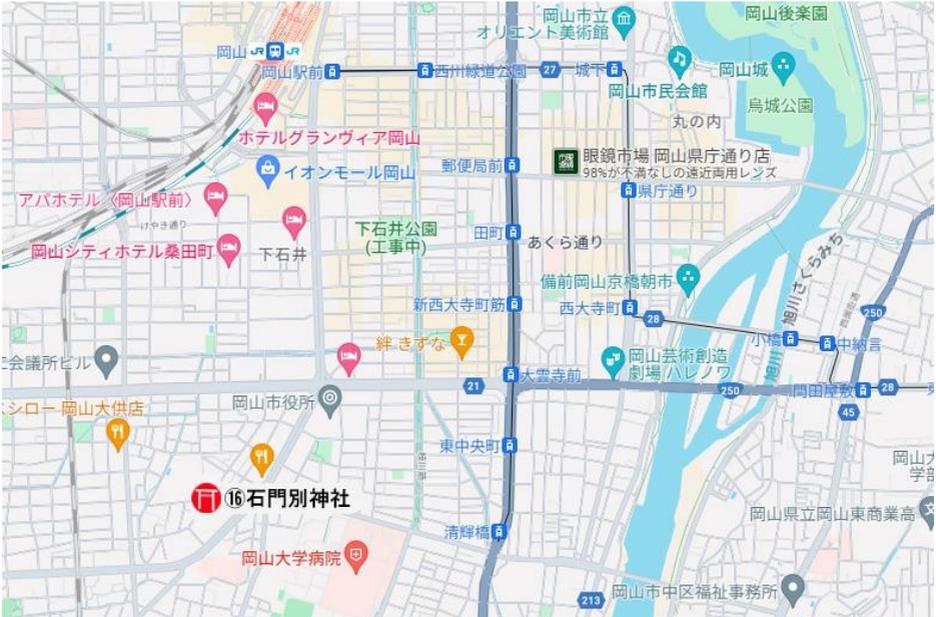
当社は太平洋戦争の空襲にも焼けなかったが、昭和二十四年九月の台風で本殿が破損したため、昭和三十一年十月に鉄筋コンクリートによる神明造に改築された。本殿は国守山の山頂にある竪穴式古墳の上に南面しており、や下ったところに釣殿・幣殿・拝殿がある。高い石段の中ほどに随神門を設け、その山麓が神苑となっ

ている。随神門は昭和四十九年一月に建替えられている。

境内摂社に稲荷神社(祭神大山祇神、倉稻魂神、土祖神、大山咋神)がある。

【遺物】参道の石段下に「元禄十五年^{壬午}歳三月十八日奉寄進惣氏子中」と銘のある鳥居、「文政三^{庚申}八月吉祥日発起人西国屋財之介・繩島屋平左衛門世話人当町兒島屋萬蔵(他十四人略)」・「嘉永七^寅歳十月吉祥日初起人茶屋海之助(他二十人略)氏子中」と銘のある燈籠各一基がある。

16 石門別神社



【社名】吉田家本は「石門別神社」と訓む。『大日本史』は「石門別神社」とする。『備前国神名帳』神上金剛寺本は御野郡に「正二位天石門別大明神」と「正四位下天石門別明神」とを掲げ、『国内神名位階記』（山本本）及び『備前国神名帳』西大寺本は「条二位天津石門別大明神」一社を記すが、御野郡には式内石門別神社が二社あつて、いずれが当社にあたるのか判別できない。

江戸時代初期には「春日宮」と呼ばれ、その後、「戸隠宮」と呼ばれたこと(寛文年間から明治七年までの史料は「戸隠宮」と記す)が神社に所蔵される棟札(享保二年、寛政元年、安政三年)、『備陽国誌』(元文四年)『神明細帳』(明治三年)、『備前国式内書上考録』(明治初年)、『延喜式内社取調書』(明治七年)などによって明らかとなる。また明治十六年銘の棟札には「レと記されているので、明治七年から明治十六年の間に社号の変更があつたものと思われる。通称、「とかくっさん」(戸隠様)。『備陽記』(享保六年)はこの神社の社号の由来に關して、「此宮ヲ俗大供ノ宮云、吉備物語ニ曰ク、何レノ時力盗人数多宝ヲ掠メ取ル跡ヨリ追手ノ者頻リニ追掛ケレ八可隠所ナク此宮ニ走り入ワナ、キ振ヒケル声ノ下ニテ曰ク、今日ヨリ黒心ヲ改メ可申、只今ノ身ノ上遁レ難ヲ救ヒ玉ヘト拜殿ノ下ニハイ込シニ、跡ニツキシ追手ノ者宮中ニ入テクマナク探シ尋ケレモ遮リ見ネハ手ヲ空クシ足ヲ本意ナク皆歸リ、又其時ニ盗人這出テ息ツギアヘス神ノ御恵ニ依テ遁レタルト悦ヒ一本松ヲ植テ歸リケリ。其松年経ル儘ニ枝葉へ梢高ク成ト云、或ハ曰、是ハ世俗ノ誤リ也、当社ニ所祭ノ神ハ手力雄ノ神

也、神代之卷二曰、日ノ神天ノ石窟ニ入玉フ時手力雄神立磐戸之側日ノ神以御手細ク開磐戸窺之手力雄神奉承御手引而奉出云々、亦林氏本朝神社考曰、手力雄命メ取岩戸□空落テ有信州戸隱故云尔盖戸隱ノ隱之字隱密ノぬすむ竊ノ縁故カ」としている。

【由緒】創祀年代、鎮座の事情不詳。『神社明細帳』は勸請年紀不詳としながら、御野郡伊福郷の大安寺山に祀られていたのを延喜六年(九〇六)正月に現在の場所へ遷座したとの申し伝えのあることを記している。『備前国式内書上考録』(明治初年)が記す様に、この神社ははやく廃絶してその所在場所は久しく不明であったと思われる。そして江戸中期頃になって大供村の戸隱神社が式内石門別神社に比定されることになったようである。

例えば、元文四年(一七三九)に完成した『備陽国誌』には「戸隱宮大供村 所祭 手力雄命延喜式に御野郡石門別神社と云う当

社ならんかと云へり」と見える。しかしその後寛政年間に岡山藩士大澤惟貞によって編纂された『吉備温故秘録』では式内石門別神社は大安寺村の項に記されており、また明治三年の『神社明細帳』でもこの神社は未だ「戸隱宮」と記されていることなどを考えると、江戸時代中期頃から式内石門別神社に比定されながらも明治初年まではなほ決定的なものとはならなかった様子がかがはれる。『特選神名牒』もいくつかの説を並記しながら「大供村戸隱宮を備陽国誌に神名帳に御野郡石門神社とあるは当社ならんかと思え貞享元年神社書上帳に戸篠宮とあり社司の記録に備前国御野郡大供村鎮座戸限宮者奉祭手力雄命也とするものに足れり故今之

に条う」としている。

なおこの神社に神宮寺が置かれたことを『御国中神社略記』が記しており(昭和十三年『岡山市史』第五卷)、『吉備温故秘録』は慶寺の項に「日蓮宗安立山大福寺大福寺は岡山」と記してある。藩の寛文期の社寺整理の際に寺とされたもので、『撮要録』(文政六年)はこの時慶寺となった寺についての寛永四年(一七〇七)の調査資料をあげている。それには「住持還俗改名清左衛門後有罪追放、寺株田地賜清左衛門、清左衛門追放後賜磨屋町光爾寺理、理齋大供村人引越孫権六檀之、本尊なし」とある。

社領について『備前国式内書上考録』(明治初年)は寛保年間の社伝(現在その行方は不明)に記された古老の申し伝えとして「当社往古封戸神田許多有之所ニ乱世之比度々減シ、浮田泉劬直家、同秀家之御代、天正文祿の比は社領総ニ拾五石残り、是亦慶長之始召放れける由」と記すが、確認できない。江戸時代の地誌類、明治初年の諸史料にはこの神社の社領は記載されていない。旧村社。

【所在】岡山市大供三百番地(旧御野郡大供村字宮)に鎮座。岡山から児島に至る県道児島線の道路から約五十メートル北に入ったところ。岡山駅から南々西へ約一キロメートル。『莊園志料』などによると、石門別神社の鎮座する大供付近は藤原氏の氏長者に属する殿下渡領となった鹿田荘の荘域に含まれていたと考へられている。近世には御野郡大供村。『備陽記』は大供村について「一、高千百六十一石七斗三升、一、家数百五軒、一、田

畠畝六十四町二反五畝十二歩、一、男女四百七十四人、一、村東八西川ヲ限又ハ岡村内田村ト田地境、西八野田村田地境、南八東古松村西古松村ト田地境、北八下出石村ト田地境」と記す。明治二十二年六月、付近の五ヶ村と合併、鹿田村となり、明治三十二年八月、岡山市へ編入された。鎮座地については『吉備温故秘録』が「石門別神社大安寺村、今不在、又一説に三門村ともいう。式内之神也。」として、「社司富山氏説に、大安寺村に社地有、神体は同村之枝矢坂の宗社大明神の拝殿に「移し置という」、「一説に下伊福村高御殿という所に古へは座ありとい参門の祀官の説には大神社の鎮座後と云」などと記しており、『神社明細帳』は大供村戸隠宮の項に「旧地同郡伊福郷之内大安寺山有之候処延喜六年丙寅正月当社地江還座下申伝候」とあげている。

【祭神】現在は天津石門別命とされている。『備陽記』『備陽国誌』『東備郡村誌』など江戸時代の地誌はいずれも祭神を「手力雄命」とする。『神社明細帳』は「手力雄命、表春命、下春命」をあげており、『神社明細帳』より遅れて編纂されたと思われる『延喜式内神社国史見在之神社』になつて石門別神が祭神として記されてくる。現在、末社として思兼神社(祭神思兼神)、木野山神社(木野山神)、金刀比羅宮(金刀比羅神)、塞神社(塞神)、稲荷神社(倉稻魂命の他二柱)が祀られているが、この他境内入口の傍に幸神社と云う祠がある。神職の話では祭神は不明であるが、土地の人は「あしおりさん」と呼んでおり、足の病ひを治してくれる神と云う。病気が治癒すると草履、幟などをお札に供えると云う。『撮要録』は荒神、稲荷、若宮を末社として記し、「神社

明細帳』は合社として七神相殿社(祭神天鈿女命、七灵^{れい}神)、磐戸神社(天照大神)、春日神社(武甕槌命、経津主命、天兒屋末社として思神社(祭神恩荷神社(大山祇命、倉稻魂命、土願鉾)、塞神社(八衢毘古^{やちまたびこ}命、
八衢毘賣^{やちまたひめ}命)をあげている。

【祭祀】宮司は高須理氏。西古松の八幡宮、東古松の神社富田の八幡宮田の石門別神社の宮司を兼務してゐる。
高須先代々之靈^{れいじ}には「祖先国原治太夫行年八十二歳、戸隠宮祀官トナリ士族ニ列セラル、二代夫婦養子、養子高須ニ改ム」と記され、「神社明細帳」は「高須千年先祖国ケ原治太夫^江寛文之度神主申付、其後宝永之度高須ト変姓ス、以来代々相統致当代九代社役相勤居候」としてゐる。

明治初年に神職を務めた高須千年は『高須家先祖代々之靈^{れいじ}』では「九代、高須千年之命、行年五十五歳」と記され、十代は高須眞喜二之命(行年四十二歳、明治十六年六月三日)となつてゐる。その後高須光以、高須理に引き継がれて現在に至る。

祭日は十月十二、十三日。『神社明細帳』は九月十四、十五日とする。恐らく太陽暦の採用で祭日がかつたのであらうと云う。今は交規制がやかましく云われるようになったので数が減つたが、昔は各町内毎にダンジリ(山車)があつた。十月十二日の夜には各町内のダンジリが鉦^{かね}や太鼓で囃しながらお宮参りをし、宮の前で神職のお祓ひを受けた。神輿はない。秋の祭の他、年間の主要な行事としては、春祭(五月二十二・二十三日)、

輪くぐり(七月三十一日)などがあげられる。

氏子地域は岡山市大供表町一、四丁目、大供一、三丁目、厚生町一、三丁目、新屋敷、大供西之町、鹿田町、河原町、大雲寺町、櫻町、尾上町、釣橋、大供本町、妹尾町、濱田町七軒町。現在氏子数は約二、〇〇〇戸、明治七年には八一戸(『延喜式内社取調書』)、昭和二十七年の神社明細書は氏子数七七〇〇人と記している。

【境内地】六一七年一二。『神社明細帳』は社地、一反八畝二六坪半を除地として載せ、『延喜式内社取調書』『延喜式内社国史見在之神社』は境内地を一反九畝二歩と記す。

【社殿】本殿は流れ造、檜皮葺(銅板包み)で間口二間、奥行三間。棟札によると明治十六年の建て替へだと思われる。幣殿七坪。釣殿三坪。拝殿七坪。随神門三・五坪。社務所一七・五坪。

境内の金石等は次のとおりである。

石燈籠一對 天明三年九月念日(境内入口)。

寛延三年五月令辰(拜殿前)

天保十一年五月吉日(末社稻荷神社前)

狛犬一對 文政十年九月吉日

手水鉢一基

享保九年五月吉日

鳥居一基

文化十四年九月吉祥日(稻荷神社前)

昭和四十五年十月吉日再建。これ以前の鳥居が境内に置かれているが、年紀銘は見えない。

この他、拝殿に絵馬五点が奉納されている。その年紀銘はみえない。

一、文化十^癸西^西五月吉祥、尾上町子供中奉懸。

一、文久元^西年^辛九月浜田町三好屋松太郎他二十三名奉懸。

一、元治元年子九月日桜町藤原勝治奉懸。

一、慶応三卯晩春、永代奉額一萬句、願主老くの町社中。

一、不詳。

備前国御野郡

17 尾治針名真若比女神社



【社名】九条家本「オチハリノ」、吉田家本「ヲチハリノ」、武田家本「オチハリノ」と訓む。『大日本史』はをはりのほりななまわかひめのの
「尾治 針名若比女神社」とし、『備陽国誌』（元文四年）は「尾治針名真若比女」と訓んでいる。

『備前国神名帳』西大寺本、同広谷本、同大滝本及び『国内神名位階記』山本本では「条四位下、尾張針田明神」とし、『備前国神名帳』神上金剛寺本は「正四位下、尾治今、地元をの人は「尾治針さま」と呼んでいる。

【由緒】この宮は『備陽国誌』が「今廢りて何れの所と云ふ事をしらず」と記すように、江戸時代にはその所在が不明であった。『吉備温故秘録』（寛政年中）は御野郡北村四日市の御崎宮の神職門田氏の説として、尾治針名若比女神社は、はじめ四日市の花園という所にあつて花園神社と云い、毎年正月五日の祭には村中の人が鬼の神事と云つて、青葉の付いた枝木で神社の回りをたゞき廻ると云う話を載せている。そして「何時代より、御崎宮の社地へ移るといふ」と記す。四日市の花園といふ所にあつたとする説については『備前国式内書上考録』（明治初年）が「尾針ノ神の旧地なりトいふ説甚不審、此所の地理を考えるに北方村の天計ノ神の旧跡幸田畑といえる地僅に五六町にて、東西に並びたり。其中間に神宮寺の跡さへ在レはイ甚トつまりて見ゆるものをや」と否定的見解を述べている。

『吉備温故秘録』が記す花園神社の名前は『備陽記』（享保六年）、『備陽国誌』、『東備郡村誌』（天保年中）な

ど他の備前の地誌には記されていない。

前述のように『吉備温故秘録』は尾治針名真若比女神社が北方村四日市の御崎宮に祀られるようになった時期を明確には載せていない。この時期については『神社明細帳』（明治三年）が「当国御野郡式内尾治針名真若姫神社中世以来不分明、依之寛延三年仮レ小社ヲ建祭之」と記しており、また『岡山市史』（昭和十三年）所収の史料によっても明らかにできる。備前一宮吉備津彦神社の祠官大守肥後守は寛延元年（一七四八）九月、次のような願書を岡山藩に提出している。

諸国ニ御座候延喜式神名帳ニ載申式内ノ神社御國中並侍中御領内ニ凡貳拾八社御座候、右之内当時御社御座候分十九社、御社地計残居申所六社、御社地モ相知不申分参社計御座候、私多年之心願ニ奉存候ハ往古由緒格別之神社ニ御座候ニ、小社モ無御座所及退轉申様ニ成行申儀痛敷奉存候ニ付、右御社地計残居申所ニ貳尺四面之小社ヲ取立、並御社地相知不申所ノ者、古来ヨリ延喜式ニ御郡方御座候ニ付、右御郡之内宜敷同前之小社ヲ立置、追テ右之御社地相知次第ニ御断申上、右之所へ奉移候様ニ仕度奉存候、取立申御社地御田地御山林等ハ不及申上、村方耕作之障ニ成不申所又ハ古来御社地ニテモ唯今田地ニ成居申候ハ、其分仕、右之近辺何之邪魔ニモ成不申場所願上相立申度奉存候、尤難及自力事ニ御座候ニ付、信心之者共申合取立申儀ニ御座候得バ、急ニ相調へ申儀共不奉存候、何卒近年之内成就仕度奉存候、小社出来仕候ハバ

其節神社御帳面御入被下、其辺手寄之神職ニ御預被仰付被下候様ニ奉願候、左侯ハバ彌以御国御安全之神拜仕七度奉存候、願之通御聞届被仰付被下ハバ私多年之心願相叶難有可奉存候、此旨宜御取成被仰上可被下候、以上、

岡山藩は寛延三年（一七五〇）九月、この願意之許可している。そのため、翌寛延四年五月、大守藤内左衛門（大守肥後守死去に付き、その子）から再び次の願書が提出されている。

去秋再與奉願候御野郡式内神社二社之内尾治針名真若姫神社、同郡四日市村御崎宮御社地二此節相建、同所祀官門田（黨）領仕置申度奉存候、尤神社御帳面、御書入被下候様奉願候、以上

これに関連して『備前国式内書上考録』が四日市御崎宮の祠官門田家に伝わる次のような史料を載せている。

御野郡御鎮座式内之神社八社之内尾針名真若比女神社御旧地相知不申候ニ付、同郡北方村之内四日市御崎宮御宮地ニ貳尺四面瓦葺之御社大森藤内左衛門□致建立、私^江預置申度由、右願之通ニ御座候、

これらの史料から、寛延期に大守氏を中心とした式内社の再興運動があり、その過程で尾治針名真若比女神社が北方村四日市の御崎宮の社地に社をつくつて祀られるようになったことが明らかとなろう。その時期は

『神社明細帳』が云う寛延三年（一七五〇）ではなく、寛延四年（一七五一）であったと考えられる。その後、いつ

尾治針名真若比女神社が現在の位置に鎮座することになったのかは明確ではないが、明治三年の『神社明細帳』が、御崎宮の撰社として扱っていること、『御野郡神社境内図』（明治八年八月）には御崎宮の社地内に尾治針名真若比女神社が記されていること、また同書並びに、『延喜式内社取調帳』（明治七年）には、現在尾治針名真若比女神社が鎮座する位置に天津神社が記されていること、等々を考えると、明治七・八年頃には尾治針名真若比女神社は未だ北方四日市に鎮座しており、その後のある時期に天津神社の祀られていた現在の場所に移されたものと思はれる。現在の宮司村岡吉郎氏は、村岡家の史料の中に還座祭の祝詞があつて、明治八年と書かれてあつたと記憶するので、御崎宮から現在の鎮座地へ移されたのは明治八年だと云う。そして天津神社は尾治針名真若比女神社の末社として祀られることになったのではないかと推定され、昭和二十年六月に社殿が焼失するまでは本殿の傍に末社が一社あつた、これが天津神社ではなからうかと云ふ。『特選神名牒』は所在地として現在の場所をあげてゐる。旧村社。

【所在】岡山市津島二千九百七十番地(旧御野郡津島村の枝村西坂)。和名抄の御野郡津島郷のうち。岡山市街地の北西、半田山の一角に位置する。岡山駅より北西約二・八キロメートル、津山線法界院駅より西へ約一・五キロメートルのところ。

前述のように、が現在の位置に祀られるのは明治七八年以後のことである。『備前国式内書上考録』は「偕さて

本郡の北の方、金山、笠井山より引続きて東西に斜なる山を俗に半田は針田の山を音便にくずれたるにて、此山の名、出所は針田神社ませし故なり元義の筆記に半田山の内に辻が辻針名と云へること古き山方の帳に見へたり、としるせり、辻が辻といふ名は今もとのふなり、されはこの半田山の内にて清々し

き地を宮地とは定めまつるへきにや」と記しており、これが津島西坂、牛田山の西部に鎮座することになった理由のように思はれる。この半田山と、その西に連なるカラスヤマ烏山との間の稜線鞍部には都月一号墳、二号墳と呼ばれる二つの古墳がある。これらの古墳については、『東備郡村誌』が天和二年（一六八二）に発見されたいきさつを載せているが、現在特に一号墳から出土した有文円筒埴輪は円筒埴輪の原初的なものとして注目されている。

【祭神】現在、尾治針名真若比咩命とされている。『神社明細帳』は祭神を真若姫命と記す。『吉備温故秘録』は「式内之神也、所祭の神一座尾治針名根命といふ」として、旧事紀によって祭神を「天照国照彦天火明櫛玉饒速日尊十四世孫尾治針名根連」と説明しながらも、「私に按ずるに二神を祭りしものならん、上に記す尾治針名根連一座、此針名根連の伯母真若刀婢命一座歟」、「神名帳には一座なれども尾治針名根連に真若比女命と合せ祭りしならん、是類諸社共に多くあり、二座共いはず、又、相殿ともいはず、是を合座といへり」と記述している。また『備前国式内書上考録』は平賀元義（江戸時代後期の国學者、歌人、地方史家）の説を、「延喜式神名帳に備前国三野郡尾田土浦張針田真若姫神社尾張神社二座、備前国風土記神名抄、備前国神階記等に云ふ祭

神尾張連にて伊福氏の祖神なり、備前国邑久郡に尾張郷あり、尾治氏伊福氏も本国にありて其祖神を祭るなり。尾張国山田郡に尾張神社あり、愛智郡に針名神社伊福神ありて、尾張国に尾治氏伊藤氏り、備前国御野郡にも尾治氏の祖神尾張針名真若姫神社ありて両国ともに同じといへり」と紹介している。境内神社なし。

【祭祀】現在の宮司は尾針神社(岡山市京山)の宮司村岡吉郎氏の兼務である。この神社は寛延年間に再興され、明治初年まで北方四日市の御崎宮に挿社として祀られてるため、『神社明細帳』では御崎宮の門田氏が神職として記されている。明治初年ではあるが、『神社明細帳』より少し時期が遅れると思はれる『延喜式内神社国史見在之神社』は藤井信夫を神職として記す。この藤井氏の系譜は不明である。前述のように村岡氏の話では、戦後盗難にあつて現在は所蔵していないが、還座祭の祝詞が村岡家に伝えられていた。その年紀は明治八年であつたと記憶すると云ふ。この記憶が正しいとすれば、御崎宮から現在の社地へ移されたのは明治八年であり、それまで、こゝに祀られてた天津神社の神職(『延喜式内取調書』は、現在の尾治厄合汁名工針名真若比女神社が鎮座する位置に天津神社を記し、その神職を村岡直嗣としている)村岡氏(吉郎氏の先々代)が還座された尾治針名真若比女神社の宮司を務めることになつたと考へられる。直嗣の子、正臣の死後、神職が欠員となつたため(大正十二・三年頃)神職の互助組合「伊勢講」のはからいで、矢坂の八幡宮の宮司富山氏が当社宮司を兼務した。昭和二十一年、村岡吉郎氏の復員後、富山氏から引きついで村岡氏が再び宮司を務めることにな

つたと云う。村岡家に伝わる家系図は次のとおりである。

抑当家祖先故事、大昔不能詳是、すいぜん雖然元宗関東之士也、然而時一旦際戦乱系録遂廢棄古祖名目無由、細記頃経後但馬国住伊東大和守耐久仕、爲家臣、即村岡玄蕃藤原祐長、至後亂世亂柴田家仕、去轉備前国伊福郷居、以仕池田家、

藤原祐直(村岡次郎右衛門)―直行(村岡半太夫)―直吉(村岡右衛門、兵部)直祐(村岡三郎左衛門、式部)―直久(村岡牛次郎、兵部)―直正(村岡七三郎)―直常(村岡牛九郎)―直泰(村岡久次郎)常清(村岡富吉)常行(村岡金三)―直義(村岡半之丞、隼人)常信(村岡庄吉)―直嗣(村岡馬三郎)―正臣

氏子区域は岡山市津島周辺の西坂、市場、笹ヶ瀬、新道新野の地域。居住世帯は二、〇〇〇から三、〇〇〇に及ぶが、正確な氏子戸数は不明という。『延喜式内神社国史見在之神社』は氏子戸数を二一四戸と記す。祭日は現在十月二十五・二十六日。『延喜式内神社国史見在之神社』は十一月四日とする。宮司村岡氏の話では太陽暦の採用でかはつたのだろうと云う。その時期は不明。祭には氏子地域の各町内からダンシリ(山車)が出るが、特筆するものはない。

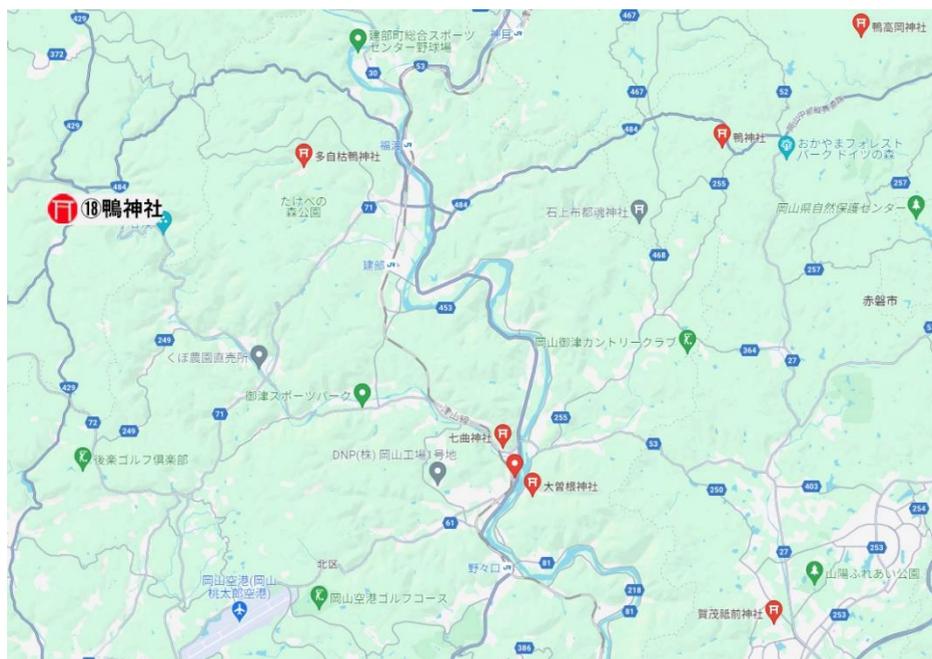
【境内地】一、六二一坪二二。『延喜式内神社国史見在之神社』は四畝歩とする。

【社殿】本殿流れ造、間口一間・奥行一間。拝殿八坪、遙拝所一・五坪。

本殿は現在地へ還座した頃はもとの天津神社の社殿をそのまま使用したと思われる。昭和十六年頃、近くの尾針神社が社殿を建て替えた(昭和十五年)のにならって、ここでも本殿の建て替へが行なはれたが、昭和二十年六月、岡山空襲の際、社殿に直撃弾を受け、炎上した。拝殿、社務所は大正十五年に一度再建され、現在の拝殿の傍に、「皇孫殿下御生誕記念改築碑」(大正十五年三月吉日)が建てられているが、これまた焼失した。現在の建物(本殿、拝殿)は戦後の建築で、昭和二十四・五年頃のものだと云ふ。さらに、昭和三十年頃、参道の登り口に遙拝所が建てられた。今、境内地に社務所はない。境内の金石は次のとおりである。

鳥居年記銘なし。石燈籠一对大正十五年二月。石燈籠一对年記銘なし。手水鉢大正十五年二月、奉納者安井誠一郎。狛犬一对年記銘なし。

18 備前国津高郡
鴨神社



【社名】吉田家本・国史大系本ともに「鴨神社」と訓んでいる。『大日本史』にも「鴨神社」とある。

『備前国神名帳』総社本(綿抜本)には「鴨神社」、西大寺本には「条四位下鴨ノ明神」、神上金剛寺本には「条四位上鴨明神」とあり、『国内神名位階記』山本本では「条四位下鴨明神」とある。『備陽国誌』(元文四年)及び『東備郡村志』(天保年中)には「加茂大明神」とあるが、これについて明治三年の『神社明細帳』(岡山大学所蔵池田家文庫)には「旧号鴨神社、中古以来称加茂大明神、明治二年^{〔復旧号〕}とみえている。

【所在地】加賀郡吉備中央町上加茂四七一(旧津高郡上加茂村字清常、津山線金川駅より十五キロメートル)に鎮座している。

上加茂は古代の津高郡賀茂郷の地にあたり、中世には長田庄(最勝光院領、のち東寺へ施入)のうちに属していた。

近世には津高郡上加茂村と称し、村高三百二十石六斗、田畑三十三町三反八畝二歩、家数九十三軒、男女五百九十人(享保六年『備陽記』)。明治二十二年下加茂村・廣面村と合併し加茂村、昭和七年西隣の福山村と合併して津賀村、更に昭和三十年近隣四ヶ村と合併して加茂川町となった。

鴨神社は古く現社地の南凡そ五百メートルの字矢阪の山上に鎮座していたと伝えられており、その山上には「大明神屋敷」と呼ばれる平地がある。また、山麓に仮屋と呼ばれる屋号の家があり、鴨神社を現社地に遷す

際、そこにいったん仮屋を建てて遷座していた跡であると伝えている。

当社の氏子は加茂川町上加茂全域で、氏子数は明治初年一五三戸、昭和五十年代は過疎化が進み一〇〇戸となっている。

【祭神】寛政年中に岡山藩士大澤惟貞が編纂した『吉備温故秘録』には、「所祭の神山城国愛宕郡賀茂と同、又一説に鴨別命を祭ともいう。」とあり、更に後者の説について「此説謂れなきに^いならず。上古は津高郡を鴨県といひし由、今も奥分(津高郡奥分)を賀茂という。此鴨県には鴨別命居玉ひ、其子孫笠臣代々住玉ふの故に、国民其徳を慕ひて、始祖の鴨別命を祭りしならんか。」としている。また『東備郡村志』も、この後者の説をとって「按に祭る所の神、山州加茂の神とは別なるべし。鴨別命を祭れるならんか。鴨別命は五十狭芹・吉備津日子命の後裔にて、仲哀・神功両朝の人なり。此加茂郷の地に居玉ひしなるべし。」としている。

『大日本史』もまた「蓋祀^ニ笠臣祖鴨別命^{日本書紀・姓氏録・延喜式}、応神帝時、鴨別食^ニ封于此地^一、其子孫笠氏世居焉、故祀之也^{日本書紀}」としている。

しかし、明治三年の『神社明細帳』ではこれらの説を採らず、「祭神別雷命」としており、昭和二十七年の神社明細書にも「祭神別雷命、品陀別天皇、足仲彦天皇、神功皇后」の四柱としている。品陀別天皇以下三柱は、明治末年に八幡宮を合祀したため追加されたものである。

【由緒】『備陽国誌』には「創造時代不詳」とあるが、明治三年の『神社明細帳』には「勤請弘仁年中」とあり、昭和二十七年の神社明細書にも「人皇第五十二代嵯峨天皇ノ御宇山城国愛宕郡賀茂大明神ヲ請スト云ウ」としている。前記のとおり『吉備温故秘録』など江戸時代の諸書では、日本書紀応神天皇二十二年秋九月の条や、国造本紀・新撰姓氏録にみえる笠臣(笠国造)の始祖鴨別をまつると強調していたのであるが、神社側ではそれらの説を採らず、「弘仁年中(嵯峨天皇御宇)」に山城国賀茂神社を勤請したとしている。「弘仁年中」とした根拠は不明である。

当社の東北、凡そ五百メートルの加茂川左岸にあたる字寺屋敷からは平安初期の古瓦が出土してある。しかし、その廃寺と当社との関係は明らかでない。

廃藩置県までの当社は、社領として「現米高一石二升七合」を有していたが、その社領は「同村(上加茂村)之村高ヲ以寄付、祠官家禄ニ給与致シ候」(明治三年『神社明細帳』)となっていた。

当社の神職は寛文七年(一六六七)佐藤九郎兵衛が神主に任ぜられて以後、十代にわたって佐藤氏が勤めてたが、大正年中に断絶し、日吉神社(加茂川町下加茂)の宮司片山氏が兼務した。その後気喜神社(同町案田)の宮司服部旭氏の兼務となり、更に昭和三十七年同氏死亡後は島康徳氏が宮司をとつめた。

当社には、神主のほか神人一人がおり、宝暦二年(一七五二)津島源八郎がはじめて神人職に任ぜられ、以後

明治初年まで津島氏が六代にわたって勤めていた。

なお、当社は明治初年(年月日不詳)郷社に列せられ、明治四十年神饌幣帛料供進神社に指定された。

【祭祀】当社の祭日は春祭四月十七日、秋季例祭十月十九日(もと旧曆九月十二日)、新嘗祭十一月二十八日と
なっており、この他に十月二十日(もと旧曆九月十三日)の加茂市祭(加茂大祭)に参加している。

秋季例祭は十月十九日正午から惣代氏が参列、神事が行なわれ、次いで神馬・幟・鉾・鉄砲・弓・獅子・
太鼓・笛・手拍子・傘・長刀・剣・櫛・中供(宮司)・神輿・一般氏子の順に行列を整へ御神幸が行なわれる。

御神幸は神社西南五百メートルの字百々どうどうと東方三百メートルの下加茂境まで一年交代に行なわれ、道辺りに
神輿を据へ、獅子練りや神事があり、その後神輿は氏子の地区を回わる。各地区では「サカムカエ」と称して
神酒を奥守りに振舞う。

祭の中心は翌日の加茂市祭である。加茂市祭は旧賀茂郷の惣社である惣社宮(加茂川町加茂市場鎮座)に郷内
の八社が参集して行なわれる祭である。参集する旧賀茂郷内の神社は鴨神社のほか、日吉神社(加茂川町下加
茂)、気喜神社(同町案田)松尾神社(同町円城)、素盞鳴神社(同町和田)、三所神社(同町三納谷)、天計神社(同町
豊岡)、八幡神社(同町井原)の八社である。次にこの祭の概略を『御津郡誌』(大正十二年)等によって記してお
くことにする。

十月二十日には、「オタチ」と称して、遠方の神社は午前0時頃から松明をともし、神馬を先頭に幟・鉾・鉄砲弓・警固(棒遣い)・鳥毛・獅子・太鼓・笛・手拍子・大傘・立傘・真榊・長刀・剣・大榊・幣帛・神職・神輿・護衛(一般氏子)の順で行列を整え神社を出発する。途中「サカムカへ」と称して氏子から神酒等の振舞いをうけながら、午前七時頃惣社宮近くの所定の場所に参集し、次いで鴨神社を先頭に気喜・松尾・日吉・素盞鳴・八幡・天計・三所神社の順で棒遣ひ・ヤッコ練りを演じながら、「オイリ」の式にうつり、惣社宮の宮司の出迎へ式、各社の答礼式があつて、八社の神輿が惣社宮の長床へ安置される。この「オイリ」の式を見るため、早朝から数千人の見物客が境内にあふれる。

昼食後、神遊びの行事にうつり、前記の順番で八社の太刀振・獅子舞が行なわれた後、神幸式に移り、八社の神輿が神前に整列し、「オー」の掛声とともにいっせいに高く差上げられる。これを「御神儀」と称し、祭最大の圧巻となっている。

次いで、神馬行事となり、各社の神馬が社殿の周囲を三回疾駆し、終つて惣社宮より各社に神饌を供せられ、宮司が祝詞を奏して祭事を終え、午後三時頃出御式となり、三所・鴨・天計・八幡・気喜・松尾・日吉・素盞鳴神社の順に還幸する。この加茂市祭は天喜年中に賀茂郷の十二社が悪疫破除の報恩渡御式を行なったのに始まるといい、当初は御榊を奉持して渡御式を行なっていたにすぎなかったが、戦国時代から江戸中期までの

長い中断を経て、享保元年（一七二六）に復興された時、京都の加茂祭をまねて八社の渡御式を行なうようになったと伝えられている。

なお、加茂市祭は備前三大祭の一つに数えられており、昭和四十三年に県の重要民俗資料に指定されている。

【境内地及び社殿】境内地面積は一四九七坪。本殿は江戸末期の建築で間口・奥行ともに二間、春日造り、檜皮葺。拝殿は間口三間半・奥行二間半、瓦葺。幣殿は間口・奥行とも一間半、瓦葺。神饌所は間口一間半・奥行一間、瓦葺。社務所は間口五間半・奥行二間半、瓦葺。神具庫は間口一間半・奥行一間、瓦葺。随神門は間口二間半・奥行一間、瓦葺、大正十五年七月建替。

境内末社として、南西隅に荒神社(祭神、素盞鳴(命)・御崎神社(祭神、齋島(命)、西北隅に稲荷神社(祭神、宇迦魂(命)、東北隅に守神社、忠魂社がまつられている。

明治末年に上加茂の各地にまつられていた金刀比羅宮、木山神社、龍王神社、森神社、愛宕神社、武甕槌神社、神納社、龍神社、厄神社、大山社、賀財神社、祇園神社、御玉神社、今宮、水神社、山神社、幸神社、番神社、素盞鳴神社、地神社、川上神社等が稲荷神社へ合祀されている。

【遺物等】参道の鳥居は江戸末期の建立で、高さ一丈三尺、額に「加茂大明神」とある。その傍らに「奉燈

施主上加茂村^原平次郎、寛政十一未歳四月吉日」の銘のある燈籠一対がある。

随神門前の石段下には「寛政十午四月十四日」の銘のある手水鉢と「奉燈、上加茂村惣次良、善左エ門、文蔵、吉六妻文化元「四月吉日」の銘のある燈籠一対、随神門前には「奉燈 天保六^{乙未}八月吉日」の銘のある燈籠一対がある。

19 宗形神社



【社名】吉田家本国史大系本ともに「宗形神社」と訓んでおり、『大日本史』にも「宗形神社」とある。

『備前国神名帳』総社本(綿抜本)には「宗形神社」同神上金寺本には「正四位下宗形大明神」とみえ、元剛文四年(一七三九)に編纂された岡山藩の官撰地誌である『備陽国誌』には「宗形大明神」、天保年中に岡山藩士松本亮の編纂になる『東備郡村志』には「宗像神社」とある。明治三年岡山藩が編纂した「神社明細帳」には「宗形神社」とある。

【所在地】岡山市北区大窪一九三番地(旧津高郡大窪村字山の端、吉備線備前一宮駅より北へ二キロメートル)に鎮座している。

大窪は古代の津高郡駅家郷の地にあたり、宗形神社は南に糸里の地割の残る平野を見下ろす小高い丘(宗形山)に座している。古代の山陽道は宗形神社の南方を東西に通っており、名からもうかがえるとおり、ここは駅家が置かれていたところである。家の位置は必ずしも明らかでないが、神社の南方凡そ一・五キロメートルの岡山市辛川市場付近と推定されている。そこは中世の辛からっかわ川宿のあったところである。

近世の大窪は津高郡大窪村と称し、村高四百四十四石八升、田畑三十町四反余、家数四十九軒、女三百七十九人(享保六年『備陽記』)であった。明治二十二年近隣五ヶ村と合併し馬屋下村となり、その後昭和三十年に一宮村平津村と合併して一宮町、昭和四十六年に至って岡山市へ編入した。

当社の氏子は大窪及び西隣の天神、磯ヶ部の三部落であり、明治初年には氏子数一一四戸、昭和二十七年には五二〇人であったが、近年住宅團地が造成され氏子が加わったため、昭和五十二年十月現在三五〇戸となっている。

【祭神】寛政頃岡山藩士大澤惟貞の編纂した『吉備温故秘録』に「筑前胸肩神社と同じ、所祭の神三座」とありまた『東備郡村志』にも「祭る神、筑前宗像に同じ」とある。明治三年の『神社明細帳』には「田心姫命、湍津姫命、神杵島姫命」とあり、昭和二十七年の神社明細書も同三柱となっている。

【由緒】『御津郡誌』（大正十二年）には「創立年代由緒不詳」とあるが、古くから筑前宗像神社を勤請したと伝えられており、航海の守護神として船乗りの信仰を集めていた（昭和四十六年『一宮の歴史』）

『大安寺伽藍縁起流記資財帳』によると、天平十八年（七四六）頃の備前国には大安寺の墾田地百五十町があり、そのうち、御野郡の長江葦原に五十町、津高郡の比美葦原に五十町があった。この長江葦原は現在の岡山市大安寺付近、比美葦原は同市尾上付近と推定されている。両葦原の間は御野郡と津高郡の境界となっており、「堺江」とあって入江が深く入り込んでみたことが知られる。現在の笹ヶ瀬川や宗形神社の背後の山々から流れたす中川、砂川などの中小河川はその入江に注いでいた。この入江を取囲む山々には、眼下に児島湾を見下ろす車塚（岡山市尾上）や小丸山古墳（同市一宮）、茶白山古墳（岡山市一宮吉備津境、吉備津彦命の御陵とされ

ている)など全長百メートルをこえる巨大な前方後円墳をはじめ、多数の中小古墳が分布している。西方の吉備中山の麓には備前一宮吉備津彦神社(式外)、備中一宮吉備津神社(式内)、名神大社)があり、また古代の寺院跡二ヶ所が知られている。宗形神社はこの入江の奥三キロメートル、入江を眼下に見下ろす丘の上に鎮座していたのであるが、かりした遺跡の分布はこの入江に吉備国の津が存在した可能性を思わせる。日本書紀には、吉備氏が大和王権の朝鮮遠征に条ひ、大陸と吉備の間をしきりに往来していたことがみえている。宗形神社は、あるいは彼等によって航海の守護神として知られた筑前宗像神社が勤請されたのかもしれない。

当社は明治四年十月に式内社として郷社に列せられ、明治四十年一月神饌幣帛料供進神社に指定された。

当社の神職は江戸時代以来津高郡横尾村(現岡山市横尾)の伊丹氏が勤めていた。伊丹氏は寛文七年(一六六七)以来横尾村の御崎神社の神主を勤めてた家で、明治三年当時の伊丹礼三郎(九代目)は御崎・宗形両社のほか周辺数社の神主を兼務していた。

当社の神職は礼三郎のあと礼蔵・牧太と引継ぎ、昭和九年にその親族佐野光正氏が宮司となり、現在に至っている。

【祭祀】 祭典は五月十日祈年祭、十月第三土・日曜日秋季例祭、十一月二十五日新嘗祭となっている。秋季例祭は明治初年には旧暦九月十二・十三日であったが、その後新暦十一月一・二日となり、更に十月十六十七日

に改められていたが、近年兼業農家が多くなり十月第三土・日曜日となっている。秋季例祭・祈年祭新嘗祭とも総代・氏子参拜のうへ神事が執り行なわれるだけで、神輿の渡御等はない。

【境内地及び社殿】境内地は宗形山と呼ばれる小丘全体、三、二七二坪であり、境内は赤松、檜等の常緑樹でおほはれていたが、近年松喰い虫に荒されている。

本殿は昭和十二年の改築で間口二間奥行三間、り、檜皮葺。改築の際に付近から玉類・剣類が出土したと伝えられている。幣殿は間口三間・奥行一間、瓦葺。拜殿は間口四間・奥行三間、瓦葺。ともに本殿と同じ昭和十二年の改築である。他に神饌所(二・二五坪)、社務所(二・二五坪)、参集所(一〇坪)があり、ともに明治末年の改築である。

境内東北隅には末社疫清神社(祭神素盞鳴命)があり、東南隅に祖霊社がある。清神社は昔この地方に疫病が流行したため祀ったものと傳へられ、祖霊社は昭和二十二年に「国家公共に盡した人の霊」(昭和二十七年神社明細書)を祀ったものである。

【遺物等】本殿裏手に円墳と思われる小丘がある。昭和十二年の本殿改築の際出土したと伝えられる玉類・剣類は、あるいはこれらの古墳と関係があるかもしれない。

当社は古くから現在地に祀られているにもかかわらず、明治以前の年紀をもつ宝物・遺物はみられない。参

道中程の燈籠には「奉燈、明治四十一年四月吉日、片山柴三」、拝殿下の手水鉢には「奉納、昭和二年片山周一」の銘があり、百数十段にのぼる参道の石段は昭和六年十月に構築されたものである。

参道入口の石鳥居及び中程の狛犬一对は無銘であるが、明治末期頃のものと思われる。

参道右手には昭和三年十一月に御即位記念事業として参道改修・松樹植栽が行なわれた際の記念碑があり、それに並んで天浪・孔村の歌碑がある。

【社名】吉田家本は「鴨神社」、「大日本史」は「鴨神社」と訓む。『備前国神名帳』神上金剛寺本は「正四位上、鴨大明神」と記す。

式内社鴨神社は玉野市長尾の鴨神社に比定されているが、『備陽記』（享保六年）、『備陽国誌』（元文四年）『吉備温故秘録』（寛政年中）、『撮要録』（文政六年）『東備郡村誌』（天保年中）など江戸時代の備前の地誌・記録はいづれも長尾の鴨神社を「八幡宮」と載せている。はじめ「正八幡宮」と称し、正徳以降は「加茂八幡宮」と称したらしく、『備前国式内書上考録』（明治初年）には社家に伝はる次のやうな社名変更の願書（宝永八年）を載せている。

先年正八幡と書上御座候由、右八幡宮同郡槌ヶ原村、宇藤木村、用吉村、木目村、小嶋村、廣岡村、瀧村、長尾村九ヶ村之大社、右之村々加茂庄之内と申候、則右社号加茂を用唱来之由申伝候、此度加茂八幡宮と社号御書替被下候様奉願候

『神社明細帳』（明治三年）、『延喜式内神社国史見在之神社』（明治初年）、『備前国式内書上考録』（明治初年）など明治以降の史料は「鴨神社」と記している。

【由緒】創祀年代、銀座の次第など不詳。平安時代の初め頃大和国葛上郡加茂の高加茂神社を勤請したと云い

伝えている。『備陽記』は「神名記ニ有之加茂神社トアルハ此宮カト云」と記す。『吉備温故秘録』は『備陽記』と同様「八幡宮」とあげながら、貞永二年(一二三三)の創造であるとし、「一説に式内神鴨神社というは当社なり、当村按するに鴨神社之氏神なりしが、何代の頃よりか八幡宮と号する由按ずるに鴨神社の相殿に八幡宮を追て勧請したるならん」と記している。社伝はこの点を後堀河天皇の時、貞永二年に八幡神を相殿に祀り、これ以後八幡宮と称したのであり、明治初年旧号に復したと説明している。『備前国式内書上考録』は「此社の内陣に甚古き金幣を秘藏めたる、其畳紙の肩に「かものみや」と記せるによりて疑なく式内の鴨神社なりとハしられたり」と古い金幣のあることを記しており、これは現在も神社に秘藏されていると云う。旧郷社。

【所在】玉野市長尾千百七十三番地(旧児島郡長尾村)。岡山から玉野に至る国道三十号線にかゝる秀天橋より南々西へ約三・五キロメートル、国鉄宇野線迫川駅より南々東へ約五キロメートルのところ。和名抄所載の児島郡賀美郷(高山寺本作賀茂)に属すと思われる。賀茂郷は和名抄より早く平城京趾出土の木簡の中にその名前を見ることのできる郷であり(現在出土しているうち関係のものは二点で、一点には「備前国児島郡加茂郷、三宅調連、皇一斗」、もう一点には「児島郡加茂郷鴨直君鷹三斗」と墨書がある)、のちには加茂荘とよばれた地域だと考えられる。『備陽国誌』はその地域を大藪、田井、扁原、福浦、槌ヶ原、迫間、宇藤木、用吉、木目、小島、地廣、岡瀧、長尾、宇野、玉、利生、日比、向日比、澁川の十九ヶ村(現在玉野市)にあたるとしてい

る。鴨神社の鎮座する長尾付近では彌生、古墳時代の遺跡、古墳がいくつか確認されており、鴨神社の南側裏山にあたる鴻巣山の尾根から三基の箱式石棺、うち一基からは人骨が出土し、神社の境内からも古墳時代の土師器と共に鎌倉から室町時代にかけてのものと思われる燈明皿、椀の破片の出土があったことが報告されている。またこの付近一帯の字名に条里制の名残りを何はせるものもあることも報告されている（『玉野市史』昭和四十五年）。『備前国式内神社書上考録』は名寄帳から抽出した字名をあげて、「これらの字ども皆鴨神社の祭田なるべし」とする。例えば「宮免川、加茂川宮免凡七反計り、位田凡二反計り、つと田菟耳田の義か、馬場、祝詞師免、花田、卯月田、菖蒲田、扇子田、千年田、おご給、かうつき田、願成田、番丈木、塩辛田、西行免、四孝免、豆田、餅田」などがあげられている。

近世の長尾村について、『備腸記』は、「一、高千百十六石六斗八升、一、家数百三軒、一、田島敏六十八町一反六歩、一、男女六百八十八人」と記している。明治二十二年六月に近隣の三ヶ村と合併し上加茂村となり、明治三十六年四月に更に近村と合併し荘内村となった。その後、昭和二十九年に至り玉野市に併合され今日に至っている。

【祭神】祭神は味あじすきたかひこねのみこと鉏高日子根命とされている。古事記の大国主神の神裔の条に、大国主命が胸形三神の

奥津宮に坐す多紀理毘賣命と娶て生まれたのが阿遲鉏高日子根脚と高比賣命であるとあり、更に阿遲鉏高日子

根神はまた迦毛大御神と云うとある。姓氏録には「加茂朝臣、大神朝臣同組、大国主神之後也」とあって、味鋌高日子根神を祭神とする神社は加茂氏系統の神社であろうと思われる。『社神明細帳』をはじめ明治初期の諸史料や『児島郡神社誌』（昭和三年）には、相殿に応神天皇、仲哀天皇、神功皇后を八幡宮として祀っている様子が記されているが、現在は八幡宮は祀られていない（八幡宮の名は消えたが、応神天皇、仲哀天皇、神功皇后は合祀されていると云う）

『社神明細帳』は末社として素戔嗚神社、疫神社、荒神社の三社（いずれも祭神は素戔嗚命、またいずれも境内地外）のみ記すが、現在では境内地にも末社があり、境内地外の末社も九社に増加している。境内地内の末社は嚴島神社（祭神市杵島姫命）、金毘羅宮（大物主命）、秋葉（軻遇突知命）、愛宕神社（同）、塞の神（衡立船戸命）、稲荷神社（宇迦魂命、猿田彦命、大宮賣命）、荒神社（火迦加具津知迺命）、龍王神社、地神の各神社。このうち荒神は婦人の乳の病気を治してくれると云はれ、かつては病氣平癒のお礼に乳絵馬がたくさん供えられていたと云う。境内地外の末社は素戔嗚神社（長尾、通称天王様）、金毘羅宮（長尾）、素戔嗚神社（長尾、通称和霊様）、木山神社（長尾）、秋葉神社（長尾）、疫神社（迫間）、荒神（迫間）、石鉄神社（迫間）、木野山神社（迫間）の九社。

【祭祀】現在の宮司は宇野八幡宮、五十猛神社、早瀧神社、槌ヶ原八幡宮を兼務。『吉備温故秘録』はこの神社の神職を難波氏と記しており、『延喜式内神社国史見在之神社』に「旧神官難波十郎明治三年迄神主相勤候處死

亡絶家二付同姓難波務明治四年^辛七月二十七日御改正迄社役請持相勤申候」とあるので、明治初年まで難波十郎家が何代か神職を務め、明治三年に難波十郎の死亡絶家のため難波務へ引き継がれたと考えられる。『児島郡神社誌』や聞き取り調査を総合すると、その後は難波務から三宅正礼へ、更に清藤安治を経て現在の吉野氏に至ったものである。

祭日については『神社明細帳』が八月十四十五日と記すが、太陽暦が採用され、明治七年に十月五日・六日となった。その後、大正五年頃この地域一円の祭りを同一日にしようという運動が起って、十月十五十六日に改めら更に二十年ほど前(昭和三十年頃)に学校、会社の関係で十月の第三土・日曜日に替えられたと云う。

祭には、かつては「おねり」が行なわれた。境内に長尾南、長尾北、迫間のダンジリ(山車)小屋があり、宵祭の日になると各部落へダンジリを引いて帰って飾り付けをし、その夜は鉦、太鼓、笛、鼓などで囃しながら各部落内を練って廻る。この日には神輿も宮を出て御仮屋(御旅所)へ一泊する。御仮屋は一の鳥居の傍にあって、現在は場所が替はっている。「おねり」は祭の当日、午前十時頃に始まる。前日各部落を練ったダンジリ三臺が宮の馬場(長さ約三百メートル)へ集合。迫間、尾越からは千歳楽が来る。一夜を御仮屋で過ごした神輿は、千歳楽の後を、更にその後へダンジリが続いて馬場を練り、本殿へ還御するのである。

氏子区域はもとの長尾村と迫間村(現玉野市長尾、迫間)、氏子戸数は現在約四〇〇戸。明治初年、三三五戸

(『延喜式内神社国史見在之神社』)、昭和初年、二六二戸(『児島郡神社誌』)、昭和二十七年の明細書は氏子数を一、六〇〇人と記している。秋の祭り以外の年間の主要な行事は、元旦祭春季大祭(五月中旬頃、氏子総代が神社へ集まり五穀豊穰、氏子安泰を祈念する)、なごせ祭(夏越祭、七月三十一日、祭に先立って人型の紙が氏子に配られる。氏子はこれに家族の名前を書いて参詣する。神社ではこれを集めて厄払いの祈念をし、氏子にはお礼と小さな茅の輪を渡す。これを門口に掛けておくと厄除けになると云う)などである。

【境内地】三、八七六坪。『神社明細帳』は社地として「八畝三步、外二宮林七町五反、外二馬場半内除地」とあげ、『延喜式内社取調書』(明治七年)と『延喜式内神社国史見在之神社』は共に境内反別を二反二五歩、外二畝一五歩手水池とし、曹境内反別として三町五反三步をあげている。

【社殿】本殿檜皮葺、入母屋造、間口一間半・奥行一間。幣殿三坪。釣殿四坪。拜殿二〇七坪。以上は明治十五年の建築。この他、社務所一四坪(大正七年建築)がある。(『児島郡神社誌』)。明治十五年の建替へ以前の社殿については『神社明細帳』が「本社梁行二間、桁行三間、幣殿梁行一間半、桁行一間半、拜殿梁行二間、桁行五間、神楽所梁行一間半、桁行二間」と記してあるが、何時建てられたものかは不明。

鴨神社の金石は左の通りである。

鳥居一基(扁額なし)、寛政元年、田代義高他一名建設。

鳥居一基(扁額には八幡宮と刻んであったと思われるが、今は表面をつぶして、八という文字のみ讀める)、安政四年氏子中建設。石柱(式内鴨神社)、明治八年六月。手水鉢嘉永七年、河合昌作寄進。石燈籠四耐(安永八年、森邦陳寄進。天保五年、高田利三郎寄進。文政十一年、氏子中建設。明治三十年、高田山一寄進)。狛犬二対(弘化三年、木村幸右衛門他二名寄進。昭和十年九月)。百度石、千度石各一。共に慶応元年、氏子中建設。

【社名】九条家本、吉田家本は「田土浦坐神社」、武田家本は「田土浦坐神社」と訓む。『大日本史』は「たつちうらの田土浦坐神社」と訓む。

『備前国神名帳』総社本は「たつちうらの」と載せるが、神上金剛寺本は「正四位上田土浦大明神」とする。

田土浦坐神社は早くから現在の倉敷市下津井田之浦に鎮座するとされていたが、江戸時代の備前の地誌のうち『備陽記』（享保六年）、『備陽国誌』（元文四年）、『東備郡村誌』（天保年中）は「明神」と記し、『吉備温故秘録』（寛政年中）だけが「田土浦神社」としている。社伝では、久しく「明神」と称したが、元文四年（一七三九）十二月に「田土浦坐神社」に復称したと言い、宝暦頃の『神社書上』には「田土浦坐神社」と記されている。明治以後の史料はいずれも「田土浦坐神社」とする。現在、地元の人たのうらは「田の浦の明神みようじんさま」と呼んでいる。

【由緒】創立年代、創立の次第不詳。先述の如く、『備陽記』『備陽国誌』共にこの神社を明神と記すが、『備陽記』では「田ノ浦村ノ内、延喜式ニ有之田土浦ノ神社ト云ハ此宮ナラント云ヘリ」と記述が明確さを欠くのに対し、『備陽国誌』では「創造時代不詳、延喜式神名に田土浦座神社といふ是なり」と記述の調子が断定的となっている。

この神社が式内社田土浦坐神社に比定されたのはその地名（田之浦）が近似するためと思われる。社伝では田之浦と言う現在の地名は田土浦の訛りではないかと言い、久須見鼻（神社より東南にあたる岬）から西へ下津井の西

外れに至るおよそ一里半の間を田土浦と総称すると言う口伝をあげる。この点、『東備郡村誌』は「此地名を田の浦と云は田土浦の伝誤なり」と言い、『大日本史』も同様である。

式内社田土浦坐神社については議論があったようで、『児島郡神社誌』（昭和三年）には甲浦村大字宮浦（現在岡山市南区宮浦）に鎮座する旧村社竹島神社（※現在の高島神社か。明治期『神社明細帳』に「旧号竹島神社、中古称^二高島大明神^一、明治二十七年復^二旧号^一、備前国総社神明帳異本児島郡田土浦□竹島神社在^二神祇官^一ト御座候」とある。明治十三年『社寺明細帳』には「高島神社」、明治二十八年『古社取調書』には「竹島神社」、大正十一年の『児島郡神社史』では「竹島神社」、昭和十一年『岡山県神職会員名簿』には「竹島神社」、昭和十七年〜十九年『大日本神祇会岡山支部会員名簿』には「竹島神社」、昭和二十五年『岡山県神社庁神職名簿』には「高嶋神社」とある。）、小串村大字阿津（現在岡山市南区阿津）鎮座の旧村社広幡八幡宮なども田土浦坐神社の後身であるとの説があることが記されている。これについて、田之浦を調査した藤井駿氏はその報告書『漁村の生活』（昭和二十九年）の中で、「史料に乏しく、勿論江戸期より前のことを知るべき旧記も古文書もないし根拠薄弱である。田之浦に現存する田土浦坐神社が即ち延喜式内のそれであると断定は出来ないが他のものよりは有力であるかと思われる」と書いている。旧無格社。

【所在】倉敷市下津井田之浦一丁目十五番三十号。(旧児島郡田之浦村字明神)倉敷市児島の児島バスセンターから南東へ約三・五キロメートル。瀬戸中央自動車道、児島インターで降り、県道三九三号を約一・五キロメートル南下したところ。

『平家物語』(長門本)の治承元年藤原成親が備前国児島へ配流された記事の中に「備前国小島の内下津井と言う所をば通庄といひ、是につけて田井浦にましましてそれより民の家のあやしげなる柴のあみの内へぞ入給ひにける」と見えて平安末期頃に下津井周辺が通庄と呼ばれていたことがわかる(下津井の北西部海岸に通生かようという所がある)。この通生は本庄と新庄に分かれており、これは『庄園志料』に掲げられる建武二年(一三三五)の西園寺家文書、『吉備温故秘録』に載せられている応永十一年(一四〇四)の文書などによって明らかである。通生には応永二十八年(一四二二)の銘をもつ石造明神鳥居(国指定重要文化財)のある本庄八幡宮(旧郷社)があり、江戸時代の旧記によれば、吹上、下津井、菰池、宇野津、しおなす塩生、通生がその氏子地域であった。また、阿津には旧村社新庄八幡宮があり、味野、赤崎、大島、田之浦の地域をその氏子とする。

恐らく本庄八幡宮は通生本庄の氏神であり、新庄八幡宮は通生新庄の氏神であったと思われる。以上から、田之浦は中世においては通生新庄に属してしていたことが推定できるのである。前掲の『平家物語』に記される「田井浦」を『大日本地名辞典』は「田井浦は田之浦の誤なるべし」としている。

近世の田之浦村について『備陽記』は「村前船掛り吉、

一、海辺町並也、岡山京橋迄陸路九里、船路京橋迄十里、一、高七十四石五斗六升、

一、家數百十六軒、一、田畠畝五町八反七畝廿八歩半、一、男女六百六十二人、

一、村東ハ大畠村ト山田境、西ハ吹上村ト山田地境、南ハ海、北ハ赤崎村ト山境、

一、小獵船ヨリ三端帆迄四十三艘アリ、一、此村四季共獵アリ」

と記している。田之浦は明治二十二年六月東隣の大畠村と合併し長浜村となり、明治四十年には下津井町に合併された。その後味野町、琴浦町等と合併し児島市となり、現在は倉敷市に属す。『和名抄』では児島郡に三家<sup>美世、
／希</sup>、都羅、賀美、児島<sup>古之
／万</sup>の四郷を記すが、田浦がどの郷に属すのか、『備陽国誌』は不明としている。

【祭神】現在、大綿津見神とされている。『備陽国誌』は「所祭水門神歟」とし、『吉備温故秘録』は「所祭の神一座水門神速秋津日命歟、又一説に葛木襲津彦命歟」と記す。『神社明細帳』（明治三年）ではこの宮は赤崎村の新庄八幡宮の摂社となっており、祭神は伊弉諾尊、伊弉冉尊と記されている。宮司藤山氏の所蔵する古記録の中に「明治十一年祭神改定ヲ達セラル」とあって、この時点で大綿津見神が祭神とされた様である。新庄八幡宮から何時独立したのかについては明確に出来ないが、藤山氏の所蔵になる明治二十八年の『古社取調書上^{ひかえ}扣』には田土浦坐神社はすでに独立した形で書きあげられており、一つの目安とはなろう。神社総代の一人笹井氏の

話では、この宮の神様は火のきらいな神であるという言い伝えがあつて、近畿地方、九州地方などからもお礼をもらいに来ると言う。

【祭祀】宮司は、阿津の新庄八幡宮（本務）、味野の天神宮を兼務している。『神社明細帳』は神職として藤山務をあげ、「神職藤山務先祖不詳、文和年中神主相勤以来当代迄二十二代神職相統致居申候」と記す。『児島郡神社誌』はこの神社の神職を郷社熊野神社社司大守忠臣の兼務としている。

前述のように明治三年の『神社明細帳』では赤崎の新庄八幡宮の摂社として扱われており、氏子数は不明。昭和三年には三五〇戸（『児島郡神社誌』）であつた。

参考にした昭和五十五年当時の「式内社調査報告」では、祭は旧暦の六月十七・十八日に行われており、明治初年の史料も同じ日を記している。田之浦は奴組、大黒組、恵比須組、弁天組の四つの組(村組)に分けられており、祭の際には奴組から奴を出す(約三十人、かつてはもっと多かつたと言う)。大黒組、恵比須組、弁天組の三つの組(村組)は夫々組内にダンジリ(山車)小屋を持ち、ダンジリを有しており、祭にはこれを出して練る。田之浦の浜(小字名)にお旅所(昔はお仮屋と言つた)があつて、十七日の夕方、宮を出た神輿はこゝまで「お旅」をする。この夜はお旅所で一泊し、翌十八日に還御する。奴は神輿の「お立ち」の際(宮、お旅所)に先導する。神輿は各組から割り当てて人を出して担ぐと言う。昔は千歳楽も出たこれは岡組(現在はない)の担当であつた。現

在の例祭日は七月第三土曜日、日曜日である。

この四つの組（地元は「当番」と言っていたが、これは「当屋」であろう）は当屋としての古い形を伝えていたが、数年前から維持できなくなって現在はなくなってしまった。

年間の行事では、二月第三土曜日のお日待ち祭（厄年の者が神社でお日待ちをする）、三月（日は当番と神職の都合で決めており一定しない）の祈年祭、十一月の新嘗祭などがある。

【**境内地**】五八〇坪四六（昭和二十七年、神社明細書）。『神社明細帳』は社地として「三町宮林共境内除地」と記し、『延喜式内社取調帳』（明治七年）は境内反別六畝一九歩をあげている。『児島郡神社誌』によると境内坪数は五七二坪。

【**社殿**】本殿一間社流造、間口三尺五寸・奥行五尺。『児島郡神社誌』は延享二年（一七四五）の建築とするが、社に文政元年（一一八）再建の棟札が所蔵されており、文政元年に建替が行なわれたと思われる。幣殿三・五坪。明治十一年六月、崇敬者中建設。拜殿一〇・五坪。明治十一年六月、崇敬者中建設。社務所六坪。鳥居明治十九年、那須吉太郎他八名建設。鳥居年代不詳。石燈籠一对延享四年十一月、田之浦活漁船中寄進。狛犬一对明治七年正月、漁船中寄進。手水鉢文化四年四月、田土浦中口屋徳右衛門寄進。